塚谷村　土居村　小座村　上森原村　下森原村　入村　馬場村　久田下原村　長土路村

同　郡富村廣山孫左衛門觸

中谷中村　同下村　土生村　黒木村　久田上原村　河内村　杉村　中谷上村　西屋村　箱村　富仲間村

楠村　大村　富大倉村　富西谷村　富東谷村

同　郡奥津村三浦市郎右衛門觸

奥津川東村　奥津川西村　長藤村　下齋原村　上齋原村　羽出村　四口野村　女原村　井坂村　桑野村

西北條郡山北村大谷九右衛門觸

山北村　小原村級上河原村　惣社村　西一宮村　小田中村

同　郡田邊村土居藤七觸

東田邊村　西田邊村　市場村　公保田村　澤田村　沖村

同　郡田邑村土居七郎兵衛觸

下田邑村　上田邑村

同　郡香々美中村岸新兵衛觸

香々美中村　藤屋村　年信村　寺和田村　眞經村　大町村　岩屋村　越畑村　百谷内井村　寺谷村

寺和田上村

東南條郡野介代村香山太郎兵衛觸

野介代村　川崎村　林田村　高野山西村　籾山村　東一宮村

同　郡押入村岸本又三郎觸

押入村　野村　高野本郷村　高野山東村

同　郡東一宮村中島孫左衛門觸

東一宮村　大田村　沼村　勝部村　志戸部村　紫保井村

東北條郡綾部村多胡勘右衛門觸

草加部村　綾部村　吉見村　下流川村　成安村　下原村　公郷村

同　郡高倉村堀内三郎右衛門觸

上高倉村　下高倉村　大篦西村　下横野村　上横野村

同　郡小中原村中西孫右衛門觸

桑原村　行重村　楢井村　山下村　阿波村　倉見村　宇野村　原口村　戸賀村　東黒木村　齋谷村　西黒木村

小淵村　塔中村　青柳村　知和村　百々村　小中原村　中原村　物見村　川井村　青山村

□大庄屋構（廢藩當時）　津山領

西北條郡　下田邑　上田邑　西々條郡　古川　寺元　宗枝　眞加部　戸島　（田邑構）　七村

西々條郡　二宮　神戸　院庄　吉原　原　下原　薪森原　河本　高山　（二宮構）　九村

西北條郡　山北　總社　小原　上河原　小田中　東南條郡　林田　川崎　野介代　志戸部　沼　勝部（山北構）

十一村

西北條郡　香々美中　藤屋　西々條郡　和田　貞永寺　土居　小座　上森原　下森原　馬場　塚谷　瀬戸　入

（香々美構）　十二村

西北條郡　東田邊　西田邊　市場　公保田　澤田　沖　西々條郡　圓宗寺　竹田　（田邊構）　八村

東南條郡　東一宮　太田　籾保　東北條郡　上横野　下横野　西北條郡　西一宮　（一宮構）　六村

東南條郡　押入　芦野山西　勝南郡　日上　國分寺　瓜生原　勝北郡　河面　楢　新野東　勝北郡　新野西

勝加茂東　上野田　吉野郡　馬形　長谷内　小房　小野　鷺巣　梶原　田井　（押入構）　十八村

東北條郡　大篠　上高倉　下高倉　草加部　東南條郡　野　高野本郷　（大篠構）　六村

東北條郡　綾部　吉見　成安　公郷　小中原　中原　下津川　百々　原口　楢井　東北條郡　行重　桑原

（綾部構）　十二村

五、藩政一斑

明治維新前各藩の施政同一ならずと雖も、概ね大同小異にしていづれも範を幕府に採る。津山藩亦然り。茲にその藩政の一斑を述ぶるに當り、當時の役名及其職掌の大要を記し、政務の内容を列擧して當時の施政方針を察知し、藩政が我郡今日の政治的發達に及ぼしたる關係を想察するの資に供せん爲め「津山温知會誌」中より抄錄して、其梗概を掲載せん。

（一）津山藩政の要職及び其職掌

一、家老（當職）藩臣の長老にて藩政を攝理す、重大の件は藩主の指揮を仰ぎて裁決す、家老は祿高千石以上の重臣中より之れに任ずるを以て、其階級の家五軒を家老家と稱せり。

一、年寄（當職）家老に亞ぐ役名にて藩政に參與す。

年寄は祿高二百五十石以上千石以下の重臣中より之れに任ずるを以て、其階級の家十數軒を年寄家と稱せり。時に家老家の人年寄に補せらるゝことあり。

一、大目附　藩政を審議處理する役名にて常に數名を置く。

大目附は士分以上祿高二百四十石以下の藩臣中より人材を登用して之れに任ず、或は年寄家の人之れに補せらるゝことあり。

以上三役の詰所は城内本丸にありて御用所と稱し一藩の政務を掌理する所なり。

一、町奉行　城下街の施政を司どる役名とす。自宅にて事務を取扱ひ別に役所を設けず下僚に下役書役目付同心等あり。

一、郡奉行　領内郡部の施政を司どる役名とす。其役所は別に之れを設けて郡代所と稱す。下僚に目付下代同心等あり。

以上兩奉行は城内御用所に伺候して其指揮を承け、大年寄（城下街）大庄屋（郡部）に命令し又下僚を監督して、領内の治安を維持せり。

（二）神社佛閣に祭祀料を献ず

美作の地、古來大社名寺の鎭座多く州民敬神崇佛の念に富む。應仁以降國内兵爨相續きたれども、歴代の武將皆よく神佛に敬事し、殿舍の修營及び社寺領の奉獻を怠らず。乃ち赤松氏は城所備後大河原大膳を一宮に置きて祭資を獻ぜしめ、尼子氏は屋葺築後守に一宮の社務を行はしめ、毛利氏は浦上宗景に大社の保護を托し、且亦總社に壯麗なる社殿を再建せし等各社寺に意を致せり。然るに宇喜多、小早川兩氏の美作を領するや、社領寺祿を盡く沒收せしかば州民深く之を悲歎せり。忠政封に就くや深く意を此に注ぎ、先づ一宮中山神社・二宮高野神社及び總社の三社に、慶長九年三月十一日を以て高三十石宛を獻じ、同年十一月二日右三社及び德守の四社に各七十石を寄せ、又寺和田村圓通寺に一百石、山城村金剛頂寺に五十石を附與せり。忠政の後ち長繼・長成皆よく神佛を尊崇し、前記四社の社領を八十石とし、其の他山北の鷄山八幡宮・津山上之町の大隅宮・小田中村の白神宮

等に社領を獻じ、津山妙願寺・本源寺・宗永寺・涅槃寺（後泰安寺と改む）田邑村千年寺・一宮村本光寺・眞加部村興隆寺・田邊村萬福寺・院庄村清眼寺等に寺領を納め、津山宮川新宮（千代稻荷神社）愛染寺・本琳寺・本覺寺・溪花院・宗堅寺・大雄寺・石松院・小原村玉傳寺等に廩米を給し、又資を給して此等社寺の造營に盡したること頗る多し。

今左に社寺に納めたる文書の一を記して參考に供せん。

爲一宮社領七拾石於當村令寄附畢燈明祭禮可有勤仕之狀如件

慶長九年十一月二日

忠政
社家中
社僧中

一宮社領爲加增東南條郡東一之宮之内拾石令寄進候全可有領知者也

寬永十二年正月十八日

長繼
神主

爲當寺領五十石餘敷地並山林共令寄附訖全可有領地之狀如件

慶長九年十一月二日

忠政
薈尾寺

（三）收稅法の新制

忠政又徴租の法を寛大にし特に津山城下の宅地は租を免じ、年貢に關して三條の法を定め、之を郡中に布告す曰く

一、升之事當丸判にて可納所古升可止事

一、はかり樣は百姓めい〳〵計之事

一、口未壹石に貳升宛此外諸役不可有但二重俵に可仕事

右三ヶ條之外官給人非分於有之は可申上者也

慶長九年十一月二日

忠政

東北條郡百姓中

（四）水害豫防設備

忠政入封と共に大に注意を拂はれしは洪水・災害にして、津山市街の設計に當りて第一に水源の長短と雨水分派の廣狹とを調査し、流域の幅員を制定せらる。其法水量一里に對して川幅を六間より八間迄とし、川床の深淺をも斟酌せられたるなり。津山より津山川の水源上齋原村まで道路九里餘なれども川路十二里强あり。而して津山川沿岸中勝間田町と河向（久米郡）なる覗山との間川幅最も狹し。故に橋本町に於て北方に一曲し、中の町の

大曲り迄人家を上之町の方へ控へ建てたるは川幅を縮めざる計劃にて、川幅最も狹隘なる勝間田町裏にても覗山との流域八十二間を明け置かれたり。又市街を橫斷せる宮川は水源橫野村奥谷迄三里餘なれば、宮川橋の長さを二十四間と定めて疏水を十分ならしめたり。故に享保以前市街に浸水なかりしに、天明以來屢々市街に浸水の事ありしは、要するに兩岸の人疏水法に注意せずして、妄りに川床を開墾せし故なりと云ふ。

（五）溜池・井堰の設築

美作一國中の田地養水溜池は其總數二千四百十八ヶ所、此敷地反別四百八十四町七反餘歩、此高少くも五千五六百石なるべし。忠政入封後廿餘年（寛永二三年）に至り民力休養し、荒蕪地を開墾するに至りたれば、二代長繼連りに井堰・溜池の設築を勸誘し池敷井溝の地租を免除し、新築に當りて人夫の食料一人一日七合五勺を給し池堰成功の後には、池番・井堰番の給料を授けられたるなり。森氏轉封後幕邑及び松平氏の領邑となりしも溜池の新築に當りては皆其舊制に準據せり。忠政入封以前より在來の溜池は實に百中の一と云ふも可なり。明治六年地租改正の日丈量したる溜池の新反別は六百二十七町餘に達す。此水利を受くる耕田果して幾千町歩なるか、又其耕田の所有者果して幾萬人なるやを知らず。實に森氏時代の餘澤と云ふも不可なきなり。

（六）山森の賦稅

忠政治世の間は山林に賦稅の事なかりしに或は濫伐の難あり。或は野山に放火して樹林延燒の害あり。明曆中第二代森內記長繼初めて山林を調査して賦稅せり。其丈量は津山城下より一里以內の林山は四面とし、而して蔭山

濕地は四面半とす。二里以外の林山は總て六面とす。其一面と稱するもの三百坪即ち一反歩にして、四面とは四反歩を以て一反歩となすなり。以下皆之れに倣ふ。山運上銀は一反歩に八分五厘を最上とし、漸次遞減して二十九等に別つ。後ち再び新林を調査して課稅せし林山の總數二萬九千五百九ヶ所運上銀十三貫目餘とす。此金三百八十餘兩にして當時の國民適當の賦稅なりと稱せしと云ふ。明治十一・二年山林の地租改正に當りて此金額を以て標準となし、時價に換算して地價を査定せられたるは、當時事に關せし人より親しく聞き得たる所なり。爾後山林稅に就て是非の說なきものは必ず民心に適せしものなるべし。此稅法も亦森氏の課稅當を得たるに職由するものにして、亦其餘澤と云ふべきなり。

（七）竹藪の賦稅

竹木を畑地に發生せしむるは諸國一般の禁制たり。美作に於ても維新後地租改正迄之を禁止せられたり。故に一個人の持藪又は一部落若くは一村共有の野山中に繁茂せしめたる竹藪も、林山と異りて賦稅せざりしなり。偶々元畑地の邊りに栽付たるもの、自然畑地を犯して竹藪となりたるも依然元地即畑地稅を徵せり。而して野山中の共有林と一個人の竹藪とを問はず、無稅の分は御用藪と稱し其地方に於ける道路修繕川除堤防井堰蛇籠等の用材に使用し得るの制なりし。元祿十年八月森氏國除の際元祿八年調査の藪帳を以て幕府へ引渡し、同十一年幕府より松平氏に引繼の際も亦此藪帳を以て授受を了せり。爾後津山藩に於て取調べたる藪數及有稅無稅の區別左の通りなりと。

一、藪數合計四千九百九箇所

内

四千拾壹ヶ所　用藪

拾六ヶ所　川除藪

八百八拾貳ヶ所　年貢地藪に付用竹に伐リ不申候

（八）免狀と奥引

貢租に五公五民・六公四民の別ありし事は中古の制にして、幕邑は五公五民諸侯の領地は六公四民とす。森松平二氏も六公四民の制を取れり。

森氏は徵租の內にて其年の豊凶及び其村の狀況により左記の費途を控除して、納入の米額を調定下達せらる、これを免狀と稱す、而して控除の事を免狀奥引と稱せり。

一、風水害旱損の檢見引・神社造營費の補助

一、神馬飼料・山番給・池番給・井堰番給・架橋費の補助・牛馬醫師手當・新入籍人家作手當

一、山間の村落に於て筆算の傳授者手當米

一、貧民の救助米

一、人家隔絶せる因伯の國境等に置かるゝ茶屋守の給料、

松平氏は右の外更らに左の救助法を設けて施與せらる。

一、火災者救助・棄兒養育料・鰥寡孤獨料・疾病者救急の散藥を市鄕一般一人に二貼宛を毎年施與せらるゝ等の事あり。

一、此他森・松平二氏大旱に雨を祈らしめ凶年に米麥鹽を施し、又飢民の城下に集る者には粥米の炊出しをせられしこと一再ならず、こゝを以て天保八年の飢饉の如きも、津山領民は餓死者最も少かりしと云ふ。

（九）津山藩市鄕役人及其扱振

津山城下

森氏時代は初め今の堺町の西端南側に町奉行所を置き市政を執られしが正保二年之を廢し、町奉行の自宅に於て執務することに改め、其跡地は市民の住所となせり。今新魚町に屬せり。

一、町奉行　二名

役料今詳ならず、祿高二百石内外のものより選任せり。

一、下　役　二名

役料同上中小性（士列に非ず）と稱へ、祿高二十石内外のものより任用せらる。

一、書　役　町同心

足輕中より任用せらる、多少の手當金を給付し役料なきもの、如し。

一、大年寄　三名

津山創造の際功勞ありし市民藏合孫左衛門（三十人口）油屋孫右衛門（齋藤・十人口）笹屋九郎左衛門（玉置・五人口）を擧げて之に任じ、割註の扶持米を給して世襲せしめたり。別に役料なきも市内家屋賣買の節、其代價二十分の一を買主より徵收して、其手當に給付したりと云ふ。

三名の内月番一名を定め市民の願伺等を受理して、御用日（三・八・五・十の日）の前日迄に町奉行に進達し置き御用日の午後其宅に就て之れが許否を承り、關係の町年寄に傳達せり。

一、年　寄　無定員　大町に三名・中に二名・小に一名を置く。

役料なし。市民負擔すべき家役一軒前を免除せられて手當と爲せり。

松平氏時代　初め町奉行二名を置きしも間もなく一名に改めたり。其他取扱振左の如し。

一、町奉行　一名

祿高百石内外の者より選任せり。

特に役料と稱するものなし。書役料として六石三人口の米券を給付し、書役を使用すると否とは隨意となせり

一、調　役　二名

準士の者より任用せり。

特に役料なし仲間一人の給料拾參俵を給付し、其置と否とは隨意とせり。

一、下　代　一　名　給料五石、貳人口

一、同　心　十二名　給料參石五斗、貳人口

足輕中より任用し下代は同心中より、年功又は才能あるものを選拔す。

一、大年寄　三　名

森氏時代よりの三家に世々七人口を給付し世襲大年寄とす。享保十七年六月苗字を稱へ雙刀を帶ぶるを許す

役料は三名共各一ヶ年銀貳拾五枚を給す。

三名輪番とし、月番は町年寄より市民の願伺届等の書面を受理して、御用日（藩政を執る日）の前日迄に町

奉行に進達し置、御用日の午後御沙汰を承り之を町年寄に傳達す。町奉行に於て自ら聽訟の事あれば必ず其

席に陪座す。

一、諸吟味　三　名

寶曆九年始めて之を置き、町年寄中勤勞あり且資產才能ある者より選拔任命す。三名輪番となし、月番の者

大年寄月番の自宅に詰め事務を補佐す。文政中より市内商工業の勤惰を監察し、孝貞義僕の行狀を調査して

大年寄に商議し、賞與又は懲戒を申請するに當つて之に連署せり。

役料なし。勤中其家役を免除し且年末に至りて各銀貳百目內外を給付して手當と爲す。

數年勤續したるものには苗字を稱へ、又其旅行に限り雙刀を帶ぶるを許す。但津山地廻りは佩刀を許さず。

一、年　寄　無定員

大町に三名・中に二名・小に一名を置く。

給料なし、家役一軒前を免除して手當と爲す。袴羽織一刀を佩ぶるを許す。

數年勤功あるものには門松及苗字を許し、尙特別の功勞あるものは藏元格より諸吟味格までに進ましむ。

天保の末年より市內家屋の賣買に當りて、代價の四十分の一を買主より徵收して之を大年寄に提出す。大年

寄は年末に至りて配當を爲す。年寄一人に對して一ヶ年銀札百目以下三四拾目の手當なりしと。

一、組　頭　無定員

大町に八九人・小町に二三人を置く。

市民の願・伺・届書等に加印し、火災・水害等非常の場合步役を督勵す。

給料なし。其町限りの步役を免除するのみ。

市民扱振

一、市民の家屋を所有するものは貧民と雖も上下着用を許し、借家人は資財ありと雖も之を許さず。唯袴のみ

を着用せしめ以て家屋を所有せしむることを奬勵す。

一、一般の市民は公私文書とも屋號・通稱を一行に認むるを得ず。必ず屋號を肩書に爲さしむ。家業出精其他

奇特の行爲あるものは特に屋號書流しを許す。

一、市民の階級を列次せば左の如し。

一、借家人　二、家持　三、門松免許　四、年寄並　五、合印免許　六、年寄別格　七、藏元格　八、諸吟味格　九、札元次席　十、札元格　十一、大年寄

松平氏藩政中、茂渡某一人のみ大年寄格爲りしことあり。

家役割小間割の別

一、家役割と稱するものは、朝廷・幕府及び藩主藩臣・公用を帶びて旅行せる駕籠諸荷物等、人馬を以て繼送の賃錢定法と實拂との間損　及市内の大溝渡・外濠の土砂止・升形堀渡費、大年寄の筆紙墨料等を市内の文錢總額壹貫四百八拾五文に割當、每年二期に各町の文錢受高に賦課徵收するものなり。武家屋敷田町・南新座・椿高下・北町・城代町・上之町等は之を除く。

家役割は津山創始の際、家屋の廣狹に拘らず每戸平均に負擔せしめしもの、如し。明治維新前まで十間口の家にして壹軒前又は貳軒前を負擔し、又五間口の家にして壹軒前又は半軒前を負擔せしものあり。其半役又は貳歩五厘役を受くる家ありしは、後世分裂或は隣地を合併せし故ならん。

一、小間割と稱するものは、市民住宅の表間口に割當て、其町限りの費途を賦課徵收するものなり。

（一〇）制札場

大橋西詰の南側に在り大番所（同北側に在り）と相對す。天和中藩主森長義の設けし所にして明治二年之を廢

す。當時の制度沿革を徵せんが爲め制札の全文を左に謄錄せん。

定

切支丹宗門は累年御制禁たり。自然不審成もの有之は申出へし。御ほうびとして

ばてれんの訴人　銀五百枚　いるまんの訴人　銀三百枚　立かへり者の訴人　銀三百枚

同宿並宗門の訴人　銀百枚

右之通可被下之、たとひ同宿宗門の內たりといふとも訴人に出るにより可被下之、かくし置他所よりあらはるるに於ては、其所之名主並五人組迄一類共に可被處嚴料者也。仍下知如件。

天和二年五月　日　　奉行

右被仰出趣堅可相守之者也。

貞享四年正月　日　　美作

諸國在々所々田畠荒れざるやうに入精耕作すべし。若立毛損毛なきの所申かすめ年貢等令難滯族あらば可爲曲事者也。

右先年被仰出趣堅可相守之者也、

貞享四年正月　日　　美作

定

一、忠孝をはげまし、夫婦・兄弟・諸親類にむつまじく召仕ものに至迄憐愍をくはふべし。若不忠不孝のものあらば可爲重科事。

一、萬事おごりいたすべからず。屋作・衣服・飲食等にをよぶ迄儉約を可相守之事。

一、惡心を以て或はいつはり或は無理を申懸・或は利慾をかまへて人の害をなすべからず。總て家業をつとむべき事

一、盜賊竝惡黨もの有之は訴人に出べし。急度御褒美可被下之事。

附　博奕堅令制禁之事。

一、喧嘩・口論・令停止之。自然有之時、其場所ゟ猥不可出向又は手負たる者を隱置べからざる事。

一、被行死罪之族有之刻、被仰付輩之外不可馳集事。

一、人賣買堅令停止之竝年季に召仕下人男女共に十ヶ年を限へし。其定數を過は可爲罪科事。

附　譜代之家人又は其所に往來の輩、他所ゟ相越有付妻子をも令所持．其上科なき者を不可呼返事。

右條々可相守之、於有違犯之輩者可被處嚴科旨被仰出也仍下知如件。

天和二年五月　日

奉行

右被仰出趣堅可相守之者也。

貞享四年正月　日

美作

條々

一、毒藥並に藥種賣買之儀彌堅制禁之、若於商買仕者可被行罪科、たとひ同類たりといふとも、訴人に出る輩は急度御褒美可被下之事。

一、にせ金銀賣買一切停止之たるべし。自然持來におゐては兩替屋にてうちつぶし、其主に可返之。並はつしの金銀にせ金銀は金座銀座ゟつかわし可相改事

附　にせ物すべからざる事。

一、寛永の新錢、金子壹兩に四貫文、勿論壹步に壹貫文、御領・私領共に年貢收納等にも御定之員數たるべき事

一、新錢之儀いづれの所にても御免なくして、一圓不可鑄出之若違犯之輩有之は可爲罪科事。

附　惡錢にせ錢古錢此外撰へからざる事。

一、新作の儘かならざる書物商賣いたすべからざる事。

一、諸色の商賣或一所に買道、しめ賣或申合高直にいたすべからざる事。

一、諸職人申合作料手間賃等高直にすべからず。總べて誓約をなし結徒黨の儀可爲曲事事。

右條々可相守之此旨若違犯之族於有之は、可被處嚴科者也、仍下知如件。

天和二年五月　日

奉行

右被仰出趣堅可相守之者也

貞享四年正月　日

覺

捨馬之儀付段々被仰出之處、頃日も捨馬仕候者有之急度御仕置可被仰付候へ共、先此度も流罪被仰付候。向後捨馬仕候者於有之者可被行重科者也。

十二月　日

右被仰出趣堅可相守之者也

貞享五年正月　日

美作

定

一、旅人一夜之宿はかすべし。及二夜は告來るべき事。

一、津山より勝間田村迄二里三十一町、駄賃壹匁六分七厘、一里に付五分八厘宛坂川かきまし共に。

一、津山より坪井村迄三里、駄賃銀壹匁七分四厘坂川かきまし共に。

一、津山より香々美中村迄二里十町、駄賃銀壹匁參分六厘坂川かきまし共に。

一、津山より弓削村迄四里十町、駄賃銀貳匁五分貳厘坂川かきまし共に。

一、津山より木知原村迄四里十三町、駄賃銀貳匁五分貳厘坂川かきまし共に。

一、津山より關本村迄五里、駄賃銀貳匁九分坂川かきまし共に。

美作

一、壹　荷　三十六貫目

一、乘懸荷　十六貫目

一、歩持荷　五貫目日用賃本駄賃半分たるべし。

一、雨風夜中に不寄人馬無滯出すべき事。

右條々堅可相守之若於令違背者可爲越度者也

貞享四年正月　日

川端唯四郎

平井久右衛門

覺

一、雜穀　一、材木　一、竹　一、たばこ　一、しかのかわ　一、うるし　一、うるしのみ　一、紙　一、かうぞ　一、牛らう　一、まわた　一、あさのを　一、木わた　一、石ばい　一、ゑご　一、こんやはい　一、ごま　一、たきすみ　一、あい　一、油　一、薪　一、川魚　一、諸鳥　一、大和柿

右品々諸色當川船積下女人又は手負乘他國へ出事、從先規令停止之、川筋番所に於て相留といふとも、或川船より他の地へぬかし、又は陸地より女人之外、密々に他國へ遣之由有其聞自今以後彌以堅令禁止之事。

一、雖爲他國之高瀬船制法之荷物少も積下間敷事。

一、在々の商人數多入込事百姓中費に付、自今已後諸商人猥在々へ參儀令停止之事。

右條々堅可相定之、若於違背者咎之輕重に隨ひ、或過料或籠舍可被行死罪訴人に出は、縱同類たりといふとも咎を許し、御褒美として其荷物不殘銀子貳拾枚相添可被下之、右之趣町々年寄・家持・借屋末々迄可觸知之、自然不存もの有之は其町之年寄五人組可爲越度者也、

貞享四年正月　日

川端與三右衛門
平井久右衛門

定

一、切支丹籠番等無懈怠可相勤候、番代を待受何樣之儀候共番代に申渡し代可申候、附臺所に詰居申もの同前並諸親類たづね來り、逢申度由申候と　不及斷一圓逢せ申間敷事。

一、吟味有之時其役人之外一切入申間敷、下々者不及申爲停止、並拜兩度之食之外酒菓子何にても、音信少々候とも取次候儀は不及申言聞間敷事。

一、火之用心之儀晝夜共に少も致油斷同敷候。近所に火事參候とき非番之者も早々罷越、番等無懈怠堅仕へく候事。

右三ヶ條之趣於相背者可爲曲事者也。

貞享四年卯十一月　日

川端與三右衛門
平井久右衛門

右切支丹籠の門に掲く

掟

一、火之用心堅可仕、朝夕兩度之食物調候は一切火を焚べからず。

一、右兩度之食物之外、一切之喰物酒等にても入間敷事。

一、籠舍人之親類縁者其外いか樣之よしみ有ものと言とも、籠舍人に不可能對面、若籠舍之ものにたつね度仔細有て、門前迄參申斷もの有之は其ものは門外に置、番の者罷出樣子を聞屆不苦儀は籠中へ申傳、其返答を埒明可遣尤何より賴候とも、書通之取次停止之事。

一、咎人拷問之刻其役人の外はたとひ誰爲當番人、其近邊に徘徊立聞いたす間敷事。

一、籠廻り晝夜共に切々見廻り、不審成儀有之歟且又圍破損之所有之者、奉行所へ早々注進いたすべき事。

右五ヶ條之趣堅固に可相守之若令油斷凶事出來候者急度可申者也。

天保三年十一月二十六日

田中彌三兵衛
奥田勘右衛門

右惣窄の門に掲ぐ

此門內に當番人之外一切出入堅令停止者也、

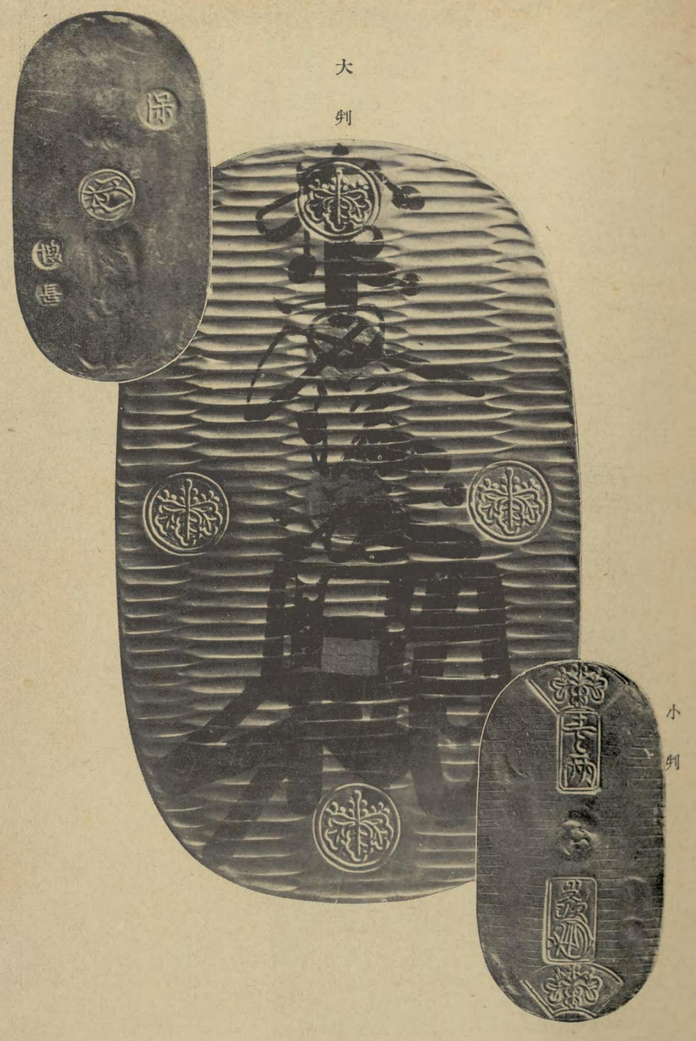

大判

小判

亥十一月　日

右外門に掲ぐ

（一一）銀　札　場

二階町の東側中央稍々南に在り。元組屋忠右衛門の家屋なり。初め紙幣所は町内馬方町の北側に在りしを、寛政中此に移轉す。藩命により銀札奉行及び札元數名出勤して事務を執る所とす。明治四年辛未廢藩に及んで之を止む。

銀札は延寶四年（紀元二三三六）十月十五日、森氏始めて之を發行し國除に至つて止む。元祿十三年松平氏に至りて大年寄油屋孫右衛門・笹屋九郎左衛門府の允許を得て之を發行し、藏合彌三右衛門を以て札元と爲す。寶永四年丁亥十月十三日幕府諸藩の紙幣製造を禁ず。享保十五年庚戌六月二十三日幕府其禁を解く。於是再び之を發行し藏合孫左衛門・油屋孫右衛門を以て札元と爲す。寶永中松平氏の重臣より藏合孫左衛門に與る書あり。文に曰く。從去る辰年銀札遣被仰付候處、舊冬自公儀諸國共銀札遣御停止に付御領分も相止候。札遣之內札元役無滯幷今般惣勘定無相違相濟珍重之事、只今迄精出し被相勤候段奇特之至に候。仍而爲後證如件。

寶永五年正月二十五日

伊達與兵衛印

渥美彈正印

安藤靱負印

津山藩知事印

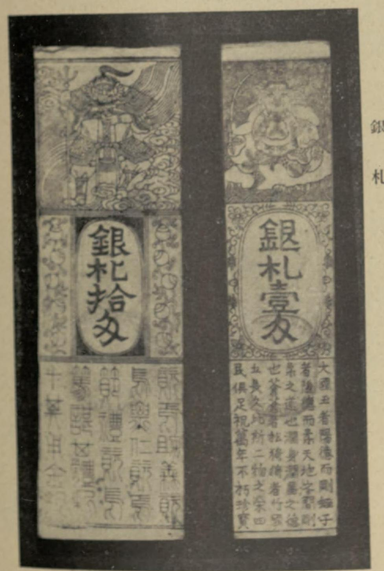

銀札

美作の國は四方隣國に包まれ他國の旅行出入多く、爲めに先前より番所を置き老臣に命じて嚴重に守衛し、非常な警戒せしめられしが森長武の時に至りて之を廢止せり。長成以謂らく番所を置かずんば他國人を取締ること能はず。隨つて國中の人氣も穩なること能はずとて、再び番所を置きて其出入を警戒せり。播磨境土居口は高七千石森來女三隆（長繼の時父森宗兵衛三信）に、備前境木知ヶ原口は高二千五百石各務伊織利直（長繼の時神尾藏人正勝）に、兩備の通路福渡口は高三千石原十兵衛一益（長繼の時各務兵庫）に、雲伯の通路高田口は高四千石長尾隼人勝明（長繼の時父隼人共勝）に、伯耆の通路齋原口は高三千石關式部業利（長繼時養父市正業之）に、因幡の通路馬桑口は高二千百石各務兵庫正氏（長繼の時原豊前正一）に命じて之を守らしむ。因て各其の家臣を差置きて非常を取締れり。

又森氏時代は城下街及び在方に左の番所を置きて、通行人又は通舟の上下を取締らしむ。三軒屋林山・鹽硝藏奥津湯鄕・御茶屋預りは單に看守の任に當るものなり。

□城下番所

一、東大番所（材木町）	足輕二人	一、三軒屋	足輕二人
一、西大番所（宮脇町）	足輕二人	一、城裏林山	足輕二人

□在方番所

一、一方村鹽硝藏	足輕二人	一、久米郡福渡村	中小性一人 足輕一人
一、久米郡奥山手村西川	足輕二人	一、勝田郡木知ヶ原村	中小性一人
一、久米郡大戸村林山	知行取 足輕二人	足輕一人	
一、久米郡福渡村十分一	歩行 者一人	一、苫田郡奥津茶屋預り	歩行一人
一、苫南郡香々美村十分一	右同斷	一、苫西郡小座村十分一	歩行 者一人
		一、勝田郡堀坂村十分一	右同斷

松平氏時代左の番所に在勤せし役人名調査あれば茲に掲ぐ

□西々條郡入村御番所

森長成公時代

十五石三人扶持　足立五郎右衛門

一、寶永八年五月廿八日久塚十分ノ一番被仰付
享保十五年五月廿三日御免　高橋十右衛門

一、享保十五年六月廿三日同
同　十九年二月十三日轉役　德山才右衛門
空十一年

一、延享三年十二月廿三日同
寶暦十二年四月　日御免　高橋十右衛門
空四年

一、寶暦十二年四月　日同
明和四年九月廿八日御免　富澤武左衛門

一、明和九年八月十一日同
不　詳　御免　同　人

一、寛延二年四月四日同
寶暦二年三月晦日死去　金田十左衛門

一、寶暦二年三月晦日同
同七年四月　還府被仰付
空廿九年　相田清左衛門

一、天明七年十月廿七日
寛政四年九月廿二日還府被仰付　坂原六大夫

一、寛政四年九月廿三日同
同十年十一月十三日御免　小島又兵衛

一、寛政十年十一月三日同
文化六年四月十八日御免　柴田市郎右衛門

一、文化六年四月十八日同
同十年十二月十八日御免　池部孫大夫

一、文化十年十二月十八日同
同十四年七月廿八日轉役　齋藤俊平

一、文化十四年七月廿三日同
文政八年九月三日御免　松本七郎右衛門

一、文政八年九月三日　被仰付
天保二年二月廿八日御免　山根平八郎

一、天保二年三月廿八日同
同九年八月八日御免　上原祐左衛門

一、天保九年八月八日同
同十一年十二月十四日御免　吉村武助

一、天保十一年十二月十四日同
弘化三年五月五日御免　富津靜五郎

一、弘化三年五月五日同
嘉永四年五月三日御免　岡澤太郎作

一、嘉永四年五月三日同
安政三年十月八日御免　鈴木武大夫

一、安政三年十月八日同
年月日不詳御免　清水新助

一、明治三年　月　被仰付
同七年　月　御免　小泉萬助

□久米南條郡小桁村船番所

（元祿以前森公時代設置）

一、享保十二年正月廿九日小椙村船番所役被御付
元文四年二月廿三日御藏納方被御付　上田吉兵衛

一、寶暦九年七月廿三日　同　可兒平左衛門
同十一年八月　御免

一、寶暦十一年八月廿八日同　佐藤鄕左衛門
同十三年三月四日　死去

一、寶暦十三年三月十八日同　石丸紋吾
安永四年二月八日　御免

一、寛政七年二月十三日　同　清水九八郎
同九年月　日　死去

一、寛政九年三月八日　同　牛尾半七
文化六年四月十八日　御免

一、文化六年十二月十八日同　金田十左衛門
同九年十二月廿五日　御免

一、文化九年十二月廿五日同　村瀨茂兵衛
文政二年正月廿一日　御免

一、文政二年正月廿一日　同　岡田仁平治
同十年八月十七日　死去

一、文政五年正月廿三日　同　富津左十郎
同六年九月八日　死去

一、文政六年十月十三日　同　清水貞之進
同十年正月廿五日　御免

一、文政十年正月廿四日　同　高橋伊平太
同十二年六月十六日　死去

一、文政十二年八月八日　同　河村市兵衛
天保六年七月三日　御免

一、天保六年七月三日　同　鈴木武助
同十三年七月廿三日　御免

一、天保十三年七月廿三日同　下山勘四郎
嘉永元年十二月十八日御免

一、嘉永元年十二月十八日同　國木平六
安政二年十一月朔日　御免

一、安政二年十一月朔日　同　綱八十次郎
同五年二月廿八日　御免

一、安政五年三月廿二日　同　黄田齋之助
年月不詳　御免

此問不詳
一、寛應二年　同　本多祐造
明治二年番所を監堡と改稱す
一、　御免

明治二年正月番所を監堡と改む
一、明治三年　同　富津正造
明治七年　御免

勝南郡木知ヶ原村船番所被仰付
（森公時代）

一、年月日不詳　廿五石七人扶持　伴助左衛門

勝南郡飯岡村口留番所
（森長成公時代）

一、年月日不詳　五名三人扶持　岸彌兵衛

□久米南條郡一方村塩硝藏番

元祿八年九月山北村（舊修明小學校の附近に在り）より硝庫を佐良山村に移轉す。

一、元祿年中藏番被仰付享保七年正月二十七日硝庫爆發北島及仲間一人燒死形體を留めず脇差飛んで二宮松原に落つ大に歪みたり其家に保存せり　北島文六

一、享保十二年正月廿九日鹽硝藏番　富澤武左衛門
同十八年二月十八日番代
一、同十八年二月十八日番代鹽硝藏番　同　武左衛門
寛延三年五月　御免

一、寛政六年七月廿三日　同　富澤左十郎
文政元年十月十三日　御免

一、文政元年十月十三日　同　國木豐藏
同五年八月十五日　御免

一、文久五年八月十四日　同　同作介
年月日不詳　御免

一、天保三年四月三日　同　富澤靜五郎
同六年二月一日　御免

一、天保六年二月一日　同　本內元內
同十年五月二日　隱居

一、天保十年六月三日　同　網壽平
弘化三年五月五日　御免

一、弘化三年五月五日　同　本內順右衛門
嘉永五年正月十六日　御免

一、文久六年十二月七日　原田守夫
年月日不詳　御免

□西々條郡小座村御番所

一、元文三年九月廿三日小座十分ノ一番被仰付
延享二年二月七日御免　志水長兵衛

一、安永八年十二月十八日小座村同
寛政六年十二月十三日　御免　鈴木武大夫

一、文化十三年五月廿七日小座村同
文化元年八月十五日　御免　岡田仁平治

一、天保十年三月八日小座村　同
弘化三年八月廿五日　御免　國木作介

一、弘化四年十二月九日小座村同
嘉永六年三月十八日小座村御免
同七年四月廿八日大納戸に轉役　高田周藏

一、文久二年三月十八日小座村　同
慶應三年十一月廿三日　御免　吉井彌治右衛門

一、文久二年正月六日小座村　同　石名幸平

□西北條郡香々美村御番所

年月日不詳　十五石三人扶持　今井源兵衛

一、享保十二年正月廿九日香々美村十分一番被仰付
同二十年三月廿三日番代　渡邊平七

一、延享二年二月五日小座村被仰付
寶暦二年九月二十日　御免　岡七郎右衛門

一、文化六年四月十八日小座村被仰付
同十四年二月十五日米田代　柴田祐右衛門

一、文政八年九月三日小座村被仰付
天保十年正月十五日　死去　植月休助

一、弘化三年八月廿五日小座村同
弘化四年十二月三日　轉勤　樫野林内

一、文政五年六月八日小座村　同
文久二年三月十八日　御免　富澤武左衛門

一、慶應三年十一月二十三日小座村同
不詳　御免　高木重左衛門

一、　山本與平治

一、享保五年月　日香々美村十分一番同
寛保二年八月朔日　轉役　沼本瀬左衛門

一、享保二年月　日御帋所詰　同　北島定右衛門
同三年九月　死去

一、明和九年八月十一日香々美南村十分一番同
安永八年十二月十八日御免　高橋三大夫

一、安永八年十二月十八日香々美村十分一番同
寛政十一年二月廿八日御免　島田軍治兵衛

一、天保十一年十二月十四日同
弘化二年五月五日　御免　富澤武左衛門

一、安政二年十一月一日　同
同七年七月八日　御免　當具旗右衛門

一、明治三年　同
明治七年　御免　當具善治郎

一、文化四年　月　日同
同八年三月　日　死去　山本彌七郎

□東南條郡大田村煙硝藏番

一、慶應元年十二月二十五日大田村煙硝藏番被仰付
同三年十月七日　御　免

一、文化八年三月廿三日　同
同十一年六月廿五日　御免　吉村武助

一、文化十三年九月廿一日同
文政三年九月一日　轉勤　牛尾半兵衛

一、文政十年五月十一日　同
天保二年三月廿八日　御免　山田喜七郎

一、天保二年三月廿八日　同
同九年八月八日　御免　柴田吉助

一、天保九年八月　日同
同十一年十二月　日御免　蟾川左內

一、安政二年十一月一日　同
同三年八月十五日　轉勤　大脇新治郎

一、安政七年七月十八日御番所勤被仰付同
七年十二月廿三日香々美村　高田周藏

富澤武左衛門

一、從公儀被仰出御法度之趣堅可相守事。

一、切支丹宗門常々無斷絕改之若不審成者有之者早速郡代所へ申出べし。訴人に出るに於ては公儀御定之外御褒美被下べし。自然隱置他より顯はるゝに於ては其者之一族は勿論其所之庄屋組頭五人組共に曲事たるべき事

一、不受不施之日蓮宗御停止之事。

但僧俗によらず秘事法文を勸め或は怪敷術をなす者致徘徊に於ては、急度遂吟味他所者は堺を送出し御領内之者は捕置郡代所へ可申出事。

一、宗門改之事、無懈怠毎年七月改之宗門奉行案文之通帳面相認寺印取之郡代所へ差出べし。若壹人に而も相洩すに於ては庄屋組頭五人組共迄可爲越度事。

一、親族改之儀宗門奉行差圖之通相守可申事。

一、御高札場之儀庄屋切々見分いたし掃除は勿論風雨之時心を付くべし。若破壞有之は郡代所に可申出事。

一、耕作之儀時をたがへず純一に精勤いたし他事に心を移すべからず。上は年貢を怠ず、下は父母妻子を養ひ親類に睦敷役人を敬ひ萬事正直を本とし假初にも無理非道之事致敷事。

一、役儀勤る者は念を入百姓を憐愍致し孝悌は勿論淳朴の風俗を失はず、農業精業精勤し萬事不法無之樣に常に心を付べし。諸帳面明白に書記し後來無疑惑樣に致すべし、若此旨相背に於ては可爲越度事。

一、人別出入並牛馬之減嚴密に相改べし。他領出入缺落勘當久離者郡代所に申出べし。帳外之者堅く差間敷事但穢多非人たりとも右同斷之事。

附　人別之義者神職出家たりとも百姓に准し可申事。

一、隱田畑重き御制禁之事依之小々之地といへども、新地開發せば郡代所代官所へ申出指圖を受くべし。若隱田畑顯はるゝに於ては其者はいふに不及庄屋組頭五人組共迄可爲曲事。

附　町人之新開願右同斷但町奉行所にも可願出事。

一、免許之山林百姓之持林共に妄に伐荒すべからず。速に木苗を植茂り榮る樣に心懸べき事。

附　入會の野山他領と入組之場所者いふに及ばず、御領内村との入會たり共爭論無之樣常に吟味いたし不法致すべからざる事。

一、田畑山林永代之賣買御停止之事若年期を定め質に入るに於ては庄屋・組頭五人組立會印形いたし證文致すべし。但年貢諸役は賣に取たる者より出すべき事。

一、堤川除井堰道橋等小破之時修覆を加ふべし。若大雨洪水に而及大破田畑作毛損夫いたす時は困窮之基なれば庄屋組頭常々心を付くべし。若大破有之普請申出に於ては大庄屋・肝煎遂吟味申出べき事。

一、毎歳免割並納所諸入用等之儀庄屋・組頭・小百姓迄不殘立會一々遂吟味正直に割賦致、帳面に連印いたし代官所に指出吟味を受年貢諸拂共に無滯納べき事。

附　我儘之者有之年貢不納いたし或は下作人地主へ年貢不相濟事不屆之至也。若如此者有之は庄屋・肝煎・大庄屋吟味之上家財等賣拂て成共相濟さすべし。若及異儀代官所へ申出差圖を受くべし。但又庄屋・組頭共愚なる百姓を欺き私曲有之後日に顯るゝに於ては曲事たるべき事。

一、諸願届五人組・組頭・庄屋・肝煎印形大庄屋奥書印形を以差出申べき事。

附　諸願事手越致すべからず。然といへども急變は庄屋より直に郡代所へ注進致し勿論肝煎大庄屋へ申達すべし。郡代所よりも急用は直に庄屋に申付大庄屋へ遣すべし。但庄屋故障あらば組頭取計べき事。

一、他役所並御家中之用事庄屋は可承之大庄屋・肝煎者承申間敷事。但庄屋たり共法度に背きたる事は受間敷事

一、百姓子供に分地之儀拾石より内は分つべからず。子供多く地少き者は相應の奉公人或は職人と爲すべき事。

一、百姓子供に家督を譲る事其身存命之内分明に定置死後に至り論無之樣に致すべし。縦ひ一子たりとも一子誰に譲るべき旨書付封印に而庄屋に渡置べし。若其子不幸にして親之思案變したらば幾度にても書改べし。此旨を不用して末期に至り筋違言致共用申間敷事。

附　庄屋書置は大庄屋に渡し置大庄屋書置は村庄屋に渡置べき事。

一、不忠不孝之者有之親類又は五人組寄會異見を加ふべし。若納得せざるに於ては庄屋・組頭に申出べし。庄屋・組頭申聞せ不納得に於ては大庄屋・肝煎に申出べし。大庄屋・肝煎申聞せ猶納得せざるに於ては郡代所へ申出べき事。

一、逆罪之者は公儀御定之通可處嚴科事。

一、御家中の諸士は勿論輕き奉公人たりとも無禮致すべからず。他所奉公人其〻旅人に而も刀を指たる者に慮外致すべからず、途中にして行逢は笠をぬぎ道をよけて通ずべし。牛馬口付之者乘打致すべからず。此旨相背くに於ては曲事たるべき事。

附　御家中上下並他所奉公人鄉中へ來り致狼藉輩有之者早速郡代所へ可申出事。

一、鰥寡・孤獨並病氣・片輪者之類親類は申に不及村中之者憐愍を加ふべき事。

一、牛馬はいふに及ばず其外生類迄も憐之不仁無之樣に愼べし。尤鶴白鳥取べからず。

但人を傷ひ五穀を害するものは殺しても苦しからざること。

一、捨馬並に馬之筋をのぶる御停止の儀兼々被仰出之通百姓共相互に致吟味堅相守べし。若相背に於ては曲事たるべき事。

一、放水牛馬有之繋ぎ置庄屋・組頭に相屆其主相等早々差返すべし。若其主不相知に於ては郡代所へ可申出事。

附　何によらず拾物致時は右同斷たるべき事。

一、往來の馬繼場は勿論村々より之繼人馬晝夜滯差出すべし。但駄賃之儀御定之通堅相守少も增賃取申間敷事。

一、往來之旅人途中に而煩はゞ其所之者早速出合致看病食を與ふべし。若大切に相見え同道人も無之は先其者之國・所・名面承屆十里・十五里之内は他領たり共飛脚を遣し告らすべし。勿論郡代所に申出べし。十五里之

外遠國之者は郡代所に申出べし。手負並行倒之者あらば早々申出べき事。

一、居所知れざる者に一夜の宿も貸すべからず。縦ひ親類縁者たり共他國・他領より來る時は庄屋・組頭五人組へ相屆指遣べし。若五三日も逗留いたすに於ては郡代所へ申出べきこと。

附　定りたる旅籠屋は屆に不及二宿より以上申出べし。

尤獨旅人に宿致間敷事。

一、新地之寺社建立の儀重御停止之事。縦ひ有來り之寺社修覆を加へ或は竹木伐取たり共郡代所社寺奉行所に申出差圖を受くべし。並例無之祭祀・祈禱・法會等執行べからず。例有之事も華美を加ふべからず是又申出差圖を受べき事。

附　有來之社寺小祠辻堂並名所・名木之類蔑にすべからざる事。且又其職あらざる者祭祀・祈禱等堅致間敷事

一、御城下一里四方鐵砲打つべからず。且又御鷹場之内は獵師たり共殺生堅く致間敷事。

一、鐵砲之儀鐵砲奉行差圖之通堅相守べし若於相背者罪科に行べき事。

一、盜賊・放火・殺害之者は罪科に行べき事。

一、人を勾引し同賣買重き御制禁たり。自然不審成儀見及聞及時者直に郡代所に申出べき事。

一、似せ金銀を拵新錢を鑄る事重き御制禁たり。自然不審成儀見及聞及時者は直に郡代所に可申出事。

附　金銀通用之儀者時々御觸之通堅く可相守事。

一、毒藥種似藥種賣買重き御制禁たり。自然不審成儀見及聞及時者直に郡代所に可申出事。

一、謀書謀判重き御制禁の事。但庄屋・組頭者いふに及ばず小百姓に至迄面々印判所特致すべし。致印形事有之時者之時者其趣旨承屆自身可押之、人に任置以後爭論に及び烏亂成儀申におゐては越度たるべき事。

一、博變凡賭之諸勝負御停止之事若違背之者有之宿致者早々申出べし。隱道顯るゝにおゐては其者はいふに不及庄屋・組頭・五人組迄越度たるべし。自然何之家業も無之行跡難心得者有之は直に郡代所に可申事。

一、遊女野郎他所より來る共一宿も差置べからず。若相背後日に顯るゝにおゐてば曲事たるべし。庄屋、組頭・五人組迄越度たるべき事。

一、勸進相撲・歌舞妓・操之類其他見せ物類群集可致事相催べからず。自然他所より來る共留置申間敷事。

一、凡百姓者儉約質素にして華美に心を移すべからず。無益の遊藝不行跡之基不行跡は滅亡之基たり能々辨へ可申事。

一、百姓共爭論有之は五人組はいふに不及庄屋・組頭立會正路に扱之下にて相濟すべし。若納得せざるに於ては肝煎に申出肝煎取次大庄屋へ出し大庄屋取捌べし。猶納得せざるに於ては郡代所に申出べし。凡訴訟之儀双方共に有躰に證據正敷書付差出べし若證據不正におゐては取上申間敷事。

一、吟味之事に付而召出す時者早速可罷出、遠近に隨ひ日限刻限可申付縦ひ病人たり共證人無云於令遲滯者可爲曲事。

一、吟味場へ出る者は相手並懸の合之者證人之外親類たり共出べからず。但老人・女・幼少之者は介抱人一兩人相添べき事。

一、父子兄弟之爭論は父兄次第たるべし。然といへども父兄至て非分有之不得止事申出におゐては吟味之上裁許可致事。

附　伯父・甥・主人と下人との爭論准之事。

一、無證據之事を申又有證據之事を申掠むる者爲曲事事。

一、不宜事に徒黨いたす者有之可爲曲事事。

一、己が讐を報ひんため或は私慾之ために科無き者を大罪有樣に申掠め、紛敷證據を設け訴訟いたす事。公儀を掠め人を欺き無實之謀言を以て人を亡さんと巧む事讒佞之甚しき也。其罪不輕如此者有之は吟味の上重科に行べき事。

附　凡訴訟其筋之役人に不申出投文張札等致す事不屆之至也。如此者有之は吟味之上重科に行べき事。

一、百姓共庄屋・組頭之差圖を不用者有之者吟味之上急度咎申付べし。然といへども庄屋・組頭非道を申に付而不得其旨におゐては直に肝煎に申出、肝煎も非道を申さば直に大庄屋に申出べし。大庄屋構非儀不取上に於ては、直に郡代所に申出べき事。

附　村一統之事違背すべからず但強て難心得事は其譯申出べき事。

一、百姓共刀差す事は勿論小脇差にても差べからず。但故有りて差來り郡代所承屆たる者は格別之事。衣類之儀布木綿之外一切着すべからず。且又傘差す事右同斷之事。

附　萬事此條に准じ僭上成事致間敷事。

一、百姓共男女共に乘物・乘馬可爲無用。但前々より乘來る者は其譯郡代所に申出差圖を受べし。

但老人・病人之乘物は格外之事。

一、召仕之下人男女共に年期を定め請人を取召抱へし且又譜代に召抱共相對次第たるべき事。

一、男女共に他國・他領に奉公出べからず若不叶仔細有之は郡代所に申出べき事。

附　男女共に他國・他領之者召抱事苦しからずと雖、出所を正し紛敷者召抱べからず。人主請人可取之事。

一、妄りに人請・借屋請に立べからず。然といへども近き親類・緣者又は無據由緒有之請人に相賴は庄屋・組頭五人組に申出吟味之上可相立事。

一、質物之儀何によらず僭成請人無之品取べからず。若不審成品其身不相應之物出所委細に承屆紛敷於無之者取之べし。若不吟味に而盜物等取置に於ては吟味之上越度可申付事。

一、百姓共他所へ出る事一夜泊之者は五人組に申聞二三日滯留は庄屋・組頭に相屆、十日・二十日滯留は肝煎・大庄屋に相屆一・二月滯留は書付を以郡代所へ申出べき事。

一、人別出入之儀も同村は庄屋・組頭に相屆他村は肝煎に相屆他領は書付を以郡代所に可申出。但目村庄屋より先村庄屋へ致文通返書取置べき事。

附　穢多・非人之類たりとも右同斷之事。

一、酒之儀前々より有來る酒屋之外は造酒致すべからず。酒米。用數之儀每歲郡代所に申出可受指圖事。

一、百姓共商ひ一切致べからず。但有來之酒屋並酒小賣茶屋等之類郡代所承屆たる分は格別の事。

一、百姓之職人に成事苦しからず。但其職分郡代所に申出べき事。

附　無益之職分は相叶間敷事。

一、火之用心晝夜無油斷念を入べし若火事出來るに於ては早々火元へ駈付消留べし。近在之者互に馳集り大火に成ざる樣に出精いたすべし。但火事場に於て何によらず盜取事はいふに不及落し物にても拾ひ取べからず。若大勢に紛れ盜人有之は召取郡代所に可申出事。

附　大火・小火によらず自火付火之細書付且又類燒之有無並に燒失品々書付郡代所に差出べき事。

右條々每歲二月大庄屋所へ村々の百姓を召集讀聞すべし。百姓共念を入承之家々に於て兄弟妻子は勿論名子家來・下人・男女共委細申聞堅く可相守者也。

右之條目前々より有之候處今般聯令刪補者也。

安永二年癸巳歲閏三月

右之通今般御改正に而候間大庄屋は勿論肝煎屋共寫之御定之通讀聞可申候。尤右寫可差出候。相改加印形相渡可申候。其上に而者役人に不限寫之常々若者共に讀聞手習をも致候者には無用之往來物等を差置御條目を手習又者素讀に致させ申在候はゞ自然と御條目之旨を會得致べき事に候。

安永二癸巳歲閏三月　　郡代所

（一四）天明八年津山藩大庄屋勤方書上帳の一部

此書は東一宮齋大庄屋中島氏に傳ふる控帳にして之を溫知會誌に謄載しありしものを抄出して此に掲くる事となせり。

覺

一、慶長八癸卯二月六日森忠政公御入部被遊候已來追々國中に五拾壹人大庄屋被仰付相勤罷在候處、元祿十丁丑八月二日御國被召上御家御斷絶に相成候旨八月十一日に御觸御座候。其後御城預り松平安藝守樣被蒙仰御名代淺野伊織殿御越被成候御代替之儀は御代官守屋助次郎樣・岡田五右衛門樣・竹村惣左衛門樣へ被仰付則津山へ御入込、翌年戊寅正月二日より右御代官樣御下知を請大庄屋相勤罷在候。同十八日御代官樣より御面謁申上其後御觸事萬端御直狀にて被仰下候。勿論差當り候儀は御手代中岡齋兵衛殿・礎村幾衛門殿・關口安左衛門殿右三人より申來候儀も御座候。同五月二十五日御城御引渡御座候て御城預り御名代御目付樣方御代官樣共追々御歸被成御當家に相成申候。其後大庄屋貳拾人麻上下着用御使者屋敷へ罷出候樣御郡代山田仙右衛門樣・畑田治部

右衛門樣より被仰下罷出候處御領分御高拾萬石大庄屋貳拾人被仰付、御城番之間諸事入用割賦取計之儀被仰付其外御領分御政務追々被仰渡候事。

一、元祿十一戊寅正月十五日備前守樣御高拾萬石御拜領被遊候。六月六日先御代より相勤候大庄屋之內爲惣代野介代村中島太郎兵衛・田邊村土居藤七・江戶表ゟ罷出、六月二十八日鍛治橋於御屋敷御目見申上候。御疊三疊蒙御直之上意候。其後三原金太夫樣・原嘉右衛門樣より苗字帶刀御免被遊候御旨被仰渡候事。

右之節獻上物

大殿樣ゟ
一、鰹節 一箱 中島太郎兵衛
一、御樽 一荷 惣百姓

大殿樣ゟ
一、鰹節 一箱 土居藤七
一、鰹節 一箱 中島太郎兵衛
一、御樽 一荷 惣百姓

殿樣ゟ
一、鰹節 一箱 右大庄屋兩人
一、御樽 一荷 惣百姓

御前樣ゟ
一、鰹節 一箱 右大庄屋兩人

一、七月三日朝二汁五菜之御料理被爲下置殿樣より銀子三枚大庄屋兩人拜領仕候。大殿樣より金子三百疋宛被爲下置難有頂戴仕候。同八月五日歸着仕同八日御禮廻勤仕候事。

一、元祿十二年己卯年十月六日大庄屋給米拾石宛被下置候旨被仰渡候且又大庄屋共御用に付津山ゟ罷出候節富屋彦十郎と申者方にて上下細貼被下置候旨被仰候。同日大庄屋貳拾

人ゟ銀三枚被下置郷中騎馬御免被仰付候事。

一、元祿十三年庚辰年九月十日御領分繪圖被仰付候。尤小島新五右衛門樣・鈴木惣太夫樣・山內小平治樣・佐治勘右衛樣・近藤彦三樣・二宮始御郷之事。

一、元祿十五壬午年六月六日源泉院樣御初入被爲遊候節獻上物、

一、鰹節 一箱 大庄屋貳拾人
一、鰹節 一箱 惣百姓
一、御樽 貳荷

一、同月二十三日大庄屋貳拾人登城御目見ゟ被仰付獨禮申上候。尤其節爲目壹貫文宛獻上仕候。右大庄屋名面左之通に御座候。

久米南條郡	一方村	植月六郎右衛門	
西北條郡	田邊村	土居藤七	
西々條郡	二宮村	立石五郎右衛門	
勝南郡	川邊村	土居與三治	
西々條郡	塚谷村	櫻井七右衛門	
西々條郡	院庄村	江川四郎左衛門	
東北條郡	綾部村	多胡勘三郎	
西々條郡	長藤村	石原理左衛門	
東南條郡	野介代村	中島太郎兵衛	
西北條郡	田邑村	土居七郎兵衛	
西北條郡	香々美村	岸新兵衛	
西北條郡	山北村	大谷茂兵衛	
東南條郡	一宮村	中島孫左衛門	
東北條郡	小中原村	中西孫右衛門	
西々條郡	富村	廣山孫左衛門	
大庭郡	河內村	近藤忠左衛門	

大庭郡　目本村　福島善兵衛
眞庭郡　小童谷村　穴戸喜右衛門

一、同九月四日御用場野澤嘉右衛門樣・山内小平治樣・水谷清太夫樣御列座にて大庄屋共帶刀御免被仰渡候向後他國往來之節は道具持せ候ても不苦旨被仰渡候事。

一、同月十九日萬一他國騷敷儀に付御要害之儀御座候節歟、又は御出馬被爲遊候節は大庄屋共夫役之百姓召連罷出、竹木・土石持夫之裁許仕又は小荷駄方御奉行之御手に屬し兵糧運送之夫役召仕申儀と相心得居申候。勿論指物蒙御免候節同役共爲心得右申傳居申候事。

一、同二月三日殿樣御巡村被爲遊候に付立石五郎右衛門綾部村より罷出御用相勤候。同五日筋違橋より罷出御目見仕院庄村迄御案內申上候。同八日御歸城院庄村より筋違橋迄右同斷、翌九日津山へ罷出御祝儀申上金子百疋被下置候事。

一、同十一月九日殿樣御婚禮被爲濟候爲御祝儀同二十七日殿樣より金子百疋宛大庄屋貳拾人ゟ被下置候。白銀拾五枚惣百姓ゟ被下置候。御前樣より白銀三枚大庄屋貳拾人ゟ被下置白銀五枚惣百姓ゟ被下置候事。

一、寬永元甲申七月六日御領分井堰改の儀御郡代川上半右衛門樣にて一方村・野介代村・押入・綾部・小中原・山北七解之分立石五郎右衛門・福島善兵衛ゟ被仰付候事。

一、享保元丙申年九月朔日淺五郎樣御誕生被爲遊候爲御祝儀鵭三拾枚宛大庄屋貳拾人より獻上鵭貳百枚鄉中惣百

姓より獻上仕候、右之節御祝儀金子貳百疋宛大庄屋貳拾人ゟ被下置白銀拾五枚惣百姓共ゟ被下置候事。

一、享保八癸卯年十二月二十八日淺五郎樣御疱瘡爲遊候に付大庄屋並御領分百姓より、一宮・二宮・惣社・石三社ゟ御祈禱相頼御札差上申候事。

一、享保十乙巳年十一月大庄屋二十人ゟ騎馬壹疋宛被下置旨被仰出候得共、皆々不勝手者に付御斷申上候。尤立石勝助儀は川崎と申御馬壹疋拜領仕候事。

一、享保十一丙午年西筋百姓共騷動仕候節、爲御押大目附濱・御代官樣・大庄屋共宅ゟ御入込御執鎭被仰付候事

一、寶曆元辛未年隆照院樣津川御林へ御出被爲候節大庄屋多胡勘右衛門罷出御案內申上候。尤他領御通行不被爲成候に付御領分吉見村に御茶屋建候、八代村・下津村江御通行被爲遊候事。

一、安永二發巳年閏三月十七日大庄屋拾人差物御改被仰出、則繪圖相認御郡代御使番ゟ指上申候。

一、安永五丙申年七月十九日綾部村多胡佐市御呵之上御役被召上。後苗字御免百姓組外に被仰付候。諸願は大庄屋加判にて指上申候事。

一、天明元卒丑三月二十四日一宮村中島德介御呵之上御役被召上候。後苗字御免百姓組外に被仰付候右諸願は右同斷之事。

一、天明六丙午年十二月二十四日鄉中百姓共騷敷趣き相聞候に付、大庄屋共申合御窺書指上申候處萬一非常之不作法者有之候はば、不分是非切捨に可致旨相心得居候樣御書付を以被仰渡候事。右は大庄屋共記錄之內相調

猶又傳承之儀共書上申候。

一、御代々御狩之節或は御巡村之節先前は大庄屋罷出御目見申上御案内仕列卒宰許人申付候。近年は大方肝煎庄屋のみ罷出申候事。

一、源泉院樣以來御代々御法事之節大庄屋筆頭壹人爲惣代御牌前參拜仕候。尤御香奠指上候儀も御座候。

一、大守樣・若殿樣・大庄屋宅ゟ御入被遊候節御迎御見立共麻上下着用御目見仕候。勿論御參府御歸國共川邊御境目兼田御川越之場所ゟ大庄屋罷出御目見ゟ仕候事。

一、公方樣日光御社參被爲遊候節火之元萬事取締り大庄屋銘々構内廻在仕候事。

一、御巡見樣御出に付下高倉村御書宿見分之儀、大庄屋罷出御賄等相見積書付指上申候事。

一、毎年二月中村々大小之百姓一構切大庄屋手前ゟ呼出御條目讀渡請書印形大庄屋手前に取置其旨御屆書御郡代所ゟ申上候。尤月々村庄屋方にて惣百姓ゟ御條目讀聞候樣申付候事。

一、毎年五月村々田植相濟候注進書大庄屋手前に取置、一構切御郡代所御代官所ゟ大庄屋より御注進申上候事。

以上

（一五）軍　備

本項は津山溫知會誌所載に係るものにして藩軍の昔を偲ふに好適なるを以て茲に抄出す

安政元年津山藩士黑田彦四郎大砲奉行年番仰付らる。年番は非常に備ふる藩軍の先手にして一朝事あり出發の命下るや即時出軍するの定めなり。其一隊の編成を左に述べん。

先頭に鐵砲　玉目四匁三分和製　足輕二十人を一手として御先手鐵砲頭之を率ゐ二手並列す。次に戰士槍を取つて二十人列す。大番頭列の後方中央にありて白麾を取つて之を指揮す。組頭列の右側に在り大鼓役大番頭の左側に隨ふ。次に士大將あり御使番軍事方具役各一名つゝ之に從ふ。此一隊の左右の翼に大砲（玉目百目）一門つゝ車に載せて備ふ大砲方十人之に分屬す。大砲奉行は士大將の右側に候し白旗を揮つて進退發射の指揮を爲す。其一隊の進軍は第一番に御使番士大將の命を受けて隊前に進み斥候を爲す。暫時にして歸り復命す。士大將貝者に貝を吹くを命ず貝一聲「ブー」と起る。一隊皆左膝を突き右膝を立て姿勢を正して「エー」と一聲鯨波を擧く、又貝一聲「エー」と鯨波を擧ぐ、貝又一聲「オー」と鯨波を擧ぐ而して先頭の鐵砲頭麾を揚ぐ銃卒皆起つ、鐵砲頭「綾千鳥の繰り打ち」と號令し先つ左の一手より「エー」「オー」呼びて前進五六十歩止つて發射す。而して右の一手起立前進左の一手の如し。互に發射して雁行す。始め銃卒の起立するや大番頭麾を揚げ「起序ノ渡リ」と號令す。太鼓役「ドンドンドン」と三聲太鼓を打つ戰士起立槍を構ふ。大番頭麾を揮つて「シッ」と云ふて左足を踏出す戰士之に準す又「シッ」と云ふて右足を踏出す戰士も亦之に準ふ。太皷役は臨兵闘・者皆陣・列在前と呼びて「ドンドン」三聲づゝ太皷を打つて足並を揃ふ。如是くして前進良く久うして番頭「眞ノ渡リ」りと號令し麾を揮る急なり太皷も亦急に打つ戰士疾行す。正に先手の銃手に接せんとするや鐵砲頭「矢束」と號令して二手の鉢卒を合して一列となし一齊發射を行ふ。了つて銃卒を兩分す兩分の中央より戰士槍を振つて突貫す。此際左右翼の太砲は進行發射隊勢を助く。畢て士大將「擧げ貝」と命ず貝者「ヒー」と貝を吹く。戰士舊列に復し膝を突く銃卒も亦同

じ又貝聲に從ひ一隊起立退行す。身體は前に向け足はかり逆行するなり 一隊元位に復す士大將より退散を命じて了る。

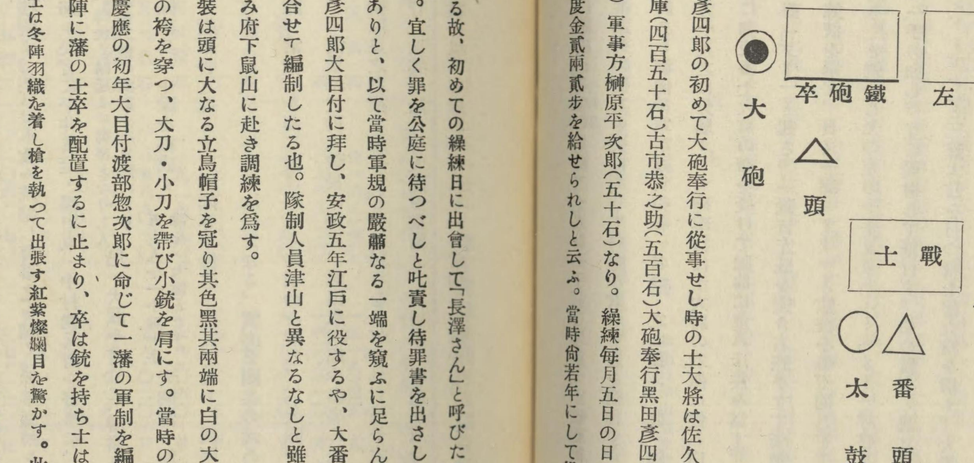

黒田彦四郎の初めて大砲奉行に從事せし時の士大將は佐久間上總(千五十石)番頭伊藤秀之進(三百石)鐵砲頭小須賀兵庫(四百五十石)古市恭之助(五百石)大砲奉行黒田彦四郎御使番磯野伊兵衛(百三十石)組頭長澤右源治(百三十石)軍事方榊原平次郎(五十石)なり。繰練毎月五日の日を以て三度擧行す。彦四郎の初めて年番の命を拜するや支度金貳兩貳歩を給せられしと云ふ。當時尚若年にして組頭長澤は老輩且彦四郎の親友なりしかは平常倹重

し居ける故、初めての繰練日に出會して「長澤さん」と呼びたるを時の大目付上原彦夫之を聞咎め公事に殿を以て呼はす。宜しく罪を公庭に待つべしと叱責し待罪書を出さしむ。待罪書は當時差控伺書なり。暫くして其儀に及ばずとの命ありと、以て當時軍規の嚴肅なる一端を窺ふに足らん。

其後彦四郎大目付に拜し、安政五年江戸に役するや、大番頭介年番の命を蒙る。此れは江戸在邸の者と勤番の者とを合せて編制したる也。隊制人員津山と異なるなしと雖も、戰士にあつては和蘭式に倣ふて銃を執る。時々戰士のみ府下鼠山に赴き調練を爲す。

其服裝は頭に大なる立烏帽子を冠り其色黒其兩端に白の大の字崩しの紋あり。黒の筒袖の木綿の割羽織を着し小倉織の袴を穿つ、大刀・小刀を帶び小銃を肩にす。當時の童謠に三河樣の服裝とて賞揚したり。

其後慶應の初年大目付渡部惣次郎に命じて一藩の軍制を編成せられたりと。然れ共此編成は只先陣・二陣・中軍・後陣に藩の士卒を配置するに止まり、卒は銃を持ち士は槍を執り安政年中の年番の兵式と異なるなし。防長出勢の時士は冬陣羽織を着し槍を執つて出張す紅紫燦爛目を驚かす。此兵式を以て明治元年に至る。

明治元年英國式の軍事傳習を受け居る村次鐵之進(長崎人)を聘して左京の足輕を訓練せしめ、津山より朝倉五郎川村信造を呼び上せて傳習を受けしむ。其冬滯京期滿ちて歸藩す。一藩の兵制を英式に改む。朝倉五郎を呼下して黒田彦四郎と共に日々京橋門内なる練習場に於て訓練す。此時始めて士に卒と伍して銃を執らしむ。藩士 卒と伍するを恥ちて紛擾尤甚し、十二月に至つて訓練少しく整ふ、一大隊を編成す。然れども士の紛議猶止まざる

を以て此一大隊は皆足輕を以て編成し、小隊長・分隊長は元の足輕頭を以て之れに充つ。其月十五日兵制の成れる事を上言す。慎由公（慶倫）御家老・御年寄・大目付を召連れ給ひ其演習を中須賀河原に閲覽の榮を賜はる。此時の服裝「ヅボン」「マンテル」の洋裝なれども猶大小劒を腰に帶びたる異樣にして運動の不便尤甚し。

明治二年藩制改革ありて来壹萬俵を軍資に充て、軍務長官・軍事督事・幹事・會計・器械方等の職を設け大に軍備を擴張す。長官は軍政を統轄し督事之を輔く。幹事庶務を掌り、會計方軍資を出納し、器械方兵器を管理す。黒田彦四郎を長官に平井眞澄・黒田東・中村覺兵衛を督事に、三浦保助・白木外衛・川端清之進を幹事に、川端は幕臣にして五稜廓に戰い降伏し朝廷より御預となりし人にして銃劒刀劒の撲數ケ所身體に在り　尼子大藏を會計に、榊原良之助を器械方に命ぜらる。日夜鍛練士卒を合して歩兵二大隊砲兵一中隊を編成す。五十人を一小隊十小隊を一大隊となす　大熊惟一郎・本多左門大隊長となり北鄉恰・渡邊雅之助・尾上八十七・近藤善之進・上田猪熊等十餘名小隊長となり、西尾直衛等十餘名分隊長となり、栗田辰右衛門・關信夫村次鐵之進・石垣早夫等大砲隊長となる。慎由公閲兵の式あり。其後（明治三年歟）藩に知事參事の職制を設けられたる際、常備兵を藩に設けらるゝの朝命を奉し、二大隊中より小壯の者を拔擢して一大隊を編成し、是を常備兵となす。渡邊雅之助大隊長に任じ、黒田彦四郎少參事に任じ、平井貞澄・北鄉恰大屬に任じ共に軍務懸を命ぜられ、榊原良之助權大屬に任し器械懸りを命ぜられ、尼子大藏小屬に任じ會計懸りを命せらる。其兵式を佛蘭斯式に改む、又其殘餘の一大隊を豫備とし黒田東・村山左京を大隊長に任し此隊を統卒せしむ。明治四年各藩を廢せられ縣令以下來縣ありて五年一月常備兵を解かる。

祿高	諸引殘現米高	外江戸割增	祿高	諸引殘現米高	外江戸割增
千五拾石	四一六俵・二七〇合	一五一俵・〇四五合	貳百石	八五俵・一五〇合	三〇俵・一〇〇合
千石	三九六・三二〇	一四三・三一〇	百七拾五石	七七・三一五	二三・一一〇
八百石	三一七・一九〇	一一五・〇五〇	百七拾石	七五・二四〇	二九・二五〇
七百五拾石	二九七・二四〇	一〇七・三一五	百六拾石	七三・〇七〇	一九・一三〇
五百石	一九八・一六〇	七一・三一五	百五拾石	六八・二一〇	一八・〇六〇
四百五拾石	一九二・〇九〇	六八・〇六〇	百四拾石	六四・〇二〇	一七・〇九〇
參百七拾石	一五八・〇三〇	五六・〇二〇	百參拾五石	六一・二五五	二一・二二五
參百五拾石	一四九・一八〇	五三・〇一〇	百參拾石	五九・一六〇	二〇・二二五
參百參拾石	一四一・〇〇〇	五〇・〇〇〇	百貳拾石	五四・三〇〇	一八・三六〇
參百石	一二八・〇六〇	四五・一五〇	百拾石	五〇・一一〇	一七・一六五
貳百五拾石	一〇六・二七〇	三七・二九〇	百五石	四八・〇一五	一六・二三二
貳百四拾石	一〇二・一八〇	三六・一二〇	百石	四五・二五〇	一五・三〇〇
貳百參拾石	九四・〇二四	三四・二八〇	八拾五石	四五・〇九〇	六・二五〇
貳百貳拾石	九四・〇〇〇	三三・一一〇	八拾石	四五・〇九〇	六・〇二一
貳百拾石	八九・二四〇	三一・二七〇	七拾五石	四五・〇三〇	四・一五〇

七拾石	四四・三〇〇	三・一六〇	四拾五石	三八・一八二	一・〇〇〇
六拾五石	四四・一八七	二・三三八	拾五人扶持	六二・一八六	四・〇〇七
六拾石	四四・一二七	一・一六四	拾人扶持	四四・一二九	一・〇二五
五拾石	四〇・二二五	一・〇八二			
七人扶持	三二・一九五	—	八石三人扶持	三六・一六〇	—
五人扶持	二五・一五七	—	七石三人扶持	三四・一〇〇	—
四人扶持	一二・二九八	—	六石三人扶持	三一・二五五	—
三人扶持	一〇・一五二	—	五石三人扶持	二九・〇八〇	—
二人扶持	八・一九二	—	四石三人扶持	二六・二三五	—
足輕		外江戸割増	中間		外江戸割増
參疋五斗貳人扶持		二一俵・一一〇合	五俵一人半扶持		一三俵・〇一五合

備考

一、何百石と云ふが如きは一年に一度十月に支給す。

一、單に何人扶持と云ふが如きは毎月支給す。（一人扶持とは一人に付壹ヶ月玄米壹斗五升）

一、何石何人扶持と云ふが如きは、何石は毎年二月・十月の二期に支給し、何人扶持の分丈は毎月支給す。

一、外江戸割増は江戸勤となる時普通祿の上に割増せらるゝ額なり。

（一七）津山藩服附

年中服附

一、元日　大目付格以上熨斗目長袴中奥頭以下御徒目付迄熨斗目半袴、平小役人以下服紗小袖麻上下、但長袴着用之面々御禮過より半袴。

（編者註）長袴は竪糸絹横糸苧にて織たるもの、服紗は紋付小袖にて半袴は無地又は三留縞の平袴の事なり

一、元日より七日迄熨斗目八日より十五日迄服紗小袖麻上下。

但表當番は夜分迄、同服。奥向當番は三ヶ日暮六時より服紗小袖繼上下四日より平服。

一、御謠初　熨斗目半袴

一、御具足御祝儀　正月十六日熨斗目半袴・平小役人以下服紗小袖麻上下。但御祝過より平服。

（編者註）此日赤白の鏡餅を切りて藩士一同に賜ふ。赤には煮小豆を搗込たるものなり。

一、五節句　上己・大目付格以上熨斗目半袴其以下服紗小袖麻上下。

端午・染帷子麻上下。

七夕・大目付格以上白帷子麻上下。其以下染帷子麻上下。

重陽・當役大目付以上花色小袖麻上下。其以下花色不限勝手次第、但殿中伺候之面々早朝より

服を改暮六時より平服。

一、八朔　大目付格以上白帷子麻上下、但殿中伺候之面々早朝より服を改暮六時より平服。

一、玄猪　御祝無之に付着服平生之通。

（編者註）此日赤・白・黒・の鏡餅を切りて藩士一同に賜ふ之を三石餅と稱す。黒には黒胡麻を搗込たるものなり。

一、御吉事日　御譜代之面々熨斗目長袴、殿中伺候之面々着服毎月朔日之通。

（編者註）十一月朔日にして貞享四年光長卿伊豫松山に在りて御預け御免の達を拜受せられし記念日なり。

一、節分　殿中伺候の面々七半時より服紗小袖麻上下、奥向は九時より右同斷、御豆噺子相勤候面々幷中奥目付壹人熨斗目半袴。

但正月七日より内節分之節は其日之服にて熨斗目着用之事。

（編者註）豆打は中奥目付の案内にて勤者之を勤む。

一、御煤拂　十二月十六日殿中伺候之面々表奥共五時より服紗小袖麻上下御祝過より平服。

一、歳暮　十二月二十八日當役大目付以上熨斗目半袴、其餘は服紗小袖麻上下御祝過より平服。

大晦日七半時より服紗小袖麻上下奥向は七半時より出仕歳之御祝儀申上之御小姓頭御守役熨斗目其餘は服紗

小袖麻上下。

一、朔望　絹帽麻上下着用表當番は九時迄麻上下奥向當番は御禮過より平服、但正月十五日・廿八日大目付以上熨斗目半袴。

一、御發駕前　御目見

御參府後　右同斷の節服紗袷麻上下

一、御發駕御當日幷御着府御當日、月並小役人以上幷御徒目付熨斗目半袴、平、小役人以下服紗袷麻上下都て麻上下着用之節は絹服着用に相成、御留守年着服都て御在府年之通。

以　上

（一八）舊藩時代服忌令（元文元年九月改正）

元文元辰年九月十八日大御目付鈴木飛彈守殿於御宅被相渡岡村多仲罷出受取之

服　忌　令

一、父　母　忌五十日　服十三月閏月をかぞへす

遺跡相續分地配當之養子は實父母のごとし、同姓にても養方の親類〃のごとく相互に服忌可受之、實方之親類は父母は定式之服忌可受之、祖父母伯叔父姑は半減之服忌可受之、兄弟姉妹は相互に半減之服忌可受之、此外之親類は服忌無之遺跡相續せず、或は分地配當せざる養子は同姓にても異姓にても養父母は定式之通服

忌可受之、養方の兄弟姉妹は相互に半減の服忌可受之、此外之親類服忌無之實方の親類は定式之通相互に服忌可受之。

一、嫡　母　忌十日　服三十日

對面無之候はゝ不可受服忌通路いたし候はゞ對面無之共服忌可受之、父死去之後他へ嫁し或父離別するに於ては妾の子不可受服忌但嫡母之親類は服忌無之。

一、繼父母　忌十日　服三十日

初より同居せされば無服忌父死去之後繼母他へ嫁し或父離別するにおゐては不可受服忌。但繼父母之親類は服忌無之。

一、離別之母　忌五十日　服十三月閏月をかそへす

一、夫　忌三十日　服十三月閏月をかそへす

一、妻　忌二十日　服九十日

一、嫡　子　忌二十日　服九十日

家督と定めさる時は末子之服忌可受之女子は最初に生れても末子に准ず。

一、末　子　忌十日　服九十日

養子に遣候ても服忌差別なし家督と定まる時は嫡子の服忌可受之、天明八申年八月十三日御用番鳥居丹波守殿ゟ左之通御屆書被差出之御留守居助岡村八十八御使者相勤之。

私妾腹之男子仙千代儀今十三日申刻致死候。

忌十日八月十三日より同二十二日迄　服三十日八月十三日より九月十二日迄

右定式之通忌服受申候此段御屆仕候以上。

八月十三日　御名

一、養　子　忌十日　服三十日

家督と定まる時は嫡子の服忌可受之

一、祖父母　忌三十日　服百五十日

母　方　忌二十日　服九十日

離別せられし祖母も無別儀

一、伯叔父姑　忌二十日　服九十日

母　方　忌十日　服三十日

父母種替之兄弟姉妹は半減之服忌可受之

一、嫡　孫　忌十日　服三十日

嫡孫承祖たる時は嫡子之服忌可受之祖父母死去之時も嫡孫之方へも五十日・十三月之服忌可受之、此外之親

一、夫之父母　忌三十日　服百五十日

一、曾祖父母　忌二十日　服九十日

母方には服忌無之但遠慮一日

一、高祖父母　忌十日　服三十日

母方は服忌無之但遠慮一日

一、兄弟姉妹　忌二十日　服九十日

別腹たりといふとも服忌に無差別

一、異父兄弟姉妹　忌十日　服三十日

類服忌差別なし曾孫玄孫たりといふとも同例也。

一、末　孫　忌三日　服七日

女子は最初に生れても末孫に准す。娘方之孫服忌同前

一、從父兄弟姉妹　忌三日　服七日

父之姉妹之子幷母方も服忌同前

一、甥　姪　忌三日　服七日

姉妹之子も服忌同前異父兄弟姉妹之子は半減之服忌可受之。

一、七歳未滿之小兒は無服忌

父母は三日遠慮其外之親類は同姓にても一日遠慮日數過承候はゞ追而不及遠慮。

但八歳より定式之服忌可受之。

附、七歳未滿之小兒之方へも服忌無之父母死去之時は五十日遠慮、其外之親類は一日遠慮父母は年月を經て承候共聞付る日より五十日遠慮すべし。

七歳未滿之小兒死去之節寶曆年中被仰出候者に、同姓之親類は一日遠慮異姓之親類は不及遠慮と有之に付、先頃名村運治小兒不幸之節村山左仲不及遠慮候處、其後出羽守樣より御知せ候而稻葉丹後守殿御子息御不幸

一、曾孫玄孫　忌三日　服七日

娘方には曾孫玄孫共に服忌無之

に付主計頭樣一日御遠慮御屆被成候旨申來候。故此儀疑敷承糺候處服忌令御縣り松浦與次郎殿へ岡村要助相伺候處、同姓にても異姓にても親類一日之遠慮元文中年御定之通可相心得旨に御座候。此段も爲御心得申進置候以上。

申十一月三日

一、聞忌之事

遠國におゐて死去年月を經而告來といふとも、父母は聞付る日より五十日・十三月之服忌可受之、重き服忌之內かろき服忌殘る日數可受之忌之日數過て告來は一日遠慮服明候共同前。

一、重る服忌之事

父之服忌いまた不明內母之服忌有之は母之死去之日より五十日・十三月之服忌可受之、重き服忌之內かろき服忌有て日數終は追而不及受服忌日數あまらは殘る服忌の日數可受之。

穢　之　事

一、產穢　夫七日　婦三十五日

遠國より告來七日過候はゞ穢無之七日之內承候はゞ殘る日數の穢たるべし。血荒・流產・同斷尤妾の產穢之時も同例。

一、血荒　夫七日　婦十日

一、流產　夫五日　婦十日

形體有之は可爲流產形體無之は可爲血荒。

一、死穢　一日

家の內にて人死候時一間に居合候は〻死穢可受之、敷居をへたて候へば穢無之、二階にても揚り口敷居の外に在之候へば穢無之候家なき所に死人有之時は其骸有之地計穢候。家主死去候ても死穢之義差別無之死後其所へ參候者は骸有之候共踏合之穢也。

一、踏合　行水次第

右之五ヶ條は明治五壬申年二月二十五日第五十六號公布を以て產穢不及憚、同六年二月二十日第六十一號公布を以て混穢之制を廢せられたり。

一、改葬　遠慮一日

子は不殘達慮但不承候は〻追而不及遠慮候。忌掛りは親類改葬之場へ出候者は遠慮すべし。忌不掛親類は其場へ出候とも不及遠慮候。改葬之主に成候は〻他人にても一日遠慮すべし。

附　掘起候日より葬候迄日數有之候は〻子は不殘掘起候日と葬候日と二日之遠慮也。他人にても改葬之主に成候ものは同斷但掘起候翌日より葬候前日迄は歲日にても不及遠慮候。

改葬之儀遠所にて申付日限存候は〻其日遠慮すべし。日限不存相濟候後承候は〻追而不及遠慮候。

一、養父死去以後養母同居せずといふとも他へ不嫁候へ者服忌可受之、他へ嫁するに於て服忌無之。

一、養父の妻養はれざる以前に死去候は〻嫡母に准し其親類服忌無之。

一、父の後妻と通路いたし候は〻、對面無之とも繼母之服忌可受之。

一、義絕之嫡子之服忌は末子に可准、此外之親類義絕といへども服忌別儀なし。

一、女子婚姻以前より養はれ或入聟を取家督相續の時は養方の親類實の如く相互に服忌可受之。

一、婚儀本相調內にても祝儀取かはし候へば、夫婦相互に定式之忌之日數可遠慮但服忌無之。

一、父之妾腹服忌無之。

一、妾者服忌無之但子出生におゐては三日遠慮、血荒流產有之計にては妾死去の時遣慮無之。

一、遺跡相續せず。或分地配當せざる養子養方の兄弟姉妹他家へ養ゝ〻者には相互に服忌無之。

一、同姓にても異姓にても一人へ兩樣之禰有之は重き方の服忌可受之。

一、名字を授候計にては相互に服忌無之本姓の方の親類定式之通服忌可受之。

一、離別の女はたとひ實子有之他へ不嫁とも、夫婦の緣きれ候ゆへ相互に服忌無之。

一、子無之死去候者は名跡相續のため新規に家督相續の時は養父のごとく服忌可受之、死去者の妻は養母に可准死去候者は七歲未滿に候は〻服忌無之五十日可遠慮、死去候者の親類は相互に定式之服忌可受之實方之親

類は父母は定式之服忌可受之、祖父母・伯叔父姑の半減の服忌可受之兄弟姉妹は相互に半減之服忌可受之此外之親類服忌無之。

一、養子願書差出之老中請取之其後死去候はゞ家督不定内にても、養父母計五十日・十三月之服忌可受之。

一、半減之日數三十日は十五日也。餘は准之但七日は四日也三日は二日也。

一、一日と有之は當夜之九ツ時より明る夜の九ツ時迄なり。九ツ前に候へばたとひ四半過にても一日之積也。

右十六ヶ條元祿六年追加之内也。今般聊省畧而書載之。

一、妾腹の子其父嫡母・繼母を以て養母に定むる時は忌五十日服十三月可受之、母方の親類之服忌養實之差別家督續之養子のごとくたるべし。嫡母の子繼母之服忌におゐても父の極次第右に同じ。但繼母方之親類には服忌無之。

一、家督相續之養子たる者實方の養母・嫡母・繼母・服忌無之分地配當せざる養分は右之服忌可受之。

一、養方之伯・叔父・姑・兄弟・姉妹人に養るゝ者は半減之服忌可受之、實方之伯・叔父・姑・兄弟・姉妹他家より養るゝ者も服忌無差別。

一、其身養子に參り實方之伯・叔父・姑・兄弟・姉妹之内人に養るゝといふとも其儘半減之服忌たるべし。

一、父養子にて其子人の養子に參り候時は父之父母・兄弟・姉妹養實共に半減之服忌可受之、或父も養子其身も養子の時は養父の實方服忌無之、若實方に付て半減之服忌可受續有之候はゞ服忌可受之。

一、半減之服忌に祖父・父母・伯叔・姑・兄弟・姉妹と有之は母方之祖父母伯叔父姑異父兄弟姉妹も同例。

一、嫡子を人之養子に遣時は服忌末子のごとくなるべし。

右七ヶ條更增補之

元文元年九月十五日

御添書

一、父妾を妻に准し候服忌之ヶ條此度被相除候。然共享保十八年妾を妻に致候儀可爲無用旨被仰出候以前相屆置候者は唯今之通たるべく候。

一、父計之養子母計之養子忌服之ヶ條此度被除候候然とも相濟有之分は唯今迄之通たるべく候、

九月

駒木根肥後守殿江岡村多件罷越承合之書付

元祿六年追加之内

一、同姓に而も異姓にても一人へ兩樣之續有之は重き方の服忌可受之右假令は惣領之子と弟の子と從弟なり。右惣領之從弟の所へ養子に參候へば其家之養父の祖母は元來祖母なれども、右從弟の養子と成たるゆえ曾祖母となる又或は伯父の養子に成、其節父の姉妹其家に有之所へ養子に參候へは其姉妹者尤伯母なり。又養子の實方之弟又養子に參たる時は元來は伯母にて其家にての續は大伯母となる。

右之類は實方の祖母・伯母の續重きゆゑ此服忌受可申事。可有御座哉。

○一通り書面之通候服忌之儀は其續之次第を以聞合之節可申達候。

今般追加七ヶ條之內

一、家督相續之養子たるもの實方の養母・嫡母・繼母服忌無之。

此段は實方に養母と號たる者有之歟又は嫡母・繼母有之もの他へ養はれ、養方の家督相續仕たるものは實方の右之續へは相互に服忌不懸と申事御座候哉。

○書面之通に候。

但未分地配當無之養子は右之服忌可受之とは實方定式の忌服尤受可申事可有御座哉。

一、養方の伯・叔父・姑・兄弟・姉妹人に養はるゝ者は半減之服忌可受之、實方の伯・叔父・姑・兄弟・姉妹他家より養はるゝ者も服忌無差別。

此段は養實共に他より養はるゝ者は相互に半減の服忌受候事。無差別と申事御座候哉。

○實方より他家はるゝ者も實方へ他家より養ひ候も服忌無差別と申事に候。

一、其身養子に參り實方の伯叔父・姑・兄弟・姉妹之內人に養はるゝといふとも其儘半減の服忌たるべし。此段も前之ヶ條同樣に相聞え申候。いかゝ可有御座哉。

○其身人之養子に參候ものは實方の伯・叔父・姑・兄弟・姉妹半減にて右之分他家へ養子に參候而も其儘半減

服忌受候と申事に候。

一、父養子にて其子人の養子に參候時は父の父母・兄弟・姉妹・養實共に半減の服忌可受之。

此段は我實父の實方の父母・兄弟・姉妹養方の父母・兄弟・姉妹ともに、我ためには祖父母・伯父・伯母の事ゆゑ我爲には皆實方と見て半減之服忌受可申哉。

○書面之通に候。

或は父も養子其身も養子の時は養父の實方服忌無之若實方に付て半減之服忌可受、續有之は服忌可受之、

○父も養子其身も養子之ヶ條の處へ

養母之親類も相互定式之通に而も

右之通問合附札に記置候。

此段は我養子に參る其養父の實方に元來我續無之事に候へば服忌無之、若又我も其家より出近き續有之は服忌受可申尤兩樣之續に成候はゞ重き方を受可申事哉。

○書面之通に候。

一、半減之服忌之事父方・母方・異父兄弟・姉妹ともに本文に有之通同例と申事に而御座候哉。

○書面之通に候。

右之外元祿六年御改之內本文追加之內ともに省畧御座候分は向後御構無御座候儀と奉存候。以上

○本文に省畧無之候、追加は書面之通に候。

松平庄次郎家來

十一月　　岡村多仲

一、一度養子に參り其家督相續之後子細有之浪人仕養母は厄介に仕置候處、其者又他家へ養子に參り其家督致相續、右前之養母は其者厄介申候親類之内に預有之候、加樣之類は右之養母實方のごとく取可申事有御座候哉、

○是は服忌無之自分之愼は心次第の事。

延享五辰年六月九日追加

一、養子に參候もの實方の親類服忌受候儀祖父母伯・叔父・姑・兄弟・姉妹此分は半減の服忌受、此外之親類は相互に服忌無之候則御定服忌令に出候通、然る處只今迄祖父母・伯・叔父・姑・兄弟・姉妹之外之親類に而も相互に服忌受候面々も有之候、其段心得違に候間向後は右之趣可被相心得候、

此下附紙

左之通伺書出

人之養女を貰置悴へ娶嫡子出生右出生之嫡子之爲其父母之養實父兩人共に母方之祖父に立二十日九十日之忌服可請候哉、

御附札左之通

書面之通は人之養女を娘に貰置其出生の子之ため母之養父は母方祖父定式之服忌に而候母之實父者半減之服忌に而候。

此以下大山記錄一枚右本書之外に添

是迄養女と相願悴へ娶候得ども以後は何之誰娘貰置追而悴と娶申度旨願可申尤兼而養女に致置聟養子等相願候歟、又は養女に致置他へ遣候願と格別之事。

六月

右之通安永九年子六月被仰出候、

一、此已前養女と相願候も悴と娶候と相願候は養女には相成不申婚姻の願に相成候。因而服忌之儀相互に御定之通本式之服忌可受申事。

一、人之娘を養女にいたし他へ遣候と相願候も我方へ貰受養置他へ遣候者、養父母養女に相成候故相互に御定之服忌受可申事に候。貰受不申候而實家より直に遣候者名字計授候に相成候故相互に服忌無之候、

右之通相紊窺之上相記置候

寛政四年壬子正月

備考

太政官公布第百七十六號

僧尼忌之儀は是迄御制度も無之候處自今人民一般之服忌を可受事。

明治五壬申年六月十二日　太政官

太政官第百七十七號公布

忌服者及死葬に預る者當日神社へ參詣可憚事。

明治五壬申年六月　太政官

太政官第二百七十六號公布

天長節拜賀重服の者不及憚事。

明治五壬申年九月　太政官

太政官第三百六十九號公布

元始祭には御式濟迄服忌者參拜可憚事。

明治五壬申年十一月　太政官

第百八號

服忌之儀追而被仰出候品も可有之候得共、差向京家之制武家之制兩樣候ては法律上不都合有之候に付、自今京家之制被廢候條此旨布告候事。

明治七年十月十七日　太政大臣　三條實美

第六節　最近世

（一）廢藩及び津山縣

明治四年七月十四日朝廷諸藩を廢して悉く縣となし、其の知事の任を解きて假りに舊正權大參事をして縣治に當らしめらる。是に於て津山藩は廢れて津山縣これに代り、舊藩廳（今の津山男子尋常高等小學校本館の所）を以て縣廳となし、大參事渡部彖道・權大參事小澤朝泰（後泰と改む）等津山縣の政務に當る。

（二）北條縣及び岡山縣

同四年十一月十五日北條縣を置き、美作十二郡を管轄せしめらる。同日小野立誠（越前大野士族）權參事に任ぜられ、同月二十日淵邊高照（鹿兒島士族）參事に任ぜられ、共に十二月二十九日を以て津山に着任す。翌五年正月四日舊津山縣廳を以て北條縣廳となす。翌五日判任官を任用して庶政に當らしむ。是より左記美作國內元十縣の政務の引繼を行ひ、二月十八月に至り之を終はる。

元津山縣　二百二十八村　元鶴田縣　二百十一村　元眞島藩　一百八村　元倉敷縣　九十三村

元沼田縣　六　十　村　元古河縣　三　十　村

元明石縣　四　十　四村　元龍野縣　五　　村

明治九年四月十八日北條縣を岡山縣に合せらる。是に於て古の吉備の國は備後を除くの外は皆一縣として統治せらるゝに至れり。

（三）地方制度改廢の概要

明治五年二月北條縣管區を三十九區に分ち、各區に戶長、各村に副戶長を置かれしが、此の時東南條郡を二區に、西北條郡を四區に、東北條郡を三區に、西々條郡を四區に分たる。

同年三月舊來の村吏を廢し、郡に郡長兼戸長一人・專務戸長二人を置き、村に里正兼副戸長を置く。

同年四月二十七日郡長・里正を廢して戸長副戸長を專務となす。

六年八月二十八日正・副戸長を廢し、各區に會所を設け、區戸長・副戸長を置く。本郡内にありては、第一番會所を津山小姓町に、第二番會所を上田邑村に、第三番會所を上高倉村に、第十八番會所を院庄村に、第十九番會所を貞永寺村に置く。九月各村に用掛を置く。

九年四月二十八日北條縣を岡山縣に併せられ、六月二十四日會所を廢し、正・副戸長を罷め、更に第一會議所を津山二階町に、第二會議所を二宮村に、第三會議所を貞永寺村に、第四會議所を綾部村に設け、區長・副區長及び戸長・副戸長を任じて會議所事務を取扱はしめ、同年七月十七日各村の用掛を改めて保長となす。

十年十一月八日會議所及び小區事務所を廢し、保長を解き更に區務所並に戸長役場を設置し、區務所には區長一人を、戸長役場には戸長二人を、各村には副戸長を置き、大小區務所及び民事に關する諸願稟申を取扱はしむ。この改廢により本郡には岡山縣第十九及び第二十の兩區務所の設置あり。即ち第十九區務所を西々條郡竹田村に置きて西々條の一郡に當らしめ、第二十區務所を津山に置きて西北・東南・東北三郡を擔當せしむ。

十一年九月二十日本縣下從前の區劃を廢し、郡區町村の制を定め、西々條郡役所を竹田村に、西北條・東南條兩郡役所を津山町大字山下に、東北條郡役所を綾部村に置き、各郡に郡長を任命せらる。

同年十二月各村に戸長一人を置き、村會の公選を以て縣令の認可を經て之を定むべきものとなし、戸長の下に用掛を置きて其の事務を助けしむ。

十六年二月十五日從來の戸長を免じ、町村の大小に應じて數箇町村に戸長一名を置き、該戸長は縣令之を選任し、戸長役場に用掛を置きて戸長を助けしめ、該用掛は郡長の認可を得て戸長より命ずるものとせり。三月一日戸長役場に書記一名を置き、且つ各村に村務用掛を置く。

二十二年六月一日町村制實施につき、西々條郡を十三箇村に、西北條郡を一町五箇村に、東南條郡を一町四箇村に、東北條郡を八箇村に編制し、各町村に町村長・助役・收入役・書記を置く。其の後町村の合併・制度の改正ありて明治三十三年一町三十箇村となり、大正十三年には三町二十八箇村となれり。

三十三年四月一日、四郡を合して一郡となし、苦田郡と改稱し、初めて郡制を布き、郡會を開く。大正十二年三月三十一日限り郡制を廢止す。

大正十五年六月三十日限り郡役所を廢止す。

(四) 諸般制度の改革

(イ) 廢藩置縣

明治二年諸藩版籍を奉還するや、舊藩主を知事に任じ、且舊封地の實收石高の十分の一を以て各藩知事の家祿となし、又諸侯を華族に列し、其の舊臣を士族となせり。然れども尚藩知事は藩内に於ては依然領主の地位を有し威權頗る重く、施政亦改革の實を擧ぐるを得ざりしかば、明治四年七月全國二百七十三藩を廢して縣となし、次て舊幕領の地なる八府二十一縣と合して、更に之を三府七十二縣となし、舊藩知事は盡く東京府に貫し其の士

族は皆本縣に屬せしめたり。是に於て數百年來の封建の制全く廢れたり。

（ロ）徵兵令の發布

封建時代に於ては國防に當る者は士分に屬する階級の人々のみに限られたりしが、明治五年十一月政府は我が國の古制に鑑み、且は歐米の規制を參酌して徵兵令を發布し、國民總て滿二十歲に達すれば盡く兵役に服せしむることゝし、國民皆兵の制となせり。

（ハ）地租の改正

舊藩時代に於ては田租の率各地各藩にて互に相違あり、又徵收の方法も區々たりしが、明治六年政府は舊來の田畑貢納の法を全廢し、土地の原價を調査して其の價格の百分の三を地租として全納せしむることゝなせり。是より先前年土地永代賣買の禁を解き、其の所有者には地券を授けしが、此に至り全國土地の調査に着手し、明治十四年に至りて全く結了せり。これより先明治八年租率を改めて百分の二半に減ぜり。（後に詳說す）

（ニ）社會制度の改革

明治維新以來政府は專ら上下隔絕の弊の打破に努め、先づ舊來の士農工商の階級を廢し、尋で明治三年庶民の氏を稱するを許し、翌年平民の路上乘馬並に華士族平民の互に婚娶する事を許し、且庶民の階級を徵廢して悉く平民となせり。且中央集權の制定ると共に封建的勅據の形勢は漸く減じ風俗習慣等も自ら統一せんとするに至れり。又之と相前後して斬髮廢刀に關する令下り、神佛混淆の禁止と共に信敎は各人の自由に委せらるゝに至れり

（ホ）郡町村の行政

廢藩以後美作全國縣の管轄に屬し明治五年國內を三十九區に分ち、庄管等をして之を監督せしむ。明治六年數區を合して一行政區となし、此處に會所を置く。岡山縣の管轄となり、會議所と改稱し、尋いで會議所を廢して區務所を置く。會所には戶長、區務所に區長を置き、主として町村行政の監督をなさしむ。各町村には初め里正を置き尋いで副戶長・用掛・保長・副戶長等を置き町村行政の實務を執らしめたり。明治十一年本縣下從來の區劃を廢し、郡區役所を設置するに至り、町村行政は郡區長の監督に移り、尋いで從來の副戶長を廢し、町村公選の戶長を置く。（當時戶長の事務所は概ね自宅に在り）同十六年二月組合戶長役場の設置と共に、官選戶長の任命を見るに至り、町村の治績漸次向上發展の域に向ふ。同二十二年六月町村自治制の發布せらるゝに及ひ、從來の一町村役場の行政區を以て、概ね一町村と定められる。町村吏員及町村行政關係者は公選となり、心機一轉、只管町村の開發に努めたり。後年優良町村として、當局より表彰せられ、模範町村として、視察員の足を止むる町村あるに至れるは既に此時代に胚胎せる一種の賚と謂ふべきか。同二十七年四月一日、西條外三郡役所を津山町大字山下に設置し、同三十三年四月一日、郡制施行、苦田郡と改稱し、此處に苦田郡役所を設置せらるゝに至り、勸業に、敎育に、土木に、衞生に、其他郡內各種團體に、授助を與へし苦田郡會の活動と、相俟ちて其治績實に顯著なるものあり。就中泉・加茂兩方面に大植林地を創始經營して、後昆に惠澤を貽したる苦田郡會の偉績は永遠に記念して沒すべからざるものとす。大正十五年六月三十日限り、郡役所

廢止と共に、各町村の行政事務は直接縣の監督に屬し以て今日に及ぶ。

町村制實施以前既に各町村に、町村會ありて、行政・代議兩機關も略々備はれり。經費支出の財源は、寄附其他雜收入の外多くは地價割・營業割・戶別割・反別割等に求め、戶長役場費及會議費等を一括して、一豫算を編製し、尙ほ同一財源に依りて勸業・敎育・土木費等も、各別々に編製し、町村會の決議を經て施行せり。左に更に制度及行政區劃の沿革を一括して揭げん。

□ 制度の沿革大要

明治二年二月、諸藩封土を奉還し、同年六月舊藩主知事となる。されど村役人は尙舊制によれり。

明治三年十二月、大庄屋を庄管と改稱す。(「其方儀何樣庄管申付勤中帶刀差免爲手當米（五）石差遣候事畢而從前大庄屋の心得を以て可相勤候事」との辭令書を交付せられたり。)

明治四年七月十四日、廢藩置縣。

明治五年、北條縣に於て美作全國を三十九區に分ち、四月區に戶長・副戶長、各村に里正を置く。(戶長は概ね庄管又は上席庄屋、副戶長及び里正は、庄屋を以て之に任ぜられたり。)

明治五年七月、里正を廢して副戶長を置く。

明治六年八月、會所を置く、同時に從來の正・副戶長を廢し、新に區戶長・副戶長を置き、各村の副戶長を廢して用掛を置く。

明治八年從來の地租法（米納）を廢し、新に地券の稅法を行ひ金納となせり。即ち土地の地價を定め、その百分の二ヶ半を以て地租となす。又土地所有者には、地券を交付して、其の所有權を確認し、土地の賣買を行ふ時は地券に裏書して、所有權の移轉を證することと定められたり。

明治九年四月、北條縣を岡山縣に合併し、各會所を會議所と改稱し、其の位置及管轄區域を改正せり。

明治九年七月、各村の用掛を廢して保長を置き、同年十月保長を廢して副戶長を置く。

明治十一年郡區編制法により、郡・區役所の位置を定め、夫々郡區長の任命ありたり。

明治十一年十二月各村の副戶長を廢して、戶長を置く。(民選戶長なり)

明治十六年二月、數ヶ町村聯合の町村役場を設置し、戶長を官選とす。

明治十七年七月、衞生委員を各村に置く。

明治二十二年六月、町村制實施と共に、町村の合併を行ひ、町村公選の町村長を置く。

明治三十三年四月、郡制施行、大正十二年三月三十一日郡制廢止。

大正十五年六月三十日限り、郡役所廢止と共に、町村行政は直接縣の監督を受くるに至る。

（五）歷代地方長官

（イ）津山縣

現苫田郡內には當時津山縣の外倉敷縣に屬したる地ありしかども此處には唯津山縣のみに就て記載す。

大參事　渡部兼道　明治四年七月十四日

津山縣大參事　渡部兼道

參事　海老原景員　同　上
權大參事　鞍懸吉寅　同　上
權大參事　小澤朝泰　同　上
權大參事　宮田德韜　同　上
權大參事　昌谷千里　同　上

（ロ）北條縣

權參事　小野立誠　越前大野士族、明治四年十一月十五日任
參事　淵邊高照　薩摩鹿兒島の士族、元陸軍少佐　明治四年十一月廿日任
參事　小野立誠　明治六年七月任　明治六年五月二十九日任陸軍少佐
權令　同　八年七月任　同　九年四月十八日罷

北條縣參事　小野立誠

（八）岡山縣

縣令	高崎五六	明治八年十月七日（北條縣合併前）任	明治十七年十二月轉任
縣令	千坂高雅	同十七年十二月二十七日任	同二十七年九月十九日免官
知事	同	十九年七月十九日任	同三十年四月七日免官
知事	河野忠三	同二十七年九月十九日任	同三十三年一月十九日轉任
知事	高崎親章	同三十年四月七日任	同三十五年二月十日轉任
知事	吉原三郎	同三十三年一月十九日任	同三十九年七月二十八日休職
知事	檜垣直右	同三十五年二月十日任	同四十一年七月二十日轉任
知事	寺田祐之	同三十九年七月二十八日任	同四十四年七月四日轉任
知事	谷口留五郎	同四十一年七月二十日任	大正二年六月一日免官
知事	大山綱昌	同四十四年七月四日任	同三年六月九日轉任
知事	湯淺倉平	大正二年六月一日任	同八年四月十八日轉任
知事	笠井信一	同三年六月九日任	同十一年六月十七日休職
知事	香川輝	同八年四月十八日任	同十二年十月二十五日轉任
知事	長延連	同十一年六月十七日任	

知事	横川助成	同十二年十月二十五日任	同十三年五月二十三日免官
知事	大海原重義	同十三年五月二十三日任	同十四年九月十九日免官
知事	佐上信一	同十四年九月十六日任	現任

（六）町村行政區劃の沿革竝町村行政關係者

（イ）明治五年三月區制施行當時の區域

第一番會所 位置小性町（後に京町最後に二階町に移轉）第一・二・八・九區を管轄す。

縣名郡名	區名	區域	町村名
北條縣西北條郡	第一區	山下田町	北松原 椿高下 南新座 材木町
		伏見町	京町 河原町 堺町 小性町 吹屋町
		船頭町	二階町 元魚町 新魚町 新職人町 桶屋町
		戸川町	二丁目 三丁目 美濃職人町 鍛冶町 下紺屋町
			（當時戸數一千七百三十九 人口六千五百十四）
		城代町	鐵砲町 安岡町 茅町
		宮脇町	南新座 坪井町 上紺屋町
同	上第二區	椿高下	田町
		西寺町	西今町

福渡町　細工町　新茅町

同　縣東南條郡　第八區　高野山西村　高野本鄉村　籾保村　東一宮村　野村　太田村
（當時　戸數一千一百七　人口四千五十六）

沼村　志戸部町　勝部村

同　上　第九區　橋本町　林田町　中之町　勝間田町　西新町　東新町
（當時　戸數九百二十　人口四千五十六）

上之町　林田村　川崎村　野介代村　押入村

戸長　田町　中村源助　副戸長　上ノ町　松下一三　同　材木町　竹中謹一
（當時　戸數一千七百一十　人口六千二百五十三）

二丁目　池田有　同　勝部　廣瀨義一

主筆　魚町　小松悳　同　籾山　田口彌四郎

戸長　香々美　中島衛　副戸長　押入　岸本寛　同　野村　保田定貫

二丁目　福井勝太郎　同　勝間田町　刈田稔

主筆　押入　岸本壽　同　宮脇町　稻岡久太郎

第二番會所　位置上田邑　第三・四區を管轄す。

第三區　小田中村　山北村　惣社村　上河原村　小原村　西一宮村　東田邊村

西田邊村　上田邑村　下田邑村

第四區　沖村　公保田村　澤田村　市場村　香々美中村　藤屋村　寺和田村
（當時　戸數一千六十四　人口四千五百二十二）

百谷村　眞經村　大町村　岩屋村　越畑村
（當時　戸數六百一　人口二千六百九）

戸長　下田邑　土居通信　副戸長　山北　畑信俊　同　東田邊　土居梁一郎

主筆　小原　矢內重愛　同　上田邑　水島曆藏　同　百谷　難波喜一郎　同　寺和田　小瀨晉

第三番會所　位置上高倉（後大篠村最後に綾部村に移轉）　第五・六・七區を管轄す。

第五區　黑木村　青柳村　知和村　小淵村　小中原村　河井村　物見村
（當時　戸數九百七十二　人口四千六十八）

倉見村　桑原村　塔中村　原口村　齋野谷村　山下村　宇野村

戸賀村　阿波村

第六區　成安村　公鄉村　吉見村　下津川村　中原村　行重村　楢井村
（當時　戸數五百九十九　人口二千八百十六）

百々村

第七區　上高倉村　下高倉村　大篠村　上橫野村　下橫野村　草加部村　綾部村

戸長 大篠 安黒 基　副戸長 下横野 前原恒四郎　同 中原 垂井好澄　同 小中原 岸本熊逸　主筆 下津川 上原哲次

（當時 戸數 九百三十四 人口四千四百四十）

同 下津川 豊田 貢　同 宇野 美土路禎逸　同 大篠 安黒又右衛門

第十八番會所

位置院庄村第三十六區を管轄す。

第三十六區　二宮村　院庄村　神戸村　戸島村　寺元村　眞加部村　宗枝村

古川村　吉原村　下原村　薪森原村　原村　河本村　高山村

（當時 戸數一千二百三十五 人口五千百五十四）

戸長 寺元 片岡義敬　副戸長 院庄 樫野仲四郎　同 下原 片山 矯　同 下田邑 杉本弘盛　同 寺元 片岡虎次郎

主筆 高山 岸 辰五郎　同 古川 佃 稔

第十九番會所

位置貞永寺村　第三十七・三十八・三十九區を管轄す。

第三十七區　圓宗寺村　竹田村　瀬戸村　土居村　小座村　入村

塚谷村　馬場村　下森原村　上森原村　貞永寺村　和田村

第三十八區　山城村　中谷村　土生村　富仲間村　富東谷村　富西谷村

大村　楠村

（當時 戸數 五百九 人口二千一百六十）

第三十九區　黒木村　箱村　西屋村　女原村　至孝農村　羽出村

上齋原村　下齋原村　長藤村　奥津村　奥津川西村　養野村

井坂村　杉村　河内村　久田上ノ原村　久田下ノ原村

（當時 戸數 八百九十七 人口三千八百五十七）

戸長 貞永寺 櫻井廣政　副戸長 久田下原 廣戸序平　同 和田 日笠 省　同 土居 櫻井直方　主筆 貞永寺 櫻井 哲

同 奥津 牧野儀太郎　同 圓宗寺 池上多一郎　同 入 中江直次郎　主筆 和田 日笠雄次郎

參考のために北條縣下會所諸費總計一覽表を掲げん。

□ 明治七年北條縣管下十九會所費總計一覽表

會所	壬申毛附高	國費	區費	會所費	村費	合計	高百石ニ付
第一番	町分八三一八・〇〇石	六八一・七〇〇八円	四五六・一三四八円	二〇八・六六四円	一一〇・九四〇九円	一四五七・四四〇五円	一七・五二一五二五石
	在分九八一七・九七	八〇四・六一四七	六五九・九六三六	一九八・一二五	五八七九・六〇五九	七五四二・二九五四	七六・八二二三三四

第二番	九八七〇・三五九二	八〇八・九一五五	六一九・一三四四	第十八番	一〇二六七・五七四	八四三・一〇八	七四一・九九四一	二三一・九二七二	四六七五・九四二二
第三番	一四四一四・一一七	一二五八・九一七四	一〇八五四・〇四一三	第十九番	一二五五九・九一五	一〇一七・六九七一	一二五四・七五九八	四六二・一二五九	四八四・七三三二
第四番	八二七四・一二三	六七八・〇九七五	八四四・七三三二	總計	二八六〇〇・一四八四	二八六三・一四八四	二八六三・一四八四	二八六三・一四八四	二八六三・一四八四
第五番	一二四四二・九五四四	一一〇一・七〇四	一〇四〇・六〇九						
第六番	八八八八・二三〇七	七二三・四九一一	二六三・三三六						
第七番	一五六〇二・三三二元	二七八・六六五五	六八三・二七						
第八番	一一四六六・八三一	九五九・七五八	二四〇五・六九五						
第九番	八一六三・七三九	六六四四・九五三四	一二五一・七八五二						
第十番	一二五二・〇八七	九六三・一四〇七	二一〇六・六八四三						
第十一番	一八五九〇・〇四七	一三三三・五二六一	二一七五・七四四三						
第十二番	一〇七九・六七七	八八二・四三七八	一〇七〇・〇七五						
第十三番	一二五八二・八六一〇	三一・二一五九	一四七五・八九三						
第十四番	一〇二六七・三二一	八四一・四四七四	八七〇・一〇八						
第十五番	七八七八・〇二五二	六四五・六三七四	一二七四・八五二九						
第十六番	七四二・一〇五五	六三四・四九六七	八四三・〇四三三						
第十七番	一六六六二・三五〇三	二三五五・六二五	二三〇・七四六一						

第二番	九八七〇・三五九二	八〇八・九一五五	六一九・一三四四	第十八番	一〇二六七・五七四	八四三・一〇八	七四一・九九四一	二三一・九二七二	四六七五・九四二二
第三番	一四四一四・一一七	一二五八・九一七四	一〇八五四・〇四一三	第十九番	一二五五九・九一五	一〇一七・六九七一	一二五四・七五九八	四六二・一二五九	四八四・七三三二
第四番	八二七四・一二三	六七八・〇九七五	八四四・七三三二	總計	二八六〇〇・一四八四	二八六三・一四八四	二八六三・一四八四	二八六三・一四八四	二八六三・一四八四
第五番	一二四四二・九五四四	一一〇一・七〇四	一〇四〇・六〇九						
第六番	八八八八・二三〇七	七二三・四九一一	二六三・三三六						
第七番	一五六〇二・三三二元	二七八・六六五五	六八三・二七						
第八番	一一四六六・八三一	九五九・七五八	二四〇五・六九五						
第九番	八一六三・七三九	六六四四・九五三四	一二五一・七八五二						
第十番	一二五二・〇八七	九六三・一四〇七	二一〇六・六八四三						
第十一番	一八五九〇・〇四七	一三三三・五二六一	二一七五・七四四三						
第十二番	一〇七九・六七七	八八二・四三七八	一〇七〇・〇七五						
第十三番	一二五八二・八六一〇	三一・二一五九	一四七五・八九三						
第十四番	一〇二六七・三二一	八四一・四四七四	八七〇・一〇八						
第十五番	七八七八・〇二五二	六四五・六三七四	一二七四・八五二九						
第十六番	七四二・一〇五五	六三四・四九六七	八四三・〇四三三						
第十七番	一六六六二・三五〇三	二三五五・六二五	二三〇・七四六一						

第十八番 一〇二六七・五七四　八四三・一〇八　七四一・九九四一　二三一・九二七二　四六七五・九四二二

第十九番 一二五五九・九一五　一〇一七・六九七一　一二五四・七五九八　四六二・一二五九　四八四・七三三二

總計　二八六〇〇・一四八四　二八六三・一四八四　二八六三・一四八四　二八六三・一四八四　二八六三・一四八四

明治八年五月二十五日北條縣より今般詮議之次第有之管内正區長相設候條、事務章程追而相達候迄是迄通相心得諸端正副戸長と協議事務取扱可申事との達し有り左記の通り拜命

□正　副區長

（明治八年五月二十五日）

第一番會所　位置小性町　管區　一・二・八・九區　　第十八番會所　位置院庄村　管區　三十六區

區長　中島　衛　副區長　中村源助　　區長　片岡義敬

第二番會所　位置上田邑村　管區　三・四區　　第十九番會所　位置貞永寺　管區　三十七區

區長　土居通信　　區長　三十八區

第三番會所　位置綾部村　管區　五・六・七區　　副區長　櫻井廣政　　三十九區

外に一〇四四・三六
但堤防・井堰・道路・橋梁・溜池等ノ額則割各區
惣計
合金　一七二六八・八〇二八

區長　安黑　基

（附）耕地改正當時の段別地價

明治維新の際租額の更正を行ひ、明治八年耕地改正の事あり。左に當時の反別地價を掲げん。

西々條郡 耕地反別 並に地價金	（明治十一年四月） 町村名	西々條郡 耕地反別 並に地價金	町村名	同 耕地反別 並に地價金	町村名
一一〇・七一〇〇歩 六四四三・八二圓	二宮村	一四〇・〇三一九 一〇六七七・三八	院庄村	三六・六二〇八 一八九六一・五〇	戸島村
一〇〇・二七〇六 七二九二・四〇	神戸村	五〇・〇四二五 三六一八九・〇二	吉原村	一三二・五五二四 八四五四六・〇〇	古川村
四二・五九〇一 二七一七二・八七	寺元村	二五・八九〇三 一七二一八・七五	宗枝村	六四・四二一六 四三八一五・六七	眞加部村
七二・一四一九 四九八一五・三〇	下原村	七三・六二一四 四九七〇二・二八	新森原村	五三・〇七二二 三三三二八・二二	原村
三四・三九二五 一九二五一・三九	河本村	四二・〇三二三 二一九二七・二五	高山村	五〇・五二〇一 三四七五九・五三	竹田村
一二五・一七一八 八〇三一五・三二	圓宗寺村	四四・七九二一 二四二〇一・七七	和田村	五一・六六〇〇 三〇〇八〇・六八	貞永寺村
六七・四五〇七 三七三二八・四三	土居村	二〇・四五〇七 一〇七六二・二〇	瀬戸村	六六・二四〇三 三二七九〇・六九	小座村

三〇・四一〇九 一五六七四・三五	上森宗村	一九・二〇一五 八四五八・九三	下森宗村	二九・八四一四 一三二〇一・九四	馬場村
三九・一九一二 一八四八五・一六	塚谷村	四二・五九〇五 二五二〇九・〇三	入村	二八・一七〇八 一四一八二・二五	山城村
七九・五六〇九 三四六八四・九五	中谷村	六二・八七一九 二八九六一・六二	富東谷村	一三・四七一六 五〇七四・五六	富仲村
八七・九九一八 二八二二二・〇三	富西谷村	一六・七四〇一 六〇七七・六八	大村	六・六三一三 二三〇九・一八	楠村
一九・九八〇一 七一七四・四二	土生村	六二・四四〇〇 三〇八七〇・二七	久田下原村	一二・六四一〇 六一〇〇・一八	久田上原村
二五・〇四二一 一〇三二五・二四	河内村	三〇・四七二三 一六九五五・一二	黑木村	三〇・七二〇一 一三四八四・九六	杉村
一四・四九二七 六五〇一・五〇	箱村	一九・三三二六 八九八五・九六	西屋村	九・七〇二八 四六七二・七六	女原村
一〇・六二〇四 三五七六・九四	至孝農村	一六・七三二一 八九四三・一八	井坂村	三〇・八〇二九 一二二五〇・三九	養野村
一二八・四九二九 三四六七〇・九四	羽出村	二三・五八〇九 九六七四・七二	奥津村	三七・二五〇九 一五三二四・二四	奥津川西村
二五・一四一八 一一五四三・五四	長藤村	二七・二〇〇六 一〇二四三・五六	下齋原村	六〇・六六〇五 一九〇一一・〇六	上齋原村

合計　反別　二四三六町七七〇九歩
地價　一三二三・〇四二圓九三

西北條郡

耕地及別	町村名	耕地反別	町村名	耕地反別	町村名
五・四〇〇五 一三九八・八五	山下	四・九七〇〇 一三一〇・七七四	北町	一三・九三二〇 三六八〇・〇〇	椿高下
一七・六三〇五 五三三八・六六	田町	〇・七七二三 四八九・九三	下紺屋町	一・八八二四 一六三九・九五	二階町
一・八一二三 一八二七・三四	元魚町	〇・六七二七 五三二・一四	美濃職人町	〇・八八一五 七四三・四〇	鍛冶町
〇・八九二六 九二四・六〇	三丁目	〇・六四二七 六八一・四五	二丁目	一・四三一四 一一八〇・九三	戸川町
八・一五一七 二七七九・四三六	南新座	〇・五四〇五 四〇〇・三一一	桶屋町	〇・四七〇四 三六一・二八	新職人町
一・四〇一九 一一八九・九二	新魚町	一・二〇二九 九七九・七〇九	吹屋町	一・〇二一九 五六三・七六	船頭町
〇・七七二七 四五四・五三	河原町	一・〇九二六 八五七・二二	小性町	〇・九〇二八 八二九・二五	堺町
一・八七二〇 一九七〇・五〇	京町	一・九八一三 一四一五・〇三	仗見町	一・九六一四 一二四一・六五	材木町
一・一一一〇 二九三・九四	城代町	〇・三六二四 二二〇・八〇	細工町	一・〇一〇八 六一六・九二	上紺屋町
一・三〇一七 一三六六・三六	坪井町	一・二七一〇 七八一・三四	福渡町	〇・四六一六 四七一・九二四	宮脇町

三・九三一七 一一八一・七六三	鐵砲町	二・九六一三 二三〇一・九一五	西今町	一・五六一二 五七一・八六	西寺町
一・三五一三 九三四・六〇二	茅町	二・〇七二九 一八一八・九二四	安岡町	〇・五六二〇 一九四・四二	新茅町
一〇五・〇五一四 五六三〇四・六〇六	小田中村	七四・六八〇八 四九六三八・〇三六	山北村	四四・八二〇四 二三二一七・三〇	惣社村
四九・〇四二〇 三二五八三・九四	小原村	四〇・六六〇九 二三一一三・三四	上河原村	二一・一七二〇 八九五三・八一	西一宮村
五〇・六六〇八 二八一八四・五八	東田邊村	三二・五五〇六 一七九五一・六一	西田邊村	一一八・六三二三 六一八七九・〇八	上田邑村
八九・八四二七 四三五一五・三〇	下田邑村	二八・一〇一〇 一六〇一二・六六	沖村	五一・八九一一 三五一四〇・〇〇	澤田村
三一・三四一八 一四七四二・二七	公保田村	一九・八七二六 一三四六四・〇六	市場村	三二・七四二九 二三二三六・八一	香々美中村
四一・三三〇四 二一八九七・八四	寺和田村	三一・六〇二〇 二二八五三・二八	藤屋村	二一・七七〇八 九〇一八・四七	百谷村
一九・四四〇〇 八六二五・二三	眞經村	二四・〇九〇二 一〇〇六九・五二	大町村	八・〇二一九 三〇七六・六五	岩屋村
二〇・三六〇七 三七六九・三〇	越畑村	合計 反別 一〇四八町一〇〇二歩 地價 五七〇八〇二圓四〇八			

東南條郡

耕地反別	町村名	耕地反別	町村名	耕地反別	町村名

〇・四一一一歩 三七二・三〇圓	橋本町	一・四一〇三 一二六九・九〇	林田町	〇、一六五一九 五九〇・七〇	勝間田町
一・五六〇九 一三一二・九二	中ノ町	一・五〇一五 一四四四・八〇	西新町	一・八一一〇 一九〇七・五〇	東新町
八・六二〇〇 二二七五・五三	上ノ町	八七・一五一四 五八五五六・〇一	押入村	六六・二六〇一 四三四二八・八九	川崎村
七三・三一一七 三二七四九・九七	野介代村	七〇・九七一九 二九六五九・八九	林田村	九二・六〇〇七 五七〇二九・四六	高野山西村
四〇・八九二四 二三五二一・〇七	野村	一二五・一九〇四 九〇三〇七・二一	高野本郷村	二五・二八二七 一三〇八七・三九	太田村
三一・四〇〇三 一七九四五・七〇	沼村	二六・九二二一 一五三一九・一三	志戸部村	六九・一九二三 三九四三三・九一	勝部村
五〇・八五二四 二四一四六・一一	籾保村	一五五・一九二二 一〇〇七九二・六八	東一宮村	合計 反別 九三一町二三一七歩 地價 五五五一五一圓〇七	

東北條郡

耕地反別	町村名	耕地反別	町村名	耕地反別	町村名
九四・三四二三 五三三三九・四〇	綾部村	六二・一七二〇 三一二一・七六	草加部村	四一・五四一四 二四一四一・二八	吉見村
一六〇・九五二八 九九六一七・七二	下高倉村	七一・八二〇〇 四四六二九・二三	上高倉村	一一六・六四一二 七一六四〇・三四	大篠村
一〇三・九五二四 六四三三二・八二	下横野村	九〇・八七〇一 五六三四〇・八〇八	上横野村	三三・六七一八 一八二六〇・五一一	下津川村

一〇五・九二二三 五七八九七・九〇	公郷村	四九・七九〇八 二四四六一・四九	成安村	四六・四六二〇 一九三〇八・〇一	行重村
四二・二三〇四 一八七二七・四三	楢井村	三〇・五三二三 一六三〇七・三六	百々村	三四・一四二九 二二四二五・八一	中原村
二三・六八〇八 一一〇九四・九〇	原口村	六九・九五〇二 三五七六七・五四	宇野村	二五・五〇〇〇 九四二八・八五	黒木村
一七・二五一七 八六〇二・八八	戸賀村	一二・七六一六 六八一八・二五	齋野谷村	一〇・八四二〇 七二七六・四五	小中原村
二二・九六二三 二八一四・一一	塔中村	四四・三一一四 二五七七二・三七	桑原村	三〇・八七〇二 一六七五五・三一	小淵村
四四・二六一九 一八三一六・一三	青柳村	二九・五七二三 一三三四二・七八	知和村	七・七四二五 二九三三・一七	山下村
二〇・九〇〇三 七五五六・九三	河井村	二九・二三二〇 一〇八一九・八九	物見村	一二九・三八〇〇 四五九八八・六〇	阿波村
二〇・二六〇七 四二九四・一五	倉見村	合計 一六二三町六三〇五歩 八六〇一二四圓一七		總計 反別 六〇三八町七四〇三歩 地價金 三三〇九一〇〇圓五七八	

明治九年四月十八日附を以て北條縣を廢し岡山縣に合併せらる。同年五月二十五日美作國各會所を會議所と改稱す。

明治九年六月二十四日美作國會議所位置及所轄區域を改正せらる、

從來十九番會所の處縣合併行政整理の結果六ヶ所を廢し十三ヶ所となし本郡に於ては五ヶ所の會所を左記の通

り四ケ所に減ず、參考の爲め他郡の分も附記す。

（ロ）明治九年六月二十四日改正區域

一番會議所　一・二區（西北條郡の內）　八區・九區（東南條郡の內）　位置　津山二階町（第一區）
二番會議所　三區（西北條郡の內）　三十六區（西々條郡の內）　位置　二宮村（第三十六區）
三番會議所　四區（西北條郡の內）　三十七・八・九（區西々條郡の內）　位置　貞永寺村（第三十七區）
四番會議所　五・六・七區（東北條郡）　位置　綾部村（第七區）
五番會議所　十・十一・十二・十三區（勝北郡）　位置　瀧本村（第十三區）
六番會議所　十四・十五・十六區（吉野郡）　位置　下町村（第十五區）
七番會議所　十七・十八區（英田郡）　位置　倉敷村（第十八區）
八番會議所　十九・二十・二十一・二十二區（勝南郡）　位置　勝間田村（第二十區）
九番會議所　二十三・二十四・二十五區（久米南條郡）　位置　下弓削村（第二十五區）
十番會議所　二十六・二十七・二十八・二十九區（久米北條郡）　位置　桑下村（第二十八區）
十一番會議所　三十・三十一區（眞島郡の內）　位置　眞島（第三十一區）
十二番會議所　三十二・三十三區（眞島郡の內・大庭郡の內）　位置　種村（第三十二區）
十三番會議所　三十四・三十五區（大庭郡の內）　位置　久世村（第三十四區）

明治九年六月二十四日前の正副區戶長一同を差免し區長・副區長・戶長・副戶長を置き會議所事務を取扱はしめ同年七月各村の用掛を廢して保甲長を置く。

□　正副區長幷に正副戶長

第一番會議所　位置　津山二階町

副區長　矢吹貫一
戶長　直原嘉十郎　副戶長　竹中謹一　同　苅田稔　同　廣瀨義一　同　稻村裕
同　吉田道正　同　保田定貫　同　江原晴二郎

第二番會議所　位置　西西條郡二宮村

區長　土居通信　副區長
戶長　片岡義敬　副戶長　片山鑄　同　水島曆藏　同　橋本嘉一郎　同　杉本弘盛

第三番會議所　位置　西西條郡貞永寺村

區長　中島衛　副區長
戶長　櫻井廣政　副戶長　櫻井直方　同　日笠雄次郎　同　牧野儀太郎　同　土居梁一郎

第四番會議所　位置　東北條郡綾部村

副區長　安黑　基

戶長難波　涉　副戶長　安黑又右衛門　同　岸本熊逸　同　矢內重愛　同　前原恒治郎

□　區務所職制竝事務章程

明治十年十一月八日會議所及び小區事務所を廢し、區戶長竝に保甲長を解職し、更に區務所竝に戶長役場を設置し、大小區事務を取扱はしむ。區務所には區長一人、戶長役場に戶長二人、各村に副戶長を置き、人民の諸願稟申は總べて副戶長に於て取纏めて差出すものとす。

當時の區務所假職制竝事務章程及區戶長心得の一班を登載せば次の如し、一區務所に一員を置く、區長あれば副區長を置かず。

區長　成典例規を遵奉宣布し、上旨を下達し下情を上通し、區務を統括し、部民の安寧風俗修正の事を掌る。戶口を詳かにし、徵租・徵兵・勸業・勸學の事を管し、區內の事務擧らざれば其責に任ず。區入費を管し、町村諸費を監督し、人民をして其冗費なきを知らしむるを要す。戶長役場諸務の擧否及び正副戶長の能否勤惰を監視し、具狀することを得。

戶長　一員（準等外一等月給八圓　同上二等月給七圓）常に區務所に在りて區長を補佐し、區務を調理す。若し區長不在の時は代理することを得。書記は區長・戶長の指揮を受けて、筆算に從事す。

戶長役場　戶長二員（準等外一等月給八圓　同上二等月給七圓）部內一切の事務を擔當し、區長の指揮を受け細大順序を逐うて之を整理すべし。國稅・縣稅其他諸上納及諸帳簿の進達等、調理の事を掌どる。役場の諸費を管し、各町村の費用を調査して、之を賦課し、及び區入費の調査分賦に關與す。戶籍を加除し遺漏の憂なく、人民の諸申牒を審案連署の上區務所へ送致すべし。

副戶長　（準等外三等四等　月給四圓より多からず壹圓五十錢より少からず）一村一員を置く、五十戶以下の小村は二ケ村以上を併せて一員を置くも妨げなし。百五十戶以下一員、百五十一戶以上五百戶まで二員、五百一戶以上三員とす。市町は數町を併せて五百戶以下四百以上に一員を置く、常に町村に在りて實地の諸務を擔當し、戶長役場へ往來細大協議し、人民の諸申牒を審案連署する事を掌る。諸上納金徵集し、町村限り共同の財產は區長の指導を受けて之を管理し、年々の計算を明瞭にすべし。町村の諸費を管掌し、戶長と共に賦課の事に任じ、總べて徵集仕拂の事を擔當す。町村內人民の出產・死亡等、戶籍異動に係る諸件遺漏又は澁滯の憂なきを要す。云々

（八）　區務所・戶長役場設置當時の區域（明治十年十一月）

岡山縣第十九區務所　在西西條郡竹田村管轄域西西條郡一圓西北條郡（津山を除く）

戶長役場名	役場位置	管轄區域町村名
第一戶長役場	竹田村	三十六區　西々條郡　二宮村　戶島村　院庄村　神戶村　吉原村

古川村　寺元村　宗枝村　眞加部村　下原村
第二戸長役場　竹田村　三十七區　西々條郡　薪森原村　原村　河本村　高山村
塚谷村　入村　上森原村　土居村　下森原村
圓宗寺村　竹田村　瀬戸村　小座村　和田村
馬場村　貞永寺村
三十八區　西西條郡　富東谷村　富中村　大村　楠村
土生村　山城村　中谷村
第三戸長役場　女原村　三十九區　西々條郡　久田下原村　久田上原村　河内村　杉村　黒木村
箱村　西屋村　女原村　至孝野村　井坂村
養野村　羽出村　奥津川西村　奥津村　長藤村
下齋原村　上齋原村
第四戸長役場　上田邑村　四區　西北條郡　沖村　澤田村　公保田村　市場村　香々美中村
藤屋村　寺和田村　百谷村　眞經村　大町村
岩屋村　越畑村
三區　西北條郡　上田邑村　下田邑村　小田中村　山北村　惣社村

小原村　上河原村　西一ノ宮村　東田邊村　西田邊村

岡山縣第二十區務所

在西北條郡津山山下管轄區域　西北條郡津山（郡部を除く）東南條・東北條二郡一圓

戸長役場名	役場位置	小區名	郡名	管轄區域町村名
第一戸長役場	山下一	區	西北條郡	山下北町田町
				材木町伏見町
				小性町吹屋町
				新魚町新職人町
				三丁目美濃職人町
		二區	西北條郡	椿高下南新座
				安岡町茅町
				坪井町上紺屋町
第二戸長役場	上ノ町	九區	東南條郡	橋本町林田町
				東新町上ノ町
第三戸長役場	上ノ町	九區	東南條郡	押入村川崎村
第四戸長役場	上ノ町	八區	東南條郡	東一ノ宮村太田村

籾保村　高野山西村　野　村　高野本郷村

第五戸長役場　小中原村　五　區　東北條郡　倉見村　阿波村　物見村　河井村　山下村

知和村　青柳村　小淵村　桑原村　塔中村

小中原村　齋野谷村　戸賀村　黒木村　宇野村

原口村

六　區　東北條郡　中原村　百々村　楢井村　行重村　成安村

公鄉村　下津川村　吉見村

第六戸長役場　綾部村　七　區　東北條郡　綾部村　草加部村　下高倉村　上高倉村　大篠村

下横野村　上横野村

備考　自第一區務所至第七區務所は備前、自第八區務所至第十七區務所は備中、第十八區務所は眞島郡、第十九區務所西々條郡第二十區務所四北條郡第二十一區務所は勝北郡第二十區務所は英田郡第二十三區務所は久米條郡（終）

□區長及戸長の氏名

第十九區務所　在竹田村　（明治十一年四月）

區長　中島　衛　戸長　片岡義敬

同區第一戸長役場　戸長　立石　岐　同　杉本弘盛

同區第二戸長役場　戸長　櫻井廣政　同　土井梁一郎

第二十區務所　在山下　（同　上）

區長　小澤　泰　戸長　飯塚　寛

同區第一戸長役場　戸長　神村信卿　同　稻村　裕

同區第二戸長役場　戸長　河瀬重夫

同區第三戸長役場　戸長　保田定貫

同區第三戸長役場　戸長　牧野儀太郎　同　日笠雄治郎

同區第四戸長役場　戸長　土居通信　同　橋本嘉一郎

同區第四戸長役場　戸長　中島靜江　同　廣瀬義一

同區第五戸長役場　戸長　前原恒四郎　同　岸本熊造

同區第六戸長役場　戸長　安黒基　同　難波渉

明治十一年九月二十日　本年七月二十二日第十七號布告に基き本縣下從來の區劃を廢し郡區町村編制及郡區役所位置を定む、即ち本郡にては左記の通り決定せらる。

西西條郡　五拾壹ヶ村　竹田村

西北條郡　貳拾貳ヶ村　參拾九ヶ町　津山　山下

東南條郡　拾三ヶ村　七ヶ町

東北條郡　參拾壹ヶ村　綾部村

但し每郡區に郡長・區長・町村に戸長を置く、同年十月二十三日町村戸長は該町村會公選を以て縣令認可の上之を命ずるものとす。即ち左記の通り郡長の拜命を見るに至る。

明治十一年九月二十日

西々條郡長　小澤泰
西北條郡長　結城秀伴
東南條郡長
東北條郡長　河合源五郎

□北條縣廳職員氏名（明治五年調）

参事　小野立誠
七等　樺山資之　庶務出納　權大屬　興津實　聽租　租稅　權大屬　松村秀實

庶務課　中屬　九津見敦　少屬　治部謙　同　塘芳　權少屬　河鰭廉　史生　矢次正則　十五等　出仕　柴田篤
聽訟課　中屬　服部賴嚴　少屬　土井通政　史生　森岡爲繼　同　松山精一郎　十五等　杉田次郎　同　藤森久次　同　松尾蘇平
租稅課　中屬　馬場信成　權中屬　新島善之　同　齋藤隆　權少屬　青木成章　史生　朝倉俊藏　同　延原良恭　同　福井信篤
出納課　中屬　中村高尚　少屬　植月茂美　同　安藤重恭　權少屬　林裕　同　岡一直　史生　鈴木尚一　十五等　神西少鷹

同　竹内廉
縣掌　十五等　井清　同　玉置修
地券懸　中屬　野矢爲憲　少屬　曾根靜夫　十五等　中島靜江　同　植月澄江　同　佐藤門平　同　美見孝治　十五等　江見淳平
同　矢吹經正　同　赤松醇之助　同　川瀨季一郎　同　竹内久在
東京詰　權少屬　赤羽友春　同　谷口有年
等外　一等　安藤善一　四等　石坂唉夫　同　村瀨爲雄　同　蓮見辰造　同　村瀨利貞　四等　藤森彦俊　五等　西村總雄
同　半田藤吉　同　藤田有近　同　木村茂　同　福井菊男　五等　柳田配　同　河本脩助　同　片山清二郎

□三十九區ヲ分割當時（明治五年初任）の戸長氏名

第一區　戸長　玉置源五郎（後に修と改名）　第五區　戸長　小原德藏　第三十六區　戸長　片岡久治
同上　中村源助　第六區　戸長　豊田伊兵衛　第三十七區　戸長　櫻井廣五郎（後に廣政と改名）

第二區　戸長　菊井京平　　第七區　戸長　安黒雅一郎（後に基と改名）　第三十八區　戸長　田中與八郎
第三區　戸長　土居源治（後に通信と改名）　第八區　戸長　中島春治郎（後に靜江と改名）　第三十九區　戸長　伊丹源治郎
第四區　戸長　中島讓治郎（後に衛と改名）　第九區　戸長　岸本藤治郎

□自明治五年至同九年　各村里正正副戸長用掛課長の氏名（氏名記入なきは未詳のものなり）

町村	里正	副戸長	用掛	保長
二宮村	久山猪八郎	久山伊八郎	脇山德治郎	――
院庄村	朝比奈尚義	朝比奈尚義	江川義知	中岡守達
神戸村	朝比奈尚美	延原登一郎	――	朝比奈尚義
戸島村	中岡守達	中岡守達	――	杉本某
吉原村	江川義知	竹治	江川義知	江川義知
古川村	佃治郎右衛門	河田敬正	佃治郎右衛門	河田敬正
寺元村	山田正兵衛	山田正兵衛	山田正兵衛	片岡虎次郎

宗枝村	池田彦六	池田彦六	池田彦六
眞加部村	片尾直平	片尾茂市 片岡八五郎	片尾龜五郎
下原村	井上貢助	井上伊八	井上伊八
新森原村	中谷耕一郎	中谷耕一郎	中谷耕一郎
原村	原増五郎（後兼久と改名）	原富一郎	原富一郎（後基と改名）
河本村	西村勝四郎	西村安一郎	西村安一郎
高山村	岸辰五郎	岸辰五郎	岸六太郎
竹田村	鳥取伊兵治	鳥取伊兵治	鳥取伊兵治
圓宗寺村	寺岡里四郎 池上龜次郎	寺岡里四郎 池上雄平	寺岡里四郎 池上雄平
和田村	日笠省	日笠省	日笠增治郎
貞永寺村	櫻井孫左衛門	櫻井孫左衛門	塚元武平治
土居村	櫻井直方	櫻井直方	日下秀五郎
瀬戸村	村瀬敬藏	村瀬敬藏	中谷佐五郎
小座村	山本芳五郎	大林助治郎	正影儀兵治

上森原村	内田豊一郎	内田豊一郎 居森岩治郎
下森原村	友廣文八	櫻井善一郎
馬場村	齋藤和十郎	内田豊治郎
塚谷村	櫻井繁治郎	櫻井繁治郎
入村	中江直治郎	中江直治郎
山城村	木村勘一郎	木村勘一郎
中谷村	中江喜志造	中江喜志造
富仲間村	中江來二	中江來二
楠村	楠正方	楠正方
大村	楠利左衛門	國上武雄
富西谷村	楠利左衛門	香山敎平
富東谷村	楠利左衛門	山崎芳太郎
久田下原村	廣戸序平	

	居森岩治郎	居森岩治郎
	矢吹八十一	中江直治郎
	本田幾四郎	中江直治郎
	櫻井勝治郎	中江直治郎
	中江直治郎	中江直治郎
	木村勘一郎	木村德二郎 中江直治郎
	中江喜志造	中江喜志造 中江直治郎
	中江來二	中江仁作
	楠正方	福島長治郎
	國上武雄	難波銀藏
	香山敎平	香山敎平
	押坂齋太郎 山崎久米治	山崎芳太郎
		廣戸熊太郎

久田上原村	石田勝治郎	
河内村	石田勝治郎	
黒木村	本庄德太郎	
土生村	本庄德太郎	
箱村	水田本五郎	水田本五郎
杉村	坂手德藏	坂手磯市
西屋村	常重治三郎	
女原村	坂手善太郎	坂手善太郎
井坂村	森田福三郎	森田道治郎
養野村	馬場信藏	馬場信藏
至孝農村	伊丹源治郎	
羽出村	伊丹健治郎	伊丹健治郎
羽出西谷村	永田彦一	武本仁十郎
奥津村	牧野儀太郎	馬場信藏
奥津川西村	三浦甚左衛門	

	廣戸序平	
	水田本五郎	
	坂手善太郎	
	森田道治郎	
	馬場信藏	
	水田本五郎	
	伊丹健治郎	
	武本仁十郎	

長藤村	石原實治郎	
下齋原村	牧野庄六	
上齋原村	田淵仁平	
津山第一區山下、田町 椿高下		
同 第一區北町、城代町		
同 第二區田町、椿高下		
同 第一區材木町 伏見町		
同 第一區船頭町 河原町		
同 第一區京町、堺町 二階町		
同 第一區新魚町 小性町		
同 第一區吹屋町 桶屋町 新職人町		
	尾上政則	尾上政則
	遠藤場平	遠藤場平
	遠藤場平	戸田源吾
	丹澤與惣治	
	山口太七	
	草地六郎治	
	竹林正平	
	岡本長平	

同 第一區元魚町 下紺屋町		
二町目		
同 第一區三町目 鍛冶町 美濃職人町		
同 第一區戸川町		
同 第二區福渡町		
同 第一區南新座 第二區南新座		
同 第二區鐵砲町		
同 第二區上紺屋町 細工町		
同 第二區西今町 西寺町 宮脇町		
同 第九區林田町 橋本町 勝間田町 中之町		
	牧山勝太郎	
	臼井二平	本澤信美 福井周二郎
	塚田敬一郎	和田協
	清水央	
	戸田源吾	戸田源吾
	津田準一郎	
	大林甚五郎	
	安藤惣兵衛	

同　第一區東新町西新町　—　—　田村兵吉　—

同　第一區上之町東分　—　—　下山定一　上月壽助

同　第二區上之町西分　—　—　三船傳吉　三船傳吉　三好三雲　下山定一

小田中村　橋本權七　立石彦一　橋本嘉一郎　立石逸藏　橋本嘉一郎　橋本榮治郎　立石逸藏

山北村　畑信俊　畑信俊　畑精助　寺田彌兵衛

總社村　伊賀滿一郎　伊賀滿一郎　伊賀滿一郎　伊賀滿一郎

小原村　屋內辰五郎　後重愛と改名　屋內辰五郎　清水國五郎　清水國五郎　清水國五郎

上河原村　八木實五郎　八木喜治郎　八木喜治郎　八木喜治郎

東田邊村　岡正廣　岡正廣　前原久五郎　有木德太郎　桑山豊治郎　桑山豊治郎

西田邊村　杉浦幹治　矢野滿治郎　杉浦幹治　矢野滿治郎　矢野滿治郎

西一宮村　中島賴明　中島賴明　中島賴明　—

同村湯谷分　中尾陣八　—　—　—

上田邑村東分　水島曆藏　水島磯五郎　水島清四郎　水島清四郎

同　見內分　水島曆藏　水島清四郎　長尾順太郎　水島清四郎

同　平田分　水島曆藏　溝口嘉六　水島磯五郎　水島磯五郎

同　北分　水島清四郎　土居今吉　土居竹四郎　土居竹四郎

同　南分　田口平八郎　田口平八郎　田口平八郎　長尾順太郎

下田邑村川東分　長尾順太郎　長尾順太郎　濱田菊五郎　濱田菊五郎

同　川西分　土居東一郎　土居東一郎　杉本喜八郎　杉本喜八郎

沖村　池上傳治郎　池上傳治郎　坂手正治郎　池上亀治郎

澤田村　杉本鷹治郎　和仁梅一郎　杉本鷹治郎　大塚喜右衛門　池上亀治郎

公保田村　衣笠八郎平　衣笠八郎平　衣笠八郎平　田淵榮治郎　衣笠八郎平

市場村　衣笠八郎平　池上龜治郎　青井直市　池上龜治郎

香々美中村　武田定治郎　武田定治郎　渡邊利市　後藤猪四郎

藤屋村　矢野浪治　矢野浪治　—　—

寺和田村	小坂岩五郎 產賀密右衛門 小林柳左衛門	小坂岩五郎	小林悅治郎	—
眞經村	小鴨藤逸	難波積一郎	難波積一郎	難波積一郎
百谷村	久安島太郎 難波積一郎	難波積一郎	難波積一郎	難波積一郎
大町村	小鴨藤逸	小鴨藤逸	小鴨藤逸	小鴨藤逸
岩屋村	小鴨藤逸	小鴨藤逸	小鴨藤逸	小鴨藤逸
越畑村	沼本幹逸	沼本幹逸	小鴨藤逸	小鴨藤逸
林田村	井上豊	井上豊	荒木竹次郎	荒木竹次郎 井上豊 遠藤洞藏 高橋增見 兒島高壽
川崎村	兒島高壽	兒島高壽	井上豊	山本政太郎 渡邊岩助 井上豊 遠藤洞藏 菱川義治
野介代村	香山麻四郎	香山麻四郎	岸正壽	香山幸太郎 岸本壽 岸本小重郎

太田村	渡邊隣之助	渡邊隣之助	—	—
押入村	岸本壽	—	早瀨登一	早瀨登一 岸本壽
山西村	高橋增見	—	岸本壽 兒島廣江	高橋增見 兒島廣江
本鄉村	松永九右衛門	—	性全六郎兵衛	性全六郎兵衛
同村西分	性全六郎兵衛	—	神田篤	神田篤
同村北分	神田長兵衛	—	中島仙一郎	—
野村	保田定貫	—	保田源內	保田定榮
大田村	竹內伊右衛門	竹內伊右衛門	竹內伊右衛門 竹內久壽雄	竹內久壽雄
沼村	八木源左衛門	八木源左衛門	川崎啓次郎	田口彌四郎 廣瀨義典
志戶部村	廣瀨義一	廣瀨義一 福田立平	河野文七	河野文七
勝部村	廣瀨正藏	廣瀨正藏 廣瀨義一	廣瀨義典 廣瀨正雄	廣瀨正藏 田口彌四郎
籾保村	田口準左衛門	田口準左衛門	田口牧五郎	田口牧五郎

東一宮村　豊田歌太郎　豊田歌太郎

同村　永禮綱四郎　永禮綱四郎

草加部村　仁木五郎右衛門　仁木五郎右衛門

綾部村　間部類藏　間部類藏

吉見村　竹内淺市　竹内淺市

上高倉村　多胡乘四郎　多胡乘四郎

下高倉村　早瀬麻四郎　早瀬麻四郎

大雀村　眞木哲逸　眞木哲逸

上横野村　堀内淳之助　眞木與平

下横野村　影山壽平　江川高四郎

小中原村　山根義長　山根義長

齋野谷村　安黒又右衛門　安黒又右衛門

久永文一郎　須藤紋四郎　前原恒四郎　田口新八郎　田口新八郎

長瀬清四郎　長瀬清四郎

保田十萬吉　保田十萬吉

豊田歌太郎　豊田歌太郎

豊田龜四郎　豊田龜四郎

仁木叟一　仁木六郎平

高山善次郎　今井平藏

竹内金平治　竹内金平治

多胡乘四郎　多胡乘四郎

早瀬麻四郎　早瀬麻四郎

眞木哲逸　眞木哲逸

難波津七　堀内治郎兵衛

福田宇平　松永孫市

松永孫市　長瀬清四郎

山口幹治郎　高山榎十郎

長瀬豊治郎　仁木六郎平

田口敎治郎　竹内金平治

高山榎十郎　多胡乘四郎

早瀬麻四郎

眞木哲逸

塔中村　牧孝太郎　牧孝太郎

宇野村　美土路禎逸

原口村　坂手順一郎　坂手順一郎

戸賀村　山本安五郎

黒木村

倉見村　都井爲藏

中原村　垂井正平　垂井正平

百々村　有岡萬一郎　有岡萬一郎

樫井村　山崎傳郎治　山崎傳郎治

行重村　仁木藤逸　仁木藤逸

成安村　尾島數賀治　尾島數賀治

桑原村　萬代敬助

小淵村

公鄉村　田村吉政　垂井好澄　垂井正平

高矢德治郎　有岡萬一郎　有岡萬一郎

藤木治七郎　藤木治七郎

岡田藤四郎　岡田藤四郎

尾島榮藏　尾島數賀治

川島嘉平治　須藤紋四郎

寺坂壽治郎　豊田村八十八郎

下津川村	上原哲治	早瀬今四郎	
知和村	內田紋三郎	內田恭三郎	
青柳村	中井與平	中井與平	
同村	——	福原一良	
山下村	小原德左衛門	能勢長平	
河井村	石原彌作	能勢長平	
物見村	西矢茂作	能勢長平	
阿波村	——	岡清治	

□自明治九年至同十六年 各町村正副戸長の氏名

△は副戸長

西條郡

町村名	戸長氏名	町村名	戸長氏名	町村名	戸長氏名
二宮村	杉山良介	薪森原村	中谷耕一郎	小座村	正影儀兵治
	小座村	富西谷村	香山敬平△	香山敬平	
	內田恭三郎	——		——	
	中井與平	福原一良		福原一良	
	金光晉五郎	中井與平		中井與平	
	——	福原一良		福原一良	
	小原德左衛門	能勢長平		能勢長平	
	石原彌作	石原彌作		能勢長平	
	岡清治	岡清治		岡清治	
	——	——		——	
	內田恭三郎	內田恭三郎		早瀬今四郎	
	中井與平	中井與平		內田恭三郎	
	金光晉五郎	中井與平		中井與平	

同	脇山德治郎	原村原兼久	同
院庄村	中岡守達△	江川義知△	同
戸島村	杉山本某△	瀧藏河本村	西村安一郎
	杉山本瀧藏	西村政治郎	同
神戸村	郭比奈尚義△	江川義知△	高山村
吉原村	江川義知	河田仁賀四郎	同
古川村	河田敬正	佃稔	圓宗寺村
寺元村	片岡八五郎△	杉本弘盛△	片岡八五郎
	山田島治郎	椋伊太郎	竹田村
宗枝村	池田彦六	池田愛治郎	池田孫三郎
	和田村	日笠省	日笠增治郎
	入村	中江直治郎	黑木村
	本庄德治郎		

押坂文五郎△	押坂義道	池上龜次郎	池上雄平
國上武雄△	山田類太郎	寺岡里四郎	
楠友太郎△	楠友太郎	馬場村	
堀井八太郎		中江直治郎△	齋藤茂士郎
下森原村	中江直治郎△	久田上原村	石田勝治郎
同	中江茂太郎（後政則と改名）	同	奥瀧藏
居森岩治郎	楠村	櫻井善一郎△	櫻井猪一郎
塚元武平治△	大村	塚谷村	
上森原村		河內村	石田勝治郎
同	山本芳五郎	同	

眞加部村	山田正兵衛△ 片尾龜五郎 福井安兵衛 原基 西村政治郎	瀨戸村	中谷佐五郎 村瀨敬藏
下原村	井上伊八	土居村	櫻井直方
同	井上榮藏		
同	浦山米藏	貞永寺村	塚元武平治
女原村、箱村、西屋村至孝農村	水田本五郎	奥津村	牧野多三郎
養野村	馬場信藏	同	牧野信太郎
羽出村	伊丹健治郎	奥津川西村	三浦藤治郎
同西谷村	同 八	同	石原友五郎
同	牧野儀太郎	長藤村	友保榮太郎
同	小椋仁作	同	友保五郎作
同	沖田準平		

	木村章治△ 木村章治 木村猪治郎	土生村	本庄德治郎
中谷村	中江喜志造	杉村	坂手儀市
富東谷村	押坂齋太郎△ 山崎芳太郎	同	森田福三郎
富仲間村	中江 中江來治△ 來治	井坂村	森田道治郎
下齋原村	田中伊一郎		
同	石原市藏		
至孝農外六ケ村羽出村組合至孝農役場時代	森田道治郎 水田本五郎		

西北條郡

町村名	戸長氏名	町村名	戸長氏名
山下、北町、椿高下、城代町田町	遠藤場平△ 遠藤場平 佐藤宇藏	二町目	福井浪二（後愛藏と改名）
鐵砲町、西寺町、安岡町	恒寬 豐福恒寬△ 豐福恒寬 池上實代藏	同	新職人町 一柳良助
		同	福井周二郎 一柳長次郎
岡山藤一郎△		同	川口嘉吉 桶屋町 菊井謙次郎
戸川町		亦町	植月恭二郎 神谷清左衛門
横山治平△	下紺屋町、元魚町、美濃町、三丁目、次屋町、新魚町	同	野間浩
南新座、福渡町、宮脇町、坪井町、上紺屋町	清水央△ 清水央	二階町、堺町、船頭町、河原町	山口太七△ 山口太七
細工町		小性町	小松德 菊井僚三郎

伏見町	藤原柳谿	上河原村	八木喜次郎△ 八木喜次郎
同	林裕	西一宮村	中島賴明△ 中島賴明
同	正木義雄	東田邊村	有木武雄△ 土居梁一郎
材木町	竹中清一郎	西田邊村	有木武雄△ 有木武雄
		大町村	小鴨藤逸△ 新免六郎平
百谷村	難波積一郎△ 難波積一郎		
難波房治郎			
難波積一郎△ 久安島太郎			
眞經村			

同	竹中　謹一	上田邑村	長尾順太郎△
同	竹中熊次郎	下田邑村	水島清四郎△
上之町	三好勘五郎△	冲田村	池上龜治郎△
同	三好勘五郎△	澤田村	池上龜治郎△
同	三船　傳吉	市場村	田淵武一郎
東新町、西新町、中之町、滕間田町、有友善太郎、林田町、橋本町	安東久次郎 山本三平 山本　三平	公保田村	衣笠八郎平△ 衣笠八郎平
小田中村	橋本榮治郎△ 立石　逸藏△ 橋本嘉一郎	香々美中村 後藤猪四郎△ 武田定治郎	同
山北村	寺田　彌平 寺田　彌平△	寺和田村	越畑村
總社村	井賀滿一郎△ 井賀滿一郎△	同	小鴨藤逸△ 沼本幹逸
小原村	清水國五郎△ 清水國五郎△	同	小坂　龍市

同	瀨谷宗五郎	岩屋村	土居寬次郎 土居寬治郎
同	小鴨藤逸△ 竹內民五郎	三木　愛藏	竹內民五郎
同	竹內民五郎	樫村　周藏	
同	樫村　周藏	越畑村	森川茂利平
同	兒玉　峯吉	小坂岩五郎△ 小坂岩五郎△	藤屋村
同	廣瀨永禮 義典△ 良平	大田村	田口彌四郎△ 田口彌四郎
同	竹內久壽雄	廣瀨清次郎	廣瀨義典△ 廣瀨　義典
河野文七△ 河野文七	東一宮村	仁木六郎平△	豐田龜四郎
中島　靜江	川崎勝五郎	同	高橋　惣市
中島　歸一	同	田口牧五郎△ 田口牧五郎△	毛受　則政

東南條郡

町村名	戶長氏名	町村名	戶長氏名
川崎村	菱川　義治 菱川　義治△	大谷 岸本	濟△ 壽△
林田村	尾島喜次郎△ 尾島喜次郎△	牲全六郎兵衛△ 神田　篤△	本鄕村 神田　篤△
同	廣瀨　基親	保田　定榮 保田　定榮△	野　村
同	山林九重郎	高橋　增見 高橋　增見△ 高橋仙五郎	山西村
野介代村	岸本小重郎△ 岸本小重郎△	兒島　尋江 兒島　市藏	同
同	香山麻四郎	高橋　惣市	同
同	毛受　則政	田口牧五郎△ 田口牧五郎△	粮保村

東北條郡

町村名	戶長氏名	町村名	戶長氏名
川崎村	菱川　義治△ 菱川　義治△	押入村	岸本　壽△
林田村	尾島喜次郎△ 尾島喜次郎△	本鄕村	神田　篤△
同	廣瀨　基親	野　村	保田　定榮 保田　定榮△
同	山林九重郎	山西村	高橋　增見 高橋　增見△ 高橋仙五郎
野介代村	岸本小重郎△ 岸本小重郎△	同	兒島　尋江 兒島　市藏△
同	香山麻四郎	同	高橋　惣市
同	毛受　則政	粮保村	田口牧五郎△ 田口牧五郎△

東北條郡

町村名	戶長氏名	町村名	戶長氏名
川崎村	菱川　義治△ 菱川　義治△	押入村	大谷　濟△ 岸本　壽△
林田村	尾島喜次郎△ 尾島喜次郎△	本鄕村	牲全六郎兵衛△ 神田　篤△
同	廣瀨　基親	野　村	保田　定榮 保田　定榮△
同	山林九重郎	山西村	高橋　增見 高橋　增見△ 高橋仙五郎
野介代村	岸本小重郎△ 岸本小重郎△	同	兒島　尋江 兒島　市藏△
同	香山麻四郎	同	高橋　惣市
同	毛受　則政	粮保村	田口牧五郎△ 田口牧五郎△

東北條郡

町村名	戶長氏名	町村名	戶長氏名
川崎村	菱川　義治△ 菱川　義治△	押入村	大谷　濟△ 岸本　壽△
林田村	尾島喜次郎△ 尾島喜次郎△	本鄕村	牲全六郎兵衛△ 神田　篤△
同	廣瀨　基親	野　村	保田　定榮 保田　定榮△
同	山林九重郎	山西村	高橋　增見 高橋　增見△ 高橋仙五郎
野介代村	岸本小重郎△ 岸本小重郎△	同	兒島　尋江 兒島　市藏△
同	香山麻四郎	同	高橋　惣市
同	毛受　則政	粮保村	田口牧五郎△ 田口牧五郎△

東北條郡

町村名	戶長氏名	町村名	戶長氏名
川崎村	菱川　義治△ 菱川　義治△	押入村	大谷　濟△ 岸本　壽△
林田村	尾島喜次郎△ 尾島喜次郎△	本鄕村	牲全六郎兵衛△ 神田　篤△
同	廣瀨　基親	野　村	保田　定榮 保田　定榮△
同	山林九重郎	山西村	高橋　增見 高橋　增見△ 高橋仙五郎
野介代村	岸本小重郎△ 岸本小重郎△	同	兒島　尋江 兒島　市藏△
同	香山麻四郎	同	高橋　惣市
同	毛受　則政	粮保村	田口牧五郎△ 田口牧五郎△

東北條郡

町村名	戶長氏名	町村名	戶長氏名
川崎村	菱川　義治△ 菱川　義治△	押入村	大谷　濟△ 岸本　壽△
林田村	尾島喜次郎△ 尾島喜次郎△	本鄕村	牲全六郎兵衛△ 神田　篤△
同	廣瀨　基親	野　村	保田　定榮 保田　定榮△
同	山林九重郎	山西村	高橋　增見 高橋　增見△ 高橋仙五郎
野介代村	岸本小重郎△ 岸本小重郎△	同	兒島　尋江 兒島　市藏△
同	香山麻四郎	同	高橋　惣市
同	毛受　則政	粮保村	田口牧五郎△ 田口牧五郎△

東北條郡

町村名	戶長氏名	町村名	戶長氏名
川崎村	菱川　義治△ 菱川　義治△	押入村	大谷　濟△ 岸本　壽△
林田村	尾島喜次郎△ 尾島喜次郎△	本鄕村	牲全六郎兵衛△ 神田　篤△
同	廣瀨　基親	野　村	保田　定榮 保田　定榮△
同	山林九重郎	山西村	高橋　增見 高橋　增見△ 高橋仙五郎
野介代村	岸本小重郎△ 岸本小重郎△	同	兒島　尋江 兒島　市藏△
同	香山麻四郎	同	高橋　惣市
同	毛受　則政	粮保村	田口牧五郎△ 田口牧五郎△

東北條郡

町村名	戶長氏名	町村名	戶長氏名
川崎村	菱川　義治△ 菱川　義治△	押入村	大谷　濟△ 岸本　壽△
林田村	尾島喜次郎△ 尾島喜次郎△	本鄕村	牲全六郎兵衛△ 神田　篤△
同	廣瀨　基親	野　村	保田　定榮 保田　定榮△
同	山林九重郎	山西村	高橋　增見 高橋　增見△ 高橋仙五郎
野介代村	岸本小重郎△ 岸本小重郎△	同	兒島　尋江 兒島　市藏△
同	香山麻四郎	同	高橋　惣市
同	毛受　則政	粮保村	田口牧五郎△ 田口牧五郎△

東北條郡

町村名	戶長氏名	町村名	戶長氏名
川崎村	菱川　義治△ 菱川　義治△	押入村	大谷　濟△ 岸本　壽△
林田村	尾島喜次郎△ 尾島喜次郎△	本鄕村	牲全六郎兵衛△ 神田　篤△
同	廣瀨　基親	野　村	保田　定榮 保田　定榮△
同	山林九重郎	山西村	高橋　增見 高橋　增見△ 高橋仙五郎
野介代村	岸本小重郎△ 岸本小重郎△	同	兒島　尋江 兒島　市藏△
同	香山麻四郎	同	高橋　惣市
同	毛受　則政	粮保村	田口牧五郎△ 田口牧五郎△

綾部村　多胡兼四郎△　多胡兼四郎　宇野村　美土路禎逸　成安村　尾島數賀治△　尾島榮藏　青柳村　石原理太郎△　石原理太郎

吉見村　早瀬麻四郎△　早瀬麻四郎　原口村　坂手順一郎△　坂手順一郎　小中原村　須藤紋四郎△　岸本亀太郎　山下村　岡清治△　小原類次郎

草加部村　竹内金平治△　竹内金平治　戸賀村　山本安五郎　塔中村　牧孝太郎△　寺坂壽治郎　河井村　能執長平△　石原彌作

上高倉村　眞木哲一△　眞木哲一　黒木村　福原一郎△　福原一郎　齋野谷村　岸本龜太郎　物見村　岡清治△　岡清治

下高倉西　堀内治郎兵衛△　堀内治郎兵衛　多胡兼四郎　倉見村　都井爲藏　桑原村　兒玉秀藏△　兒玉金五郎　兒玉清一郎　阿波村　寺坂源輔△　茂上喜作

下高倉東　難波津七△　堀内治郎兵衛　多胡兼四郎　中原村　垂井正平△　垂井好澄　原田圓治郎　小淵村　牧淺四郎　寺坂壽治郎

大篠村　山口幹治郎　山口幹治郎　百々村　有岡萬一郎　公鄉村　池内敎逸△

上横野村　長瀬清四郎△　山口幹治郎　楢井村　山崎傳郎治△　藤木治七郎　下津川村　豊田八十八△

下横野村　田口敎治郎△　山口幹治郎　行重村　仁木藤逸△　岡田藤四郎　知和村　石原理太郎△　内田貞太郎

明治十六年二月十五日戸長役場區域並に戸長以下配置方改正・從前の各村戸長一同解職し町村の大小に應じ適

宜數ヶ町村に戸長一名（戸長は縣令之を選任し、自準十等月俸貳拾圓、至準十七等月俸拾圓）を置き、戸長役場毎に用掛一名（用掛は總て郡區長の認可を得て戸長之を命ず）を置き戸長を補佐し、戸長故障ある時は其職務を代理せしむ、尚ほ同年三月一日より各村に村務用掛を置き又戸長役場に書記を置くことゝなれり。

（二）部屬戸長役場及區域（明治十六年二月）

縣名	郡名	部名	戸長役場位置	區域町村名			
岡山縣西西條郡		第一部	院庄村	二宮村	院庄村	戸村	戸島村
同		第二部	古川村	吉原村	古川村	宗枝村	眞加部村	寺元村
				布原村			
同		第三部	河本村	下原村	薪森原村	原村	河本村	高山村
同		第四部	圓宗寺村	和田村	圓宗寺村	竹田村	瀬戸村	土居村
				貞永寺村			
同		第五部	上森原村	小座村	上森原村	下森原村	馬場村	塚谷村
同		第六部	入村	入村	山城村	中谷村		
同		第七部	富西谷村	富東谷村	富西谷村	富仲間村	大村	楠村

同　第八部　久田下原村　久田下原村
同　第九部　至孝農村　箱　村　西屋村　女原村　杉　村　井坂村
同　第拾部　長藤村　奥津村　養野村　至孝農村　羽出村　羽出西谷村
前記第九部及十部は村制實施の際に方り九部は泉・羽出の兩村に十部は奥津・上齋原の兩村に分るに至れり。
同縣西北條郡　第一部　田町　山下　奥津川西村　長藤村　下齋原村　上齋原村
同　第二部　京町　材木町　伏見町　京町　堺町　小性町
船頭町　河原町　二階町
同　第三部　戸川町　戸川町　美濃職人町　新魚町　元魚町　二丁目　三丁目　福渡町　新職人町
下紺屋町　鍛冶町　桶屋町
吹屋町
同　第四部　坪井町　上紺屋町　細工町　福渡町　南新座
坪井町　西今町　西寺町　茅町　宮脇町　鐵砲町
新茅町　安岡町
同　第五部　山北村　山北村　惣社村　上河原村　小原村　小田中村
同　第六部　西一宮村　東田邊村　西田邊村
同　第七部　上田邑村　下田邑村

同　第八部　市場村　市場村　寺和田村　香々美村　公保田村　澤田村
同　第九部　大町村　百谷村　藤屋村　眞經村　大町村　岩屋村
同縣東南條郡　第一部　上ノ町　橋本町　林田町　勝間田町　中ノ町　西新町
東新町　上ノ町
同　第二部　川崎村　川崎村　林田村　野介代村
同　第三部　高野本鄕村　押入村　高野本鄕村　高野山西村　野　村
同　第四部　志戸部村　太田村　糀保村　志戸部村　勝部村　沼　村
同　第五部　東一宮村　東一宮村　東一宮山方村
同縣東北條郡　第一部　綾部村　綾部村　吉見村　下津川村　草加部村　下高倉村
同　第二部　大篠村　上横野村　下横野村　大篠村　上高倉村
同　第三部　宇野村　宇野村　原口村　戸賀村　黒木村　倉見村
同　第四部　中原村　中原村　百々村　楢井村　行重村　成安村
同　第五部　小中原村　小中原村　塔中村　齋野谷村　桑原村　小淵村

第六部　知和村　青柳村　山下村　河井村　物見村
第七部　公郷村　阿波村　公郷村

明治十七年七月前記東北條郡第一部内下津川村は第七部内に、下高倉村は上高倉村に合して第二部と成り、同年八月第六部の内、阿波村分離して第九部をつくるに至り、左表の如く聯合役場の異動を見るに至れり。

同　縣東北條郡　第一部　綾部村　綾部村　吉見村　草加部村
第二部　下高倉村　上高倉村
第三部　下横野村　上横野村　大篠村
第四部　宇野村　宇野村　原口村　戸賀村　黒木村　倉見村
第五部　中原村　中原村　百々村　楢井村　行重村　成安村
第六部　小中原村　小中原村　塔中村　齋野谷村　桑原村　小淵村
第七部　公郷村　公郷村　下津川村
第八部　知和村　知和村　青柳村　山下村　河井村　物見村
第九部　阿波村　阿波村

□ 自明治十六年至明治二十二年　聯合町村役場戸長・用掛の氏名

西西條郡

役場名	戸長氏名	用掛氏名
第一部戸長役場	江川　義知	朝比奈尚義
		脇山　義孝
第二部同　上	佃　稔	池田孫三郎
	河田　敬正	河田　藤市
		日笠增治郎
		日笠澤治郎
		坂手紀七郎
		岡　重郎
第三部同　上	原　基	
	西村政治郎	
第四部同　上	日笠　省	日笠澤治郎

役場名	戸長氏名	用掛氏名
第四部戸長役場	河田　繁穗	齋藤茂士郎
第五部同　上	石田勝治郎	延原登一郎
		日笠增次郎
	日笠　則敏	櫻井　薫
	櫻井　廣政	中江直治郎
		櫻井圀太郎
第六部同　上	西村政治郎	中江　政則
	牧野　右一	中江喜志造
		中江　政繼
		赤木　胤俊
		岡田茂太郎
第七部同　上	石原　豊松	岩佐民太郎

第七部戸長役場　押坂　義道　山崎芳太郎

第八部同　上　押坂　賢義　同　上

本庄徳治郎　山崎　友藏

牧野　利作

石原　紋藏

日笠平七郎

堀井久太郎

西北條郡

役場名　戸長氏名　用掛氏名

第一部戸長役場　芦澤　瀛織　鈴木　証治

馬場　訒　沼本　淑

第二部同　上　植月　茂美

野間　浩　茂渡廣治郎

苫田熊治郎

第三部同　上　菊井僚三郎　正木　義雄

第九部戸長役場　佐藤雅次郎　水田利兵治

第十部同　上　櫻井　哲　水田　榮作

馬場　信藏

坂手貞太郎

坂手　雄登

牧野儀太郎　牧野　勇

役場名　戸長氏名　用掛氏名

第三部戸長役場　山口　太七　神山　務

福井周治郎

第四部同　上　神山　務　小林麻治郎

清水　央　妹尾　隆

齋藤　元

橋本嘉一郎

第五部同　上　橋本嘉一郎　伊賀義太郎

大谷　裕　畑　信好

伊賀滿一郎　今井　美澄

伊賀滿一郎

八木喜治郎

清水　敬信

第六部同　上　有木　武雄　矢野龜四郎

難波　渉　妹尾利太郎

第七部同　上　土居　通信　水島清四郎

土居寛治郎

東南條郡

第一部戸長役場　植月　茂美　三村環一郎

塚本　重介　鳥越清三郎

第二部同　上　岸本　壽　黒田　鷲三

水島　眞平（後義宜と改名）　水島　曆藏

第八部同　上　土居　通正　後藤猪四郎

池上龜治郎

衣笠八郎平

小坂岩五郎

難波房治郎

第九部同　上　水島　眞平（後義宜と改名）　有木　武雄

矢内　重愛

第二部戸長役場　岸　毅一　毛受　則政

神田　篤　尾島喜治郎

第三部同　上　保田　貞榮　神田　善吉

神田　篤

岸本種次郎　廣瀬清治郎　川崎勝五郎
毛受　則政　第五部戸長役場　和田　義方　石原　德藏
大谷　濟　難波　渉　勝山健治郎
第四部戸長役場　廣瀬　義一　田口彌四郎　中島　靜江　二木　萬吉
水島　義宜　河野　文七　二木六郎平

東北條郡

第一部戸長役場　多胡兼四郎　竹内　如七　第六部戸長役場　美土路修之　多胡　芳作
第二部同　上　眞木　順平　岸本亀太郎
第三部同　上　山口幹治郎　松永　龜一　第七部同　上　兒玉清一郎　萬代關治郎
安黑　盛人　長瀬清四郎　福原　一良　多胡　芳作
小林小太郎　竹内斧四郎　美土路修之　兒玉清一郎
山根　義長　鍋島　新作
第三部同　上　定黑又右衛門　兒玉今五郎
第四部同　上　美土路禎逸　坂手順一郎　第八部同　上　高山順次郎　石原理太郎
第五部同　上　原田政治郎　有岡萬右衛門　内田虎治郎　内田　稻積

多胡　芳作　石原　齋逸　石原　理平
竹内　景明　香山貞四郎　第九部戸長役場　茂上　喜作　寺坂　源輔
内田恭三郎

明治十七年七月衛生委員を各町村に置く。

明治二十二年六月一日町村制實施のため、從前の町村（十六年二月より今日に至るまで町村制度の變更なし）を合併し舊町村名を大字名となし、新區域による村を設置し各村に村長・助役・收入役及書記を置く。之れと同時に町・村會を設け町村公民中より町村會議員を選擧して町・村政に參與することとなり、町村長は町村の行政執行機關として、町村會議員は町・村の議事機關として、共に町村の自治行政に關與するに至る。

（ホ）明治二十二年六月町村區域及町村役場

郡名	町村名	町村役場位置	區域内大字名
西々條郡	二宮村	二宮村	二宮村一圓大字なし
同	院庄村	院庄	院庄　神戸　戸島
同	芳野村	古川	吉原　古川　布原　寺元　眞加部　宗枝
同	鄕村	薪森原	下原　薪森原　原　河本　高山

同　大野村圓宗寺　竹田圓宗寺
同　小田村上森原　小座上森原
同　中谷村入　山城入
同　富村富西谷　富西谷富東谷
同　久田村久田下原　久田下原久田上原
同　泉村女原　箱西屋
至孝農
同　羽出村羽出　羽出羽出西谷
同　奥津村奥津川西　奥津奥津川西　長藤下齋原
同　上齋原村上齋原村　上齋原村一圓大字なし
西北條郡　津山町京町　山下北町　田町椿高下城代町材木町
伏見町京町　河原町堺町　船頭町小性町
吹屋町二階町　元魚町二丁目　三丁目新職人町
新魚町桶屋町　南新座戸川町　福渡町美濃職人町
下紺屋町鍛冶町　細工町上紺屋町　坪井町宮脇町

西今町鐵砲町　西寺町茅町安岡町新茅町
中之町西新町　東新町上之町　橋本町林田町
勝間田町

同　西苫田村惣社　山北上河原　小原惣社小田中
同　一宮村東田邊　西一宮東田邊　西田邊
同　田邑村上田邑　上田邑下田邑
同　香々美南村香々美　寺和田香々美
同　香々美北村大町百谷藤屋　眞經大町岩屋越畑
東南條郡　津山東町川崎林田川崎　野介代
同　高野村高野本鄉　押入高野本鄉　高野山西野
同　東苫田村志戸部　志戸部勝部　籾保沼大田
同　東一宮村東一宮　東一宮東一宮山方
東北條郡　神庭村綾部　草加部綾部　吉見
同　高倉村下高倉東　下高倉東下高倉西　上高倉
同　高田村下横野　上横野下横野　大篠

同　加茂村　小中原　小中原　齋野谷　塔中　宇野　原口　戸賀
黒木　倉見
同　西加茂村　中原　中原　百々　楢井　行重　成安
同　東加茂村　桑原　桑原　小淵　公郷　下津川
同　上加茂村　知和　知和　青柳　山下　河井　物見
同　阿波村　小畑　阿波

（ヘ）町村制施行以後行政區劃の變更

明治十六年二月、津山町を東西二部に分ち、其東部（元東南條郡橋本町外六ヶ町）は、戸長役場を勝間田町に設け、其西部（元西北條郡材木町以西三十六ヶ町）は、行政區劃を四部に分ちて、田町・京町・戸川町・坪井町の四ヶ所に戸長役場を置きて町政を執り、同二十二年八月町村制實施以後、大橋以西三十六ヶ町を津山町と稱し大橋以東七ヶ町を津山東町と稱せしが、同三十三年四月、津山東町を津山町に編入し、以て、今日に及べり。

（七）耕地段別及耕地價の增減

左に明治十一年及び昭和二年の耕地反別及び地價を列記して、過去五十年間に於ける耕地增減の概況を示さんとす。地價高低は當時の經濟事情に因るべく、反別の增加ば年々の開墾と明治二十一年の土地更正の結果ならん

町村名	耕地反別 明治十一年四月	耕地反別 昭和二年一月	耕地地價 明治十一年四月	耕地地價 昭和二年一月
二宮村	一一〇・七一〇〇町	一二一・一一〇〇町	六四四三三・八二円	四六三〇四・六三円
院庄村	二七六・九三〇三	二九三・四五〇八	一九四五六二・二八	一六〇七〇三・一一
芳野村	三一五・五一〇九	三八一・七二〇三	二〇八九四三・一一	一七一九一八・六四
郷村	二七五・二六一三	三二一・〇八〇一	一七四〇二四・四四	一四五〇〇七・三六
大野村	三五〇・〇五二四	三八二・四四〇七	二一七四四七・九三	一七〇三四二・〇九
小田村	一八四・八九二三	二二〇・八七一四	八八六一一・〇七	七三九八二・〇九
中谷村	一五〇・三二二二	三三四・〇九一四	七四〇七六・二〇	六〇二七四・一四
富村	一八七・七二〇七	五六三・五五〇一	七〇六三五・〇七	五七一六三・四七
久田村	一五〇・五八二五	二五六・三七二一	七一四二五・二三	五七二七五・三三
泉村	一三二・四一一六	一九五・〇五〇三	五八四一五・六九	四七八七二・六五
羽出村	一二八・四九二九	一七七・八一〇八	三四六七〇・九四	二八三〇八・五五
奥津村	一一三・一八二二	一六七・七八〇一	四六七八六・〇六	三九〇九五・一八
上齋原村	六〇・六六〇五	一六六・四三二三	一九〇一一・〇六	一八二六七・八一
津山町	一〇六・三八〇六	四一・五四二九	五二七二八・〇三八	一一八一・〇五七
西苫田村	三一四・二四二五	三九五・三六〇七	一八四八五七・五四六	一四六九六四・二五

一宮村	一〇四・三九〇四	一六九・五二六	五五〇九〇・〇〇	四五二・三八・七六					
田邑村	一〇八・四八一〇	三〇〇・一三一八	一〇五三・九四・三八	九〇〇五・四七					
香々美南村	一〇五・三〇〇八	三一八・七二二	一二四四八三・六四	一二三四・八四					
香々美北村	一二五・一九二六	二七七・五八二四	五七四一三・四五	二八三四九・〇三					
津山東町	二一〇・五五〇七	二六七・一九一三	一〇五八三八・七五	八六九四九・四四					
高野村	二四五・八四一九	四四七・六四一六	三一九四一三・七五	一八六八一八・七一					
東苦田村	二〇三・六五一三	二九九・四〇〇六	一〇九九三一・二四	九四一二一・八六					
東一宮村	一五五・一九一二	二一〇・六四一八	一〇〇七九二・六八	八六一三三・五〇					
神庭村	一九八・〇六二七	二七八・九〇一五	一〇八五九一・四四	九三一九一・一八					
高倉村	二三二・七七一八	三五六・六五〇七	一四四二四六・九五	一二一四三五・〇〇					
高田村	三一一・四六二七	五一三・六〇三四	一九三一三一・九六八	一六三四四七・〇六					
加茂町	一〇一・一三〇三	三三三・三〇〇五	九六〇九七・一三	七九六一九・九八					
西加茂村	二〇三・一七一三	二七九・九二一六	一〇一三三〇・〇九	八一三四四・四三					
東加茂村	二四四・七八一七	二八一・五六一五	一二八六六六・〇九一	九一八八八・〇八					
上加茂村	一三一・七五〇〇	一九六・一八七	五二九七八・九〇	四一八三・五三					
阿波村	一二九・三八〇〇	一二五一・四六〇一	四五九八・六〇	三三〇九二一〇・五七八					
計	六〇三八・七四〇三	八七二一・九八一〇	三五〇九二一〇・五七八	二六八四二一・九八					

第七節　町村略誌

□津山町

津山の地は郡の南端に在り。東は津山東町に連り、西は西苫田村に接し、南は吉井川を隔て久米郡佐良山村及福岡村に對し、北は西苫田村及東苫田村に隣れり。

面積〇・一三方里東西二十九町南北十町地勢漸く北に高く、戸數 四、一四〇・人口 一七、〇三五人を有しその大部分は商業に從事せり。

山下・北町・椿高下・田町・材木町・伏見町・京町・河原町・堺町・小性町・二階町・元魚町・新魚町・船頭町・吹屋町・南新座・桶屋町・新職人町・戸川町・二丁目・三丁目・美濃職人町・下紺屋町・鍛冶町・城代町・細工町・上紺屋町・坪井町・福渡町・宮脇町・西今町・鐵砲町・西寺町・茅町・安岡町・新茅町・橋本町・林田町・勝間田町・中之町・西新町・東新町・上之町の四十三大字よりなる。

往古は富川村と稱し苫田郡田中鄕に屬せり。地國府に近く且水陸運輸の便あるを以て、物を鬻く者此所に集り富川宿或は富川市と稱す。嘉吉元年山名教清の本州守護となるや、ぞの一族山名忠政初めて鶴山に城き此に據り以て地方を管す。後此の地は山名・赤松兩氏爭奪の地となり又轉して浦上・尼子・毛利及び宇喜多諸氏の係爭地

となりしが、天正七年宇喜多氏の領する所となれり。然るに慶長五年宇喜多氏亡び小早川秀秋代りて領せしが、同七年十月秀秋薨じ嗣なくして國除せられ、翌慶長八年二月森忠政美作全國十八萬六千五百石を領して入封し、山名氏の舊城鶴山城を改修して居城となさんとし、慶長九年大に土工を起し經營十三年元和二年に至りて竣工す當時先づ津山川の沿岸に堤防を築きて浸水の憂を除き、以て城廓の區域を取り士邸の配置を定め、其の餘に於て西は坪井町に、東は勝間田町に、南は福渡町堺町に限り、商工を置きて其の地租を免除せしに、後商工の來住するもの增加し商肆櫛比し、遂に東の方は新町・西の方は今町等の名稱を附して市街に連續し又延いて茅町・安岡町等に及ぶに至れり。蓋し津山の名稱は此當時より鶴山に因みて用ひらるゝに至りしなり。森氏在封九十五年元祿十年四代長成卒するに及び嗣無くして國除せらる。翌元祿十一年松平長矩十萬石を領して津山に封せられ、明治二年松平慶倫版籍を奉還し、更に津山藩知事に任せられしが四年藩を廢して縣とせらる。松平の統治茲に九代一百七十四年なり。明治四年十一月津山縣を廢して北條縣を置かれしか共に縣廳は津山町大字山下（今の男子小學校の地）に置かれたり。九年北條縣を廢して岡山縣に併せらる。明治二十二年町村制實施に當り、が宮川を境として津山町及び津山東町の二町に分ちしが、同三十三年津山東町を廢して津山町に併合し以て今日に至る。

□二宮村

東は西苦田村と畦畔道路を以て界し、西は院庄村と道路・溝渠・畦畔によりて相隣る。南は吉井川を挾みて久米郡佐良山村と相對し、北は山嶺、溝川によりて田邑村と境を接す。

面積〇・一七方里、戸數三三五・人口二、四九九人にして、北部は稍々高地をなせとも田畑よく開け南部は平地をなす。吉井川は院庄村より來りて南端を東流し、西苦田村に入り次で津山町に入る。村民は半は農業に從ひ半は商業に從ふ。

中古布原鄉に屬し、後神戸鄉に入り、又美和鄉と稱せられしと傳ふ。大字を有せず。元美和村の稱ありしが至德年中現在の名に改められる。

□院庄村

郡中の西南隅に位し二宮村の西に在り。南は吉井川を隔て、久米郡佐良山村に對し西南は同じく川を隔て、同郡三保村及び久米村と堺し、西北は芳野村に北は田邑村に接す。

面積は一方里弱にして、東西三十町南北一里十五町あり。戸數三六三・人口一、九〇六人、北境田邑村界に盒層山あり。山麓の西即ち本村北方の一部は高地をなせとも、此地以南は平坦にして耕田に富み、吉井川は西境を南流し久米川の流を合して西南境を東流す。村民の大部分は農業に從事し、商工業に從事するもの合して約二割に當る。院庄・神戸・戸島の三大字より成る。

近古以來本村は神戸鄕と稱せられ、戸島・神戸・院庄の三村として明治維新後尙其の稱を存したりしが、明治二十二年町村制の實施に際し三村を併合して院庄村と改稱せり。

鎌倉時代以降本村は歷代守護職の據る所となり、爾來慶長九年森忠政津山築城に至るまで、大率作州統治の中心地となり、其の名屢々史上に現れたり。

□芳野村

本郡の西南隅に位し東は香々美南・田邑・院庄村に境し、南は院庄村、西は吉井川を隔て、鄕村に對し、北は小田・大野二村に接す。

面積 〇・四〇五方里戸數四四〇・人口二・三三四人、村の西北境には仙形山聳立し其支脈北より南に走ること拾數町に及び、香々美川は大野村より來りて其麓を洗ひ村の中央部を南北に貫流して吉井川に注ぐ。村の東境は遠く泉ケ山の支脈連亘して東部一帶の高原をなす。西村境は中谷村より來れる吉井川に沿へるにより、二川の流域たる本村は概ね膏漠たる平野をなし南に向いて傾斜す。村民中三分の二は農業に從事し其他は概ね商業に從事す。

眞加部・宗枝・古川・寺元・布原・吉原の六大字より成る。

中古眞加部・宗枝・寺元は能雜鄕に屬し、此の鄕は後野介莊となる。又古川・布原・吉原は吉原鄕（和名抄には布原鄕と記す）に屬したりしか、此の鄕後に吉原莊となり、維新後尙眞加部・竹田等皆村名を稱したりしが明

治二十二年町村制の實施に際し合併して芳野村と命名せり。

□鄕村

本郡の西南隅を占め南は久米郡久米村西は同郡大井東村に接し、北は本郡中谷村に隣し、東は吉井川を以て芳野村と境す。

面積 〇・五六方里戸數三一五・人口約二・〇〇〇人、西に檜ケ山屹立し一體に山地をなせとも東は吉井川の流る、ありて一帶の田野をなす。村民概ね農業に從事し養蠶業亦盛なり。

高山・河本・原・薪森原・下原の五大字より成る。

中古以降山城村（中谷村大字山城）と共に薪鄕に屬せしが維新以後分離し、更に明治十年山城村を除く五箇村聯合して、戸長役場を河本村に置き村政を執れり。其後明治二十二年町村制の實施に際し遂に合併して鄕村と稱す

□大野村

本郡の西南部に位し南は芳野村に接し、西は小田村に北は久田村並に香々美北村に連り、東部一帶は香々美南村に界す。

面積 一・一一方里戸數四七三・人口二・六〇五人、北部久田・香々美北兩村に接するの地は悉く山岳重疊し、其

脈南走して村の中央を過ぎり殆んど其南端に達す。宛然脊梁を形つくり以て地勢を東西に兩分し各平野をなせり。香々美川東部平野の間を南流す。

貞永寺・土居・瀬戸・竹田・圓宗寺・和田の六大字より成る。各大字は明治二十一年以前は皆村名を稱したるものにて、中古貞永寺・土居は大野鄕に屬し、大野鄕は後に大野庄となり、瀬戸・竹田は能雞鄕に屬し、能雞鄕は後に野介庄と改り、圓宗寺・和田は香美鄕に屬し、香美鄕は後に香々美庄となれり。明治二十一年十二月合併して大野村と命名せり。

舊西々條郡役所は本村大字竹田に置かれたり。

小田村

本郡の西南部に在り、東は大野村に隣り西に中谷村を控へ、北は青木山一帶の山脈によりて久田村に境し、南は芳野村に接す。

面積〇・四二一方里・戸數二八九・人口一・五九三人、北部久田村に接する部分には山脈東西に走り、村内一般に丘陵多く僅に矢谷川・森原川・小座川三川の流域に小平野あるのみ。村民は概ね農業に從事す。

小座・上森原・下森原・馬場・塚谷の五大字より成る。

各大字は町村制實施以前は何れも村名を稱し、中古はすべて能雞鄕に屬せり。明治二十二年六月合併して小田

村と命名せり。

中谷村

本郡の西南部に位し東は小田村・芳野村に連り、西は富村及び直庭郡美和村大字餘野上に境し、南は鄕村並に久米郡大井東村大字宮部上に接し、北は久田村に隣す。

面積一方里四五・戸數二七〇・人口一・七八六人、四面山を以て繞らし地勢東南に低く西北に高し。吉井川は久田村より來り大字中谷の東端に沿ひ、大字入・山城の間を貫流し、小田村小座及び芳野村眞加部に沿ひて鄕村に入る。村民の大部は農業に從事し戸數の一割は商業に從事す。

中谷・入・山城の三大字より成る。

前記各大字は町村制實施以前は村名を稱したるものにて、中古は富庄、封建時代に在りては入村は津山領に屬し、山城と中谷村とは共に幕府の所領たりしが、明治二十二年町村制の實施に際し合併して中谷村と稱す。

富村

本郡西北部に位し、四面山を以て圍繞せられたる盆地にして、東は羽出・泉・久田村と隣接し、南は中谷村及

び眞庭郡美和村に續き、西北は眞庭郡との境界をなす。本村は往時布勢郷と稱し大庭郡に屬せし地なり。

面積 四・五八方里、戸數三五九・人口一八三〇人東に登美川、西に余川ありて溪をなし、登美川の支流に白賀川ありて中央盆地をなす。村民概ね農に從事し副業として製炭三椏栽培等に從事す。

富仲間・富東谷・富西谷・大の四大字より成る。

本村は往古布施郷と稱し大庭郡に屬したりしが、中古苫西郡に編入せられ富西谷・富東谷・富仲間・大・楠の五ヶ村に分れたりしが、明治二十二年町村制實施の際合併して富村と稱せらる。

✓□久田村＼

本郡の西北部に在りて、東は香々美北村及び大野村に接し、南は小田・中谷兩村と相隣り、西は富村に接し北は泉村に境す。

面積 一・一二方里・廣袤東西一里十町・南北一里三十五町・戸數三八五・人口 二、〇六六人、周圍は一帶の山岳にして餘脈村の中央に及び、唯吉井川の流域に僅少の平地あるのみ。吉井川は北方泉村より來りて村の中部を貫き南流して中谷村に入る。村民の約八割は農業に從事し、其の他は商工業等に從事す。

河內・久田上原・久田下原・土生・黑木の五大字より成る。

前記各大字は元何れも村名を稱し、中世以降は富庄に屬したりしが、明治二十二年町村制の實施に際し合併して久田村と改稱せり。

✓□泉村＼

本郡の中部稍々西・北に偏して吉井川の上流に位し久田村の東北に在り。南は久田村及び香々美北村に境し、西は山を以て富村に接し、北は羽出・奥津の兩村と相隣る。

面積 一・三四方里・戸數二三五・人口 一、二四七人、西部及び東部の地は山脈連亘し、其中央部に幅狹き一帶の平野あり。吉井川は源を上齋原村に發し羽出村に至りて支流を合せて本村に入り、其の中央部を北より南に貫流して久田村に入る。村民の大部は農業に從事し米・繭・木材等は本村の主要產物たり。

箱・西屋・杉・女原・養野・至孝農の六大字より成る。

此の地は中世以降富庄に屬し四口野・女原・井坂・養野・杉・西屋・箱の七ヶ村に別たれしが、明治二十二年町村制實施に際し合併して泉村と命名せり。

✓□羽出村＼

本郡の西北部に位し泉村の北に在り。東は大釣山を含める一條の山脈を以て奥津・上齋原の兩村に境し、西は不溜山・乘幸山を以て富村に、山乘山・白髮山・津黑山を以て眞庭郡中和村に接し、北は中國山脈の田代峠・大

谷峠を越えて鳥取縣東伯郡源村に至る。

面積 三・二五方里・戸數二一九・人口 一、一二七人、地勢一般に高峻にして起伏甚しく千米以上の高峰少からず。傾斜東南に面して平地少く、岡曾山・村の中部に聳えて分水界をなし、羽出川は源を千軒奥に發し、前田に於て大谷峠より發する西谷川を合せて南流し、阿曾に至りて奥津川に合す。何れも奔流急湍をなし溪谷亦深く、流域僅に百五十餘町歩の水田あるのみ。全村農を業とし薪炭の產額に富み牧畜亦甚だ盛なり。

羽出及び羽出西谷の二大字より成る。

前記大字は何れも村稱を有し、中古以降富庄に屬したりしが、明治二十二年六月町村制實施に際し合併して羽出村と稱す。

✓□奥津村＼

本郡の北方に位し東は香々美北村南は泉村、西は羽出村北は上齋原村に接す。

面積 二・六方里・戸數二三三・人口 一、二〇八人、地勢北に高く南漸く低下し東・北・西の三面山を以て圍まれ南一方のみ稍々開け、奥津川流域には田圃相連る。花知山麓の三ツ子原・泉山麓の於呂原・野湯・嶽原等の高原あり。村民の大部は農業を主とし養蠶・植林等盛に行はる。

奥津・奥津川西・長藤・下齋原の四大字より成る。

元奥津・奥津川西・長藤・下齋原の四箇村に分れ・何れも中世以降は富庄に屬したりしが、明治二十二年町村制實施に際し合併して奥津村と改稱せり。

✓□上齋原村＼

本郡の最北部を占め奥津村の北羽出村の東北に在り。北は鳥取縣東伯郡及び八頭郡に、東は八頭郡及び本郡加茂町に、東南の一部は香々美北村に境す。

面積 五・八四方里・戸數二五〇・人口 一、四四二人、地勢一帶に山岳重疊し僅に溪谷中點々人家の散在せるのみ。就中上齋原は稍々大なる盆地をなす。齋原川は乃ち吉井川の上流にして源を東方遠藤の南部に發し、北流して恩原川を、更に西流して中津河川を合せ字落合に至りて又天王川を合せ、西南に流れて木路川湯の谷川を集め南流して奥津村に入る。村民の大部は農業に從事し商業に從事するもの十餘戸運搬業に從事するもの二十餘戸、副業として炭燒・牧畜・養蠶等行はる。就中炭燒は最も盛なり。

本村には大字無く、上齋原・落合・石越・大木山・天王・赤和瀬・中津河・恩原・宮ヶ谷・遠藤・豐ヶ谷・平作等の部落に分る。

初め此の地は農耕を主とせる者の外に、採鐵業者及び木地挽業者によりて開拓せられたるものゝ如く、現に村

内各所に砂鐵採取並に製鐵の遺址あり、且亦赤和瀬・中津河・恩原・宮ヶ谷等は悉く木地挽きによりて開かれたる部落なり。

往時は富庄中の一村たりしが、明治二十二年村制を實施せり。

□西苫田村

本郡南部に偏在し南は一帶津山町に接し、北は一宮村と山に依りて續き、東は宮川を以て東苫田村に境し、西は田邑村・二宮村と山又は畦畔を以て相隣り、西南の一部吉井川を隔てゝ久米郡佐良山村に境す。

面積 〇・四七方里・戸數六四六、人口 三、〇一三人、村の西部は丘陵にして笠松山の地脈漸く東南に繞り起伏して山をなし、大字總社の西部を包み大字小原に連り神樂尾山の支脈東北に蜿蜒として一宮村との境なる諏の口に至りて盡く。東南部は概ね平野をなし俗に之を呼んで上河原田圃と稱す。宮川は一宮より來りて東部を南流し津山町に入る。村民中大部分は農業に徐事し西南の一部商業に從事するものあり。

上河原・小原・總社・山北・小田中の五大字より成る。

此の地は往古人文夙に進み、交通の便亦早くより開けたりしを以て、和銅六年美作國の創置せらるゝや、國府を今の總社に設けられ、國司此に赴任したれば、爾來鎌倉時代の終りに至るまで約五百年間美作統治の中樞たり當時軍團兵庫及び苫田郡家は皆今の本村内に置かれたり。

現在の各大字は往時何れも一村をなしたるものにて、中古上河原・小原・總社の三村は苫田郷に、山北・小田中の兩村は田中郷に屬したりしが、後總社村は田邑庄の内となれり。元祿の頃小田中村の中、新墾地を別ちて新田村を置きしが、後に小田中村に合併せり。

明治二十一年十二月五箇村を合して西苫田村と命名し、翌年村制を實施せり。

□一宮村

本郡東南部に位し東は東一宮・西は香々美南、北は高田の各村、南は道路・山嶺を以て西苫田・田邑の兩村に接す。

面積 〇・七三方里・戸數一九六・人口 一・〇五七人、地勢概ね山地にして沿川の地僅に平坦なるを見る。北方黑澤山高く聳え鵜の羽川は村の西北霧山より發して南下し、漸く東流して黑澤山下の溪流石原川を併せ、西一宮に出て、宮川となり西苫田村に入る。西一宮の一部商業に從事する者を除くの外村民概ね農業に從事す。

東田邊・西田邊・西一宮の三大字より成る。

中古は田邊鄉にして貞觀五年苫東郡に屬し、後苫南郡に入る。元東田邊・西田邊及び西一宮の三村なりしが、明治二十一年十二月合して村内に鎭座の中山神社に因みて一宮村と稱す。

□田邑村

本郡の南部に位し西苦田村の西に在り、南は二宮・院庄の二村に境し、西は芳野村に隣り北は一宮及び香々美南の兩村に接す。

面積〇・六六方里・戸數三四八・人口一、九五九人、地勢漸く北に高く四圍繞らすに山を以てし自ら盆地をなす。神樂尾山東方に聳立し、盒屓山亦南方に屹立す。北部に大澤池あり、此水溢れて南流し萬代川を併せ、紫竹川となり更に南して二宮村に入る。平野は此流域に在り。村民は概ね農業に從事し近來養蠶業も亦盛に行はる。村は上田邑・下田邑の二大字より成る。

本村は中古は田邑鄉と稱したりしが、後世に至りて田邑庄となり、更に今の西苦田村大字惣社・上田邑・下田邑の三村を合して田邑庄と呼ぶに至れり。村制實施以前は上田邑・下田邑の二村なり。作陽誌には平田村・見内村・東村・北村・南村の五箇村に別れたることを載せられたれども其の分合の年代明かならず。明治二十二年町村制の實施に當り、上田邑・下田邑を合して一村とし田邑村と改稱せり。

□香々美南村

本郡中部稍々南に偏し北は香々美北、東は高田・一宮の二村に連り、南は田邑・芳野村に接し西は大野村と隣る面積〇・六二方里・戸數三九五・人口一、九七三、地形南北に狹長にして北部は山地多けれども、中部以南は概ね平地にして田園よく開けたり。香々美川は香々美北村より來り西部を南流して大野村に入る。村民の大部は

農業を營み商業其他に從事するもの少し、近來養蠶業大に行はる。

沖・澤田・公保田・市場・香々美・寺和田の六大字より成る。

本村中古は香美鄉に屬し、此の鄉は後に香々美庄となれり。舊くは沖・森・公保田・香々美中・藤屋・寺和田の五箇村なりしが、後寺和田村の中を割きて別に香々美北、年信の二村を置き、萬治二年春藤屋香々美中の二村を改めて藤屋・香々美中・市場の三箇村となせり。森村は寬文十三年其の村名の國主の姓と同字なるを以て之を避けて澤田村と改稱せり。香々美中村は伯耆通路中、津山を距ること二里十町、奥津を距ること三里八町の地に當るを以て、舊藩時代には驛傳を設け新町と稱せり。

明治六年寺和田・香々美上・年信の三箇村を併せて寺和田村となし・藤屋・香々美中の二箇村を併せて香々美村と改めたり。明治十六年寺和田・香々美・公保田・市場・澤田・沖の六箇村聯合して戸長役場を設けしが、明治二十二年右六箇村を併せて香々美南村となし、村制を實施せり。

□香々美北村

郡の畧々中央に位し北は上齊原・奥津、東は加茂・高田、西は泉・久田、南は香々美南・大野の各村に接す。

面積三・一七方里・廣袤南北四里東西一里・戸數三四〇・人口一、九〇〇人あり。地形南北に長く四面殆ど山岳によりて圍まれ、郡中第一の高峰花知山は北境に聳え香々美川は源を此に發して村の中央を南流し、泉山より

發する中林川・百谷川を合せ香々美南村に入る。村内概ね山岳起伏し、且つ土地の傾斜急にして田圃少く、香々美川の流域所々僅に平地を見るのみ、村民は概ね農業に従事し山林多くして木材・木炭・雁皮の製造及び養蠶等の副業盛なり。

百谷・眞經・大町・岩屋・越畑の五大字より成る。

往時前記各大字は何れも一村を成し、中古香々美郷の一村たりしが、此の郷後に香々美庄となれり。元祿の頃百谷村の中を別ちて井村寺谷村を置き、大町村の中を別ちて宗重村を置きたるも、その分合の年月詳かならず。明治二十二年町村制實施に際し前記五箇村を併合して香々美北村と稱す。

□津山東町

本町は苫田郡の東南端に位し、東南は加茂川を隔て勝田郡川邊村に對し、西は津山町に接續し、南は吉井川を隔て、久米郡福岡村に對し、北は東苫田村に東は高野村に接す。

面積〇・二七一六方里・戸數七二二・人口 三、三五四人、北部一帶山地にして南方は平地をなす。村民の半は農業に從事し半は商業に從事す。

川崎・林田・野介代の三大字より成る。

本町は古來林田鄉（和名抄に林國鄉とあるは林田鄉の誤なり）と稱せられ、舊くは林田・野介代・太田・川崎の四箇村に分たる。慶長中林田村及び川崎村の西部は津山城下に連接し、人家櫛比するに至りたれば、寛永二年城下に編入せらる。維新後太田・川崎の兩村を合併して川崎村となせり。

明治二十二年林田・野介代・川崎の三箇村を合して林田村となし村制を實施せり。本村の内吉井川沿岸には元久米郡福岡村に屬せし地約二十町歩ありしを以て、明治三十三年知事の認可を經て全部本村に編入せり。

大正十二年四月津山東町と改稱し町制を實施す。

□高野村

本村は苫田郡の東南隅に位し北は神庭村及び高倉村に境し西方大部は津山東町にして、西北の一部僅かに東苫田村に接し、東南一帶は勝田郡廣野村及び勝加茂村に隣る。

廣袤東西一里南北一里四丁面積凡〇・五二方里・戸數六〇〇餘・人口 三、七〇〇餘・地勢一般に平坦にして北部村境は山林多く西部亦岡阜あれども、東南一帶は平野廣く良田を有し所謂高野田圃にして多額の米麥を産す。

本村は野・高野・本鄉・山西・押入の五大字より成り、郡内有數の大村にして全面積の大部分は肥沃なる田圃にして、山岳と稱すべきもの極めて少なく、北境に高さ一七五米の飯山あるのみ。加茂川其の東端を流れ最も灌漑に便なり、其他蟹兒川・古川本村の西部及び北部を流れて共に灌漑に便なり。村民の大部分は農業に從事し沿道に少數の商家を見るのみ。

本村は中古以來高野郷と稱せられ、舊くは高野・押入・本郷・森の四箇村なりしが、萬治中高野村は山東・山西の二村に分れ、寛文中押入は上下二村に、本郷は本郷・本郷北・本郷西の三村に分たる。又森村は慶長中里方山形の兩村に分れ、次で山形を草加部、里方を野村と改め、草加部を割きて東北條郡に編入せり。明治維新後野・高野（元高野山東）山西・本郷・押入の五箇村となりしが、明治二十二年町村制實施に方り合併して郷名に因みて高野村と稱せり。

東苫田村

本郡の東南部に位し津山町の東北一里許にあり。東は高倉村・高野村と境し南は津山東町に隣り、北は高田村に接し西は宮川を隔てゝ西苫田村に對す。

面積 〇・八方里・戸數二五八・人口 一、四八五人、東北村境に盛龍山・桂尾山あり。東部及び北部は山地にして南方に傾斜し、三條の丘陵南部に連亘して其の間に平野を挟む。宮川は東一宮村より來りて村の西境を南流し津山町に入る。村民概ね農業に從事し商業に從事するもの甚だ少し。

籾保・勝部・志戸部・太田・沼の五大字より成る。

本村は中古以降苫田郷に屬し昔は籾山・柴保井・太田・沼・勝部上・勝部下・志戸部の七ヶ村なりしが、其後柴保井を籾山に合し籾保と改め勝部上・下を併合して一村となし、明治二十一年十二月更に合併して東苫田村と命

名せり。

東一宮村

本郡中部の稍々南に位し、東は丘陵によりて東苫田村及高田村に境し、西及び南は宮川を隔てゝ一宮村並に西苫田村に隣し、北は黑澤山及其支脈を以て高田村と相接す。

面積 〇・二方里弱・戸數二二四・人口 一、二七八人、東に烏ガ仙の支脈低く連亘し、北に黑澤山及び其餘脈蜿々たりと雖も、概ね平地多く全村南に向つて傾斜す。横野川は高田村より來りて村内平地の中部を貫流し、所謂一宮田圃の稻田を養ふ。鵜の羽川は一宮村より村境を流れて本村字垣に於て横野川と合し、宮川となりて津山町に走る。村民は殆ど農業に從事し、一部は市畜場の設置によりて牛馬商に從事するものあり。蠶蠶業は本村の主要副業にして年々多額の收入あり。

東一宮及び東一宮山方の二大字より成る。

本村は中古以降苫田郷に屬し、元東一宮村・山方村の二村に別れたりしが、慶長後山方村を改めて東一宮村原東方と稱し、後又東一宮山方村東組・西組とし、元の東一宮村を東一宮村里方上組・下組となせしが、明治五年之を合併して東一宮村と稱し、同二十二年村制を實施せり。

神庭村

苫田郡の東端に位し東は加茂川を隔て、勝田郡の瀧尾村に境し、北は烏ガ仙によりて西加茂村に隣り、南は高野村に接す。

面積 〇・七五方里弱・戸數三〇五・人口 一、六五六人、北より西に亘り西加茂・高田・高倉の三村に接する部分は山岳重疊し土地一般に高峻なれども、中部以南は丘陵低く連り水田・乾田相半し、村民の大部分は專ら農業に從事す。

吉見・綾部・草加部の三大字より成る。

中古以降本村の中綾部・吉見は共に綾部鄕に屬し各一村を成せり。草加部は舊くは今の高野村大字野と合して森村と稱せり。慶長中國主の姓と同字なるを避けて山方・里方と稱し、尋で東南條及び東北條兩郡の郡界を兩村の間に置き、山方は東北條郡に屬し草加部村と改稱し、里方を以て野村となせり。

明治二十二年町村制實施に際し、三箇村を合併して神庭村と命名せり。

舊東北條郡役所は村內大字綾部に置かれたり。

高倉村

本郡の東南に位し東は神庭村及び高野村に接し、西は高田村及び東苫田村に隣り、南は高野村に連り北は山岳を以て神庭村及び高田村と相境す。

面積 〇・五三平方里・戸數二一四・人口 一、九七八人を有す。地勢概ね丘陵起伏し烏ガ仙高く北方に聳ゆ。高倉川此所に源を發し南流して字有重に至り、高田村より來れる溪流を合せ、杉の森田圃の中央を貫流して南高野村に入る。然れども流域狹隘にして水源に乏しく古來旱害少からざりしが、嘉永六年の旱魃に際し附近諸村共同して神庭村大字吉見より溝渠を開鑿し大に灌漑の便を得るに至れり。村民は概ね農業に從事し僅に少數の商業と工業とを兼業とせるものあり。

上高倉・下高倉東・下高倉西の三大字より成る。

本村は元上高倉・下高倉村の二箇村にして、中古は高倉鄕と稱せられ苫東の郡家村內に設けられしといふ。此の鄕は後に高倉庄となれり。明治十六年下高倉村を分離して下高倉東村・下高倉西村の二箇村とし、下高倉村字上鹽に三箇村組合戸長役場を設置したりしが、明治二十二年町村制實施に際し三箇村を合併して高倉村と命名せり。

高田村

本郡中部稍々東に偏して津山町の北方二里に在り。南は東苫田村に接し、西は黑澤山・入山道等によりて一宮

村・香々美北村に境し、東は丘陵によりて高倉村神庭村に隣し、北は中國山脈の支脈天狗寺山等巍然として聳え以て加茂地方と相境す。

面積 二・一方里・戸數五三五・人口 二、八六六人を有す。地勢南北に細長く山岳丘陵起伏し平野少なし。横野川は入道山麓に其源を發し村の西部を南流して東一宮に入る。地質概ね結晶片岩に屬し下横野・大篠方面は一般に粘性强し。村民の大部分は農業に從事し副業として養蠶業盛んに行はる。

大篠・下横野・上横野の三大字より成る。

本郡は元大篠・下横野・上横野の三箇村にして古くは高倉鄕に屬せしが、後北高田庄と稱せらる。

明治二十二年町村制實施の際前記三箇村を合併して高田村と改稱せり。

○ ✓ □ 加茂町 ＼

苫田郡の北東部に位する一小都邑にして、東は阿波・上加茂・東加茂の三箇村に境し、西は上齋原・香々美北の二村に、南は西加茂及び高田村の一部に接し、北は高峻なる中國山脈を境として鳥取縣の八頭郡に連る。

面積 五・二二方里・戸數五一五・人口 二、六一二人・地勢一般に高く特に倉見地方は高原をなし、就中五輪原村は牧草繁茂して牛馬の飼育に適す。倉見川及び加茂川の流域は稍々狹長なる平野をなす。

小中原は小市街をなし由來加茂地方樞要の地なれば、津山區裁判所加茂出張所・津山警察署小中原駐在所・加

茂小林區出張所等を設けて司法行政の事務を掌る。

中古本町の中宇野原口は三輪庄に屬し、倉見・黑木・戸賀・齋野谷・塔中・小中原は智和鄕に屬し後青柳の庄の中たり。明治維新後行政上宇野・原口・戸賀・黑木・倉見の五ヶ村を一區とし、小中原・塔中・齋野谷・及び今東加茂村の中なる桑原・小淵の五ヶ村を以て一區とし、役場を宇野・小中原の二村に設置せり。明治二十二年町村制實施に際し、桑原・小淵の二村を除き他の八ヶ村を合併して加茂村となす。爾來村勢大に進みしかば大正十三年七月一日町制を實施して加茂町と稱す。

○ ✓ □ 西加茂村

本郡の東北部に位し東は加茂川を隔てゝ東加茂村に隣り、北は倉見川を以て加茂町に對し、西及び南は天狗寺山・烏ヶ仙等を以て高田村及び神庭村に連る。

面積 一・一方里・戸數三八四・人口 二、一〇七人、西北部は山地なれども東南部は田畝開け、村民は概ね農業に從事し、特に養蠶業盛にして年々繭の產額多し。

中原・成安・百々・楢井・行重の五大字より成る。

中古美和鄕の內なりしが、此の鄕は後に三輪庄となれり。舊くは行重・百々・楢井・青山・成安・中原・下原の七箇村なりしが、後に下原は成安に、青山は楢井に併せられ、明治二十一年十二月之を合併して西加茂村と命

名し翌年村制を實施せり。

○レ□東加茂村ノ

苫田郡の東北部に偏して東は鳥取縣八頭郡那岐村に隣し、西は加茂町・西加茂と相對し、南は勝田郡廣戸村と瀧尾村とに接し、北は上加茂村に連る。

面積 一・九方里・**戸數**三七九・**人口** 一、五四一人にして、村の東北境は山岳蜿蜒として一般に傾斜地なれども、本村の西部及び中央部は平地をなす。加茂川は源を阿波村に發し、上加茂村を貫流して村の西南部を迂回し、其間倉見川・沖田川・津川川を合せて瀧尾村に入る。村民の大部分は農業に從事し、副業として盛に養蠶を行ひ、商業は桑原の一村に行はる。

小淵・桑原・公鄕・下津川の四大字より成る。

大字公鄕は他三大字を合せたるよりも面積人口共に多し。往時は各大字は各々一村をなし、中古は賀茂鄕にして後公鄕鄕と稱せられ。青柳の庄に屬し、明治二十二年町村制實施に際し合併して東加茂村と稱す。

○レ□上加茂村ノ

本郡の東端に位し作因の國境に在り。東は物見峠を境として鳥取縣八頭郡那岐村及び富澤村に隣し、西は加茂

町に接し、南は東加茂村に北は阿波村に連る。

面積 二・三八方里・**戸數**三四六・**人口** 一、七六九人、村内山地多く平地少く四圍に起伏極りなき峻嶺を控へ、加茂川の清流は作因街道に沿ひて本村の中央を貫通す。村民の殆ど全部農林業に從事し、蠶業を營むもの亦少からず。

知和・青柳・山下・河井・物見の五大字より成る。

往時は各大字何れも一村をなし中古以降青柳・物見は青柳庄に、知和・山下・河井は公鄕鄕に屬せり。明治二十二年町村制實施の際合併して上加茂村と稱せり。

○レ□阿波村ノ

本郡の東北部に位し北は白山火山脈を以て鳥取縣八頭郡富澤村及び社村・佐治村に接し、西は大ヶ山を以て加茂町に連り、南は上加茂村に隣す。

面積 二・七一方里・**戸數**二〇六・**人口** 一、四〇〇人、中央に阿波川あり北より南に向ひて流る。此川に沿ひて東西に各一條の里道あり南は上加茂村に通ず。北方に險所越・八本越・江波越・黒岩越あり東に堂敷越・瀧谷越あり共に鳥取縣八頭郡に通ず。西に五輪原越・黒岩越ありて加茂町に通ず。村民の殆ど全部は農業に從事す。

本村は中古以降青柳庄中の一村にして、舊くより一村たりしを以て大字なし。村内に下澤・中・土居・大畑・尾所・大杉・大高下・竹之下の八部落あり。明治二十二年村制を實施す。

第二章　政治

第一節　戸口

（イ）現住戸數（各年十二月末現在調、數字記入無きは詳かならざるに由る）

	明治廿二年	同二十七年	同三十二年	同三十七年	同四十二年	大正三年	同八年	同十三年
二宮村	二八五戸	二八八戸	二九〇戸	二九一戸	三〇〇戸	二九五戸	二八六戸	三四二戸
院庄村	三一九	三一一	三一五	三三六	三三八	三三三	三五一	三七〇
芳野村	三五五	三六七	三七九	四〇一	四〇〇	四四三	四五四	四四〇
郷村	三五三	三六八	三六一	三五九	三〇九	三一六	三一一	三一五
大野村	四八七	四八〇	四八八	四八九	四七〇	四七〇	四七一	四七三
小田村	二六六	二六五	二六七	二六四	二六〇	二六三	二八一	二九七
中谷村	—	—	—	二八一	二七六	二七四	二六九	二七〇
富村	—	—	—	—	—	—	二六二	二七二
久田村	三五四	三五八	三五二	三五四	三五八	三五五	三五六	三七五

	明治廿二年	同二十七年	同三十二年	同三十七年	同四十二年	大正三年	同八年	同十三年
泉村	—	—	—	—	—	—	—	—
羽出村	—	—	—	—	—	—	—	—
奥津村	一九六	一九四	一九六	一九八	二〇一	二〇五	二〇五	二〇八
上齋原村	一七〇	一六二	一六五	一六八	一七四	一七四	一七二	一七二
津山町	三・三三三	三・四八二	三・六八二	三・八二〇	三・八八〇	四・〇五〇	四・一五〇	四・一五〇
西苫田村	—	—	—	—	—	—	—	—
一宮村	一九三	一九八	一九〇	一九〇	一九七	一九七	一九九	一九二
田邑村	三四二	三三八	三四三	三五九	三五〇	三五九	三五〇	三五〇
香々美南村	三四五	三四五	三四九	三四九	三四九	三四八	三四九	三四八
香々美北村	二八六	二八四	二八八	二九〇	二九二	二九二	二九二	二九二
津山東町	—	—	—	—	—	—	—	—
高野村	五四二	五六二	五八〇	五七四	五八八	六〇一	六〇五	六〇三
東苫田村	—	—	—	—	—	—	—	—
東一宮村	—	—	—	—	—	—	—	—
神庭村	—	—	—	—	—	—	—	—
高念村	二〇五	二〇二	二九三	二九八	二九〇	二九五	二九七	二九三
高田村	—	—	—	—	—	—	—	—
加茂町	四三	四三	四五二	四六一	四七五	五〇六	五四六	五四三

（ロ）本籍並現住人口數（各年十二月末現在調（但右は本籍人口左は現住人口）數字記入無きは詳かならざるに由る）

	明治廿二年	同二十七年	同三十二年	同三十七年	同四十二年	大正三年	同八年	同十三年
二宮村	一、五一〇 一、五一八	一、五七〇 一、五八八	一、五八八 一、五三五	一、六〇八 一、五五四	一、六六七 一、五二六	一、七三七 一、五八一	一、八六七 二、五四二	
院庄村	一、九一八 一、八九八	一、九二五 一、九〇二	一、九三二 一、九一〇	一、九五七 一、八五七	二、〇〇六 一、九一四	二、一一二 一、九一九	二、三六六 二、〇九二	
芳野村	二、〇八四 一、九〇二	二、一二六 一、九一五	二、一七二 一、九九一	二、二七一 一、九四九	二、三五八 二、〇二五	二、三五二 二、〇七一	二、五四二 二、二五二	
郷村	一、七一四 一、七〇四	一、七七六 一、八八一	一、八四一 一、七三二	一、八七〇 一、七〇五	一、八九五 一、七〇五	一、九二二 一、七七三	一、九四三 一、七一一	
大野村	二、〇九九 二、二六九	二、四四一 二、三九一	二、五九七 二、五四六	二、六二〇 二、五〇六	二、七六九 二、五九六	二、八七一 二、七七一	二、九九一 二、八五八	
芳野村	二、〇八四 一、九〇二	二、一二六 一、九一五	二、一七二 一、九九一	二、二七一 一、九四九	二、三五八 二、〇二五	二、三二五 二、二七二	二、四三七 二、二五二	
小田村	一、四三九 一、三〇〇	一、五一三 一、三二一	一、五二元 一、三三七	一、五四八 一、三四八	一、五七二 一、三五四	一、六五元 一、四〇九	一、七五五 一、四一五	
中谷村								

	西加茂村	東加茂村	上加茂村	阿波村	計
明治廿二年	三五〇	三四六	三〇五		
同二十七年	三五四	三四八	三一〇		
同三十二年	三六二	三六六	三三八	二〇九	
同三十七年	三七五	三九五	三三八	三一	
同四十二年	三七七	三九一	三四四	三三	
大正三年	三七七	三九三	三四五	二一九	
同八年	三七八	三六九	三四九	二一三	
同十三年	三八八	三七四	三三七	二〇四	

	富村	久田村	泉村	羽出村	奥津村	上齋原村	津山町	西苫田村	一宮村	田邑村	香々美南村	香々美北村
明治廿二年		一、七一〇 一、六一八								一、六八八 一、六五二	一、六三 一、五七八	
同二十七年		一、八三六 一、八五三								一、七九八 一、七四三	一、七九九 一、六八七	
同三十二年	一、五〇二 一、五〇三	一、八三一 一、八六五			九四九 一、〇〇四	八五七 九二七	一、四三五六 一、三九三		九八九 九九八		二、〇一七 一、九四一	一、四六三 一、四四八
同三十七年	一、六七八 一、六一九	一、八八七 一、八〇九			九六三 九二九	九四七 九六五	一、五〇三 一、三九〇	一、七五五	一、〇五七 一、〇四〇	一、四六〇 一、二四〇	一、九四七 一、八〇九	一、六三二 一、五九六
同四十二年	一、七七五 一、七二五	一、八八七 一、八〇九	一、二三 一、四七	一、〇九七 一、〇四二	一、〇〇六 一、〇四一	一、〇九四 一、〇二一	一、六〇〇三 一、五〇四八四	一、二三 一、〇九	一、〇五五 一、〇三三	一、〇三七 一、八四〇	二、〇三七 二、〇一一	一、七三一 一、六九九
大正三年	一、八七三 一、七〇九	一、一三六 一、〇〇五	一、二三 一、三四	一、〇八三 一、〇九一	一、一三三 一、一三三	一、一三三 一、一六二	一、七一〇 一、六一〇	一、八九八 一、九一四	一、一〇七 一、〇四七	一、一六六 一、九六八	二、〇三七 二、〇一一	一、八八四 一、八一九
同八年	一、九六三 一、九一七	一、一三八 一、〇九五	一、二三 一、三四	一、〇八三 一、〇九一	一、一九八 一、二四七	一、二三三 一、二六二	一、七一〇 一、六一〇	一、七五九 一、七四七	一、一〇七 一、〇四七	一、一六六 一、九六八	二、〇三七 二、〇一一	一、八八四 一、八一九
同十三年	一、九六三 一、九一七	一、一三八 一、〇九五	一、二三 一、三四	一、〇八三 一、〇九一	一、一九八 一、二四七	一、二三三 一、二六二	一、七一〇 一、六一〇	一、七五九 一、七四七	一、一〇七 一、〇四七	一、一六六 一、九六八	二、〇三七 二、〇一一	一、八八四 一、八一九

	津山東町	高野村	東苫田村	東一宮村	神庭村	高倉村	高田村	加茂町	西加茂村	東加茂村	上加茂村	阿波村	計
	二・九二二	二・四九二				一・二四九	一・九二三	一・九八八	一・九一二		一・四六六		三・二五
	二・八八三	二・五一三				一・二三二	二・〇六二	二・一〇六	一・八六七		一・五五二		三・〇八二
	三・二一四	三・〇一四				一・四六五	一・九八八	二・一〇六	一・九三三		一・五五三		三・二九七
	三・二八八	三・〇五四				一・三三八	二・一〇六	二・一〇六	一・八六七		一・五九四		三・三三
	一・四一八					一・八〇四	一・二三二	一・九八一	一・九六五		一・六〇三	一・六八	三・八七三
	一・二六三					一・六七七	一・八一	一・九〇一	一・九六五		一・七九八	一・四三	三・六四九
	二・〇二四	二・二三八				一・九一五	二・〇五二	二・一〇六	二・一〇六		一・七〇一	一・二〇〇	三・〇八二
	三・〇四八	三・四八七				一・九三〇	二・八五二	二・一〇六	二・一〇六		一・七四一	一・一四九	三・二五
	一・四八〇	一・四五一				一・八三	一・五六四	二・〇七一	二・〇七一		一・七四一	一・一四九	三・二〇九
	三・〇四八	三・四〇四八				一・七〇六	一・六三四	二・四九三	二・一三三		一・七四一	一・二五二	三・二九七
	一・五六一	一・四五七				一・七〇六	一・六三四	二・四九三	二・一三三		一・七四一	一・二五二	三・二九七
	三・八〇三	三・四〇四八				一・七〇六	一・六三四	二・四九三	二・一三三		一・七四一	一・二五二	三・二九七
	三・八八六	三・八六三				一・八六三	一・四五五	二・四九三	二・一三三		一・七四一	一・二五二	三・二九七
	三・八七三	三・六四九				一・八六三	一・四五五	二・四九三	二・一三三		一・七四一	一・二五二	三・二九七
	四・二二九	三・八〇〇				一・九四五	一・六〇八	二・四九三	二・一三三		一・七四一	一・二五二	三・二九七

第二節　官　衙

（一）苫田郡役所

（イ）沿　革

明治十一年十月一日、郡區町村編制法に依り、郡役所を左記の通り設置し、其の管區を定む。

西西條郡役所を同郡竹田村に設置し、同郡五十一ヶ村を管轄せしむ。

西北條・東南條郡役所を西北條郡津山町に設置し、西北條郡津山三十六ヶ町・二十二ヶ村及び東南條郡七ヶ町十三ヶ村を管轄せしむ。

東北條郡役所を同郡綾部村に設置し、同郡三十一ヶ村を管轄せしむ。

明治二十七年四月一日、西西條郡役所、東北條郡役所を廢し、西西條・西北條・東南條・東北條郡役所を津山町大字山下に設置す。（舊西北條・東南條郡役所廳舍使用）

明治三十三年法律第二十八號に依り郡制施行の結果、同年四月一日、西西條郡・西北條郡・東南條郡・東北條郡を廢止し、其の區域を以て苫田郡となし、苫田郡役所を津山町大字山下に設置す。（舊西西條郡外二郡役所廳舍

使用）

大正十二年三月三十一日郡制廢止。

大正十五年六月四日、勅令第百四十七號を以て、地方官々制改正の結果、同年六月三十日、郡役所廢止。

（ロ）郡長の職務權限

地方官々制に依る、郡長の職務權限左の如し。

□ 地方官々制（抜萃）

第三十二條　各郡に左の職員を置く。

郡長　奏任　郡書記　判任　郡視學（專任一人）判任

第三十三條　郡長は知事の指揮監督を承け、法律命令を執行し郡内の行政事務を掌理し、部下の官吏を指揮監督す。

第三十四條　郡長は行政事務に付其の部内の町村を指揮監督す。

第三十五條　郡長は町村の處分にして成規に違ひ、公益を害し又は權限を犯すものありと認むるときは、其の處分を取消し又は停止することを得。

第三十六條　郡長は部下の判任官の進退を知事に具申することを得。

第三十七條　郡長は法律命令に依り又は知事より委任せられたる事件に付郡令を發することを得。

第三十八條　郡長事故あるときは上席郡書記其の職務を代理す。

第三十九條　郡長は郡の官吏をして其の事務の一部を臨時代理せしむることを得。

第四十條　郡書記の定員は内務大臣の認可を經て知事之を定む。

郡書記は郡長の指揮を承け庶務に從事す。

第四十一條　郡視學は郡長の指揮を承け學事視察、其の他教育に關する庶務に從事す。

第四十二條　知事は必要に應じ郡に技手を置くことを得。

技手は判任とす、郡長の指揮を受け技術に從事す。

□ 分課及分掌事務

明治三十二年八月一日、郡役所處務細則を改正し、左の通り分課し、其の掛名を定む。

第一課　秘書掛　會議掛　庶務掛　兵事掛　社寺掛　受付掛　印刷掛

第二課　農商掛　地理掛　山林掛　土木掛　衛生掛

第三課　學務掛

第四課　會計掛　縣稅掛

明治三十八年六月十九日、更に處務細則を改正し、分課及び其の事務事項を左の通り定む。

庶務掛

一、文書の往復及記錄編纂に關する事項
一、官印及役所印の管守に關する事項
一、褒賞に關する事項
一、議員選擧に關する事項
一、町村其他公共團體の行政監督に關する事項
一、兵事に關する事項
一、社寺及宗教に關する事項
一、名勝舊蹟に關する事項
一、民籍に關する事項
一、衛生に關する事項
一、官吏の恩給扶助に關する事項
一、官吏吏員の進退身分に關する事項
一、廳中の規程に關する事項

苫田郡役所

勸業掛

一、小使給仕の監督に關する事項
一、津山公園に關する事項
一、印刷に關する事項
一、人口衛生統計に關する事項
一、外國人に關する事項
一、漂流物に關する事項
一、社會事業に關する事項
一、其の他の主管に屬せざる事項

一、農工商に關する事項
一、森林原野及水產魚獵に關する事項
一、度量衡に關する事項
一、土木に關する事項
一、地理に關する事項
一、畜產家畜の衛生に關する事項
一、獸醫及蹄鐵工免許狀に關する事項

一、氣象觀測に關する事項
一、勸業統計に關する事項
一、礦業に關する事項

學務掛
一、教育學藝に關する事項
一、學事視察に關する事項
一、町村立學校職員の進退身分に關する事項
一、學事統計に關する事項

會計掛
一、國庫費の會計に關する事項
一、縣經濟に屬する收支出納に關する事項
一、雜部金の出納に關する事項
一、物品出納保管に關する事項
一、郡經濟に屬する收支出納及物件保管に關する事項

（八）歷代郡長

郡役所設置以來歷代郡長の任年月日及び氏名左の如し。

□ 西西條郡の部

明治十一年十月一日　任官　小澤　泰

□ 西西條・西北條・東北條の部

明治二十七年四月一日　任官　岡田　磐

□ 苫田郡の部

明治三十三年四月一日　任官　岡田　磐
明治三十五年八月　任官　小澤　泰
明治三十九年五月　任官　並河良行
明治四十一年三月　任官　一山昌衛

□ 西北條東南條郡の部

明治十一年十月一日　任官　結城　秀伴
年月日不詳　任官　上村　行業
明治廿二年一月廿三日　任官　手代木勝任
明治四十二年四月　任官　久山知政
大正八年十一月　任官　村松翠之助
大正十二年二月　任官　小沼敬三郎

□ 東北條郡の部

明治十一年十月一日　任官　河合源五郎
年月日不詳　任官　水野　漸

（二）郡書記

明治十一年十月郡役所設置以來、明治二十七年七月迄の郡書記氏名左の如し。

□ 西西條郡の部

中島　衛　樫野伴四郎　神西　少麿　土居梁一郎　櫻井　廣政　日笠雄治郎

櫻井　徹　河田　繁穗　河田　保勇
石原　豊松　櫻井　直方　原　基
水田本五郎　池田半三郎

□西北條・東南條郡の部

植月　茂美　神村　信卿　土居　通信　渡部春次郎　本多富次郎　廣瀬　義一
西尾　勝任　吉田　道正　水島　曆藏　矢吹　正則　西田　恒充　辻　明倫
宮田　登　丹澤　齊藏　松永休次郎　橋本源五郎

□東北條郡の部

飯塚　寛　小田　源吾　安黒　基　難波　渉　岸本　熊逸　田口教治郎
廣川　濟　多胡　正平　中島　鰐明　田中永次郎　矢内　重愛　河野　壽平
砂田　槌松　行森伊七郎　荒井幸次郎　荒木　某

□西西條・西北條・東南條・東北條郡及び苫田郡の部

明治二十七年四月一日より大正十五年六月郡役所廢止に至る、西西條・西北條・東南條・東北條郡書記竝に苫田郡書記任免年月及び氏名左の如し。

任命年月	退職轉任等年月	勤務課掛	備考	氏名
明治二十七年四月	明治三十一年十一月	第一・三課	西北條東南條郡書記ヨリ轉任	堀　庸一郎

同　月　明治三十一年六月轉任　第二課　西々條郡書記ヨリ轉任　柴田武夫
同　月　明治三十五年八月　第三・二・一課　東北條郡書記ヨリ轉任　平井圓治郎
同　月　明治三十二年　第三課　西北條東南條郡書記ヨリ轉任　本澤信美
同　月　明治二十七年四月　第二課　仝　上　世津谷祥策
同　月　同　月　非職　第三課　東北條郡書記ヨリ轉任　上田芳藏
同　月　明治二十七年九月非職　第二課　仝　上　小原正形
同　月　明治四十一年一月死亡　第二・三・四課　西々條郡書記ヨリ轉任　溝口義之
同　月　明治四十五年六月死亡　第一・四課　西北條郡書記ヨリ轉任　尾上政繼
同　月　不　詳　第二課　東北條郡書記ヨリ轉任　新井幸次郎
同　月　明治四十二年一月休職　第二課　西々條郡書記ヨリ轉任　島田秀和
同　月　明治二十九年　第二課　西北條郡・東南條郡書記ヨリ轉任　久下美澄
同　月　明治二十八年三月非職　第二課　仝　上　相田　貞
同　月　明治二十七年九月　第一課　西々條郡書記ヨリ轉任　押阪賢義
同　月　明治二十七年十月　第二課　西北條郡書記ヨリ轉任　廣瀬清次郎
同　月　明治二十七年四月　第三課　東北條郡書記ヨリ轉任　多胡榮次郎

同　月	第三課	西北條東南條郡書記ヨリ轉任	橋本春治郎
同　月	第一課	仝　上	衣笠大藏
同　月	第四課	西々條郡書記ヨリ轉任	上村峯五郎
同　月	第二課	仝　上	内田豊治郎
同　月	第一課	東南條西北條郡書記ヨリ轉任	本田　尚
同　月	第二課	仝　上	小瀬三男
同　月	第二・一課	東北條郡書記ヨリ轉任	岡崎鐵吉
同　月	第一課		三好勘五郎
同　月	第三課		日下行寛
同　月	第一課		竹内定省
同　月	第二課		仁木義家
同　月	第三課		平井湛治
同　月	第一課		伊賀武市
同　月	第二課		坂井道太郎
同　月	第二課		佐藤素彦

明治二十九年一月	第四課		高橋槌治郎
明治二十九年八月	第一課		水島太作
明治二十九年五月	第二課		高橋健助
明治三十年八月	第三課		有木虎夫
明治三十一年一月	第二課		藤岡繁太郎
明治三十一年六月	第一課		岡本憲吾
明治三十一年七月	第一課		堀江　建
明治三十一年七月	第二・一課		杉山八十一
明治三十一年八月	第一課		水島南平
明治三十一年十一月	第一課學務・庶務掛		坂手盛夫
明治三十二年五月	第一課		佃　簾次
同　月	第四・一課		上原蘇平
明治三十三年八月	第二・一課		三好勘五郎
明治三十四年四月	第一・二課		土居通孝
明治三十五年五月	第四・一課庶務掛		柳　正義
明治四十年十一月	第三課		高橋槌治郎
明治三十九年八月	第一課		水島太作
明治二十九年五月	第二課		高橋健助
明治三十五年三月	第三課		有木虎夫
明治四十年十一月	第二課		藤岡繁太郎
明治三十七年七月	第一課		岡本憲吾
明治三十一年八月	第一課		堀江　建
明治三十五年六月	第二・一課		杉山八十一
明治三十二年三月	第一課		水島南平
大正三年九月	第一課學務・庶務掛		坂手盛夫
明治三十五年四月	第一課		佃　簾次
明治三十五年	第四・一課		上原蘇平
明治四十一年四月	第二・一課		三好勘五郎
明治四十年八月	第一・二課		土居通孝
大正十五年六月廢官	第四・一課庶務掛		柳　正義

明治三十五年六月	大正十二年三月	第四課
明治三十五年九月	明治三十九年九月	第三課
明治三十五年十二月	大正十三年十二月	第一課庶務・學務・勸業掛
同　年　月	明治三十六年六月	第一課
明治三十六年七月	大正二年三月	第四課
明治三十七年五月	明治四十年五月	第一課
明治三十七年八月	明治三十八年六月	第一課
明治三十八年九月	大正九年十月	庶務掛
明治四十年九月	大正十二年二月	會計掛
明治四十年十一月	大正十二年一月	會計・庶務掛
明治四十一年二月	大正元年十一月	勸業掛
明治四十一年四月	大正十五年六月廢官	會計・勸業掛
明治四十一年四月	大正十五年六月廢官	會計・庶務掛
明治四十一年五月	大正十三年十二月	會計・勸業掛
明治四十二年一月	大正十五年六月廢官	庶務掛

田中義企	同	學務掛
池上登士雄	同　月休職	會計掛
上原良助	大正元年十一月	勸業掛
池上利一郎	大正二年三月	庶務掛
片山森平	大正二年三月	學務・勸業掛
佐久間盛亨	大正三年九月	庶務掛
河內卓平	大正五年十月	勸業掛
河野幸助	同　月	學務・會計・庶務掛
小林勇治郎	大正六年十二月	庶務掛
前田源四郎	同　年　月	會計掛
岡田杢平	大正七年十二月	庶務掛
竹久公美	大正七年五月	會計掛
金戶卓	大正七年十二月	會計掛
中島百茂	大正八年十二月	勸業・庶務掛
河田博	大正九年六月	勸業掛
	大正九年十一月	勸業・庶務・會計掛
	大正十二年二月	

檜山房治	明治四十五年六月	同　月休職
永禮三平	大正元年十一月	同　月廢官
田淵保美	大正二年三月	勸業掛
保田九一郎	大正二年三月	庶務掛
香山正榮	大正三年九月	學務・勸業掛
平尾恒久	大正五年十月	庶務掛
岸信男	同　月	勸業掛
妹尾藤吉	大正六年十二月	學務・會計・庶務掛
山根寬江	大正七年五月	庶務掛
河本隆	大正七年十二月	會計掛
川端擔夫	大正八年十二月	會計掛
井上賴衛	大正九年六月	勸業・庶務掛
武川笹一	大正九年十一月	勸業掛
前原久壽治郎	大正十二年二月	勸業・庶務・會計掛
	大正十五年六月廢官	

（ホ）郡視學

明治三十三年四月郡視學制度設置以來郡視學の任免年月氏名等左の如し。

任命年月	異動年月	氏名
明治三十三年四月	明治三十九年二月死亡	齋藤敬止
明治三十九年二月	明治四十二年八月兒島郡視學に轉任	喜多島虎二
明治四十二年八月久米郡視學より轉任	大正六年四月勝山高等女學校長に轉任	出道直
大正六年四月兒島郡視學より轉任	大正九年六月岡山縣視學に轉任	垣見秀男
大正九年七月上道郡視學より轉任	大正十三年四月御津郡視學に轉任	大守勇
大正十三年四月小田郡視學より轉任	大正十四年一月岡山縣視學に轉任	白神壽
大正十四年一月吉備郡視學より轉任	大正十五年六月廢官	杉山宇三郎

（ヘ）郡技術員

郡技術員任免年月及び氏名等左の如し。

任命年月日	轉退職年月日	主管事務	職名	氏名
明治四十三年八月死亡		米穀檢査	苫田郡技手米穀檢査理事	片山祐七
大正十五年六月		同	仝上	押阪正義
大正十年三月		蠶業	苫田郡技手	千葉廣右衛門
大正九年十一月		農業	仝上	武川笹一
大正十二年二月		畜産	苫田郡農業技手	坂手晉
大正十四年三月		林業	苫田郡技手	香山正榮
大正十二年三月		土木	仝上	牛島哲郎
大正十三年三月		蠶業	苫田郡產業技手	山本岩三郎
大正十四年三月		農業	仝上	香山敏郎
大正十二年三月		畜産	苫田郡產業主事補	山本友三郎
大正十五年六月		產業組合	苫田郡技手	江口質
大正十四年		蠶業	仝上	宇多田泰熊
大正十五年六月		蠶業	仝上	小島杉門

（二）町村役場

本郡は三町二十八ヶ村より成れり。今左に役場所在地及び吏員氏名等を表示せん。

（イ）各町村役場所在地

町村名	役場位置	津山町との距離
		里 町
二宮村	字宮東	一、〇二
院庄村	大字院庄	一、二一
芳野村	大字古川	二、一三
鄕村	大字薪森原	三、〇三
大野村	大字圓宗寺	三、〇〇
小田村	大字上森原	三、三一
中谷村	大字入	三、二九
富村	大字富西谷	八、〇〇
久田村	大字久田下原	六、〇七
泉村	大字女原	七、二五
羽出村	大字羽出	九、二二

奥津村	大字奥津川西	九、二九
上齋原村	字本村	一一、三二
津山町	大字京町	〇、二五
西苫田村	大字惣社	二、〇〇
一宮村	大字東田邊	一、三一
田邑村	大字上田邑	三、〇〇
香々美南村	大字香々美	五、一四
香々美北村	大字大町	〇、一八
津山東町	大字川崎	二、〇〇
高野村	大字高野本鄕	一、〇〇
東苫田村	大字志戸部	一、二五
東一宮村	大字東一宮	三、〇二
神庭村	大字綾部	二、〇八
高倉村	大字下高倉東	二、〇九
高田村	大字下横野	

加茂町　大字小中原　六、一二八
西加茂村　大字中原　五、三三
東加茂村　大字桑原　五、〇七
上加茂村　大字知和　七、二九
阿波村　字小畑　九、一八

（ロ）町村制實施以降町村長助役氏名一覧表

（現任者は次項（ハ）の部に記載しあるを以てこれを省く但現任者中以前就任せし者は現在のみ記載し以前はこれを省く）

町村名				
二宮村	町村長	久山猪八郎	大橋千之輔	脇山義孝
		中岡慶一郎	柳正義	杉山典之
院庄村		江川義知	服部謙吉	岸川茂右衛門
		中島百茂		
芳野村		河田敬正	片岡徳太郎	岡重郎
		坂手盛夫	河田藤市	坂手義誠
		河田保勇	佃稔	河田有弘
郷村		西村政治郎	西村隆慶	井上彦治郎
		村上信五郎	岸忠佐久	日笠平吉
大野村		櫻井直方	櫻井哲	櫻井徹
		日笠省	金田正志	寺岡雄平
		寺岡幾藏	瀬島伴平	
小田村		山本鹿治郎	北山光藏	高田國三郎
		北山伊五郎	山本忠一	田淵和市
		高田徳一郎		
	助役	脇山義孝	中岡慶一郎	正本光則
		脇山榮治郎	今井周義	日下禮行
		塚田與惣治		
		朝比奈尚義	服部謙吉	田淵光太郎
		青木勘治	日原熊治郎	杉山喜一郎
		岸川茂右衛門	池田幸右衛門	落合龍吉
		坂手義誠	岡重郎	河田藤市
		池田佐久藏	杉本彌市郎	宗森榮藏
		相馬藤市	福田雷治郎	
		坂手光平		
		片山祐七	岸辰五郎	西村隆慶
		中谷長十郎	井上誓一	井上彦治郎
		岸信男	西村哲平	池田耕作
		櫻井哲	日笠義則	日笠省
		金田正志	寺岡雄平	藤田益長
		寺岡幾藏	櫻井源治郎	瀬島伴平
		藤田博一	池上登士雄	
		北山光藏	山崎茂市	高田國三郎
		北山伊五郎	居森利市	田淵和市
		山本勝平	高田徳一郎	松本茂登治

中谷村

木村　章治　中江喜志造　田中喜太郎　山崎孝四郎

中江　政之　赤木　胤俊　中江直治郎　中江　正則　中江直治郎　赤木　胤俊

木村　官　宗本　素男　岡田柳三郎　岡田柳三郎　宗本　素男　木村　官

富村

押坂虎太郎　香山　賢明　山崎齋三郎　中江森次郎　香山　賢明　山崎　久道

押坂　義道　押坂　賢義　山崎　久道　押坂　義壽　香山　賢俊　押坂　正義

小田　義知　森　十太郎　押坂　正義　山崎　半藏　難波　武道　山崎　武道

山崎　正基　山崎　半藏　難波　武道　爲本　正晴　難波牛太郎

押坂　義倫

泉村

久田村

本庄德治郎　牧野　右一　奥　瀧藏　瀬尾竹治郎　日笠平七郎　奥　瀧藏

日笠平七郎　本庄幸太郎　牧野千眞太郎　石原吉太郎　本庄幸太郎　牧野千眞太郎

石原　良平　奥　松藏　廣戸　義一　瀬尾　國三　妹尾孫四郎　石田儀太郎

牧　菊市　水田　榮作　馬場　正敎　水田　榮作　馬場　正信　馬場　正敎

坂手貞太郎　坂手　雄登　竹内喜多市　常重來太郎　駒井　重城

水田利平治　菊井僚三郎　大林常四郎　坂手貞太郎　常重織太郎　馬場　茂美

馬場　茂義　池田富治郎

羽出村

坂手　雄登　伊丹荒太郎　清水　長平　沖田　準平　景山　薫　澤田　運平

光永善治郎　伊丹磯治郎　武本岩太郎　清水　長平　藤原金太郎　武本岩太郎

伊丹　愼孝　伊丹　政雄　伊丹磯治郎　永田　集作　和田　壽市

井上　俊夫　武本　源逸

奥津村

牧野絹治郎　牧野儀太郎　光永善治郎　光永善治郎　三浦藤治郎　田中實太郎

光永保太郎　光永　東平　友保權右衛門　光永保太郎　光永　東平　友保權右衛門

光永辰太郎　田中楠太郎　田中楠太郎　光永辰太郎　牧野彌三郎

難波平三郎　水田　義夫　水田卯十郎　友保　菅一　難波平三郎

石原定治郎　光永　寛藏　水田　義夫　難波　賴平　石原　儁也　石原定治郎

光永　寛藏　水田豊太郎　水田　美夫

友保　知　友保　知

藤木勇治郎　藤木　類藏　柳井　萬作　三船實治郎

上齋原村

柳井　正信　柳井　萬作　藤木勇治郎

藤木卯太郎

津山町　齋藤　元　江口　繼男

小澤　泰　三好　次男　安東久次郎

結城　秀哉　三浦　達夫　飛田　謙藏

西苫田村　橋本嘉一郎　和田勇次郎　畑　信好

伊賀　武市

一宮村　有木　武雄　中尾　虎治　有木　一朔

妹尾利太郎　矢野　光一　賴經利佐治

田邑村　水島　義宣　土居　通庸　小林小太郎

柳井槌五郎　藤木卯太郎　柳井嘉太郎

柳井　保

馬場　認　植月　茂美　江口　繼男

平尾　恕吉　蟾川　湊　茂渡廣治郎

井汲　直貞　多田　誓一　有木　武雄

柴田　武夫　伊賀義太郎　那須　柯

羽田房五郎　屋内　重愛　和田勇次郎

伊賀滿一郎　小林定治郎　伊賀　武市

清水　敬信　清水　磐根　和田　義一

平尾　文平　植月　郁二

中島　賴明　中尾　虎治　矢野勝四郎

有木　一朔　矢野　光一　賴經利佐治

妹尾利太郎　武川　生

杉本　弘盛　田口德一郎　土居　通庸

水島茂一郎

香々美南村　中島　源治　後藤猪四郎　小瀨　政彦

小坂　龍市　林　宗治郎　青井朝治郎

藤岡繁太郎

香々美北村　瀨谷敬太郎　難波專太郎　三村　官平

津山東町　兒島宗治郎　毛受　則政　兒島　高濤

香山幸太郎　兒島房太郎　秋山長治郎

玉置圓治郎　尾島種治郎　下山武四郎

秋山　源吉　春名　藤平

高野村　神田　篤　保田　直一　岸本種次郎

高橋　健助　中島大次郎　保田幾次郎

水島茂一郎　土居貞次郎　田口寄文治

中島　百茂　水島濱五郎

田淵武一郎　衣笠八郎平　林　宗治郎

坂田源治郎　矢野　浪治　後藤源治郎

藤岡繁太郎　田口　梁兵　中島　政雄

和仁勝太郎

難波房治郎　三村國五郎　瀨谷敬太郎

難波政治郎

毛受　則政　秋山長治郎　香山幸太郎

下山　種藏　井上幾治郎　玉置圓治郎

尾島種治郎　田口堅四郎　下山武四郎

千田　勇　下山　美登

西野愛治郎

保田　定貫　大谷　濟　高橋　健助

仲矢　禎藏　神田　健雄　牧　柳平

東苫田村

廣瀬　義典　田口牧五郎　廣瀬清治郎
田口　重敬　廣瀬　周平　竹内林太郎
野尻　通雅　仁木　永祐

東一宮村

中島　靜江　中島　歸一　永禮啓四郎

高倉村

井上佳傳治　香山貞四郎　米井仁二郎
田口牧五郎　金谷仙五郎　下山貞四郎
影山　一雄　木多　茂　香山和一郎
上野萬二郎

影山曾登一　保田實太郎　高橋　瀨重
近藤義三郎　保田德三郎　神田　春夫
牧　住治　高橋孫四郎　香山　竹治
松田茂右衛門
田口牧五郎　仁木麻四郎　福田多十郎
廣瀬　周平　田口　重敬　河野　幸介
竹内林太郎　野尻　通雅　福田駒次郎
福田　嶺藏　永禮紋治郎
中島　歸一　仁木　萬吉　仁木六郎平
永禮啓四郎　太田龜四郎　岡田　嘉作
武川　浪治　米井仁二郎　山本猪平太
下山貞四郎　江川　武市　木多　茂
江川　熊夫　影山　盤　高山　岡一

神庭村

多胡兼四郎　竹内金平治　早瀨今四郎　多胡　嘉平
多胡　嘉平　竹内　耕市　竹内金平治　早瀨今四郎　多胡　嘉平
竹内　耕市　早瀨　眞八

高田村

安黑　基　安黑　盛人　竹内金平治　早瀨今四郎　多胡　嘉平
田口敎治郎　長瀨　正心　早瀨　森藏　竹内　耕市　早瀨　眞八
高山　毫夫　安黑　篤　多胡藤次郎
小林小太郎　長瀨　正心　田口淳太郎

加茂町

牧　孝太郎　美土路脩之　小林小太郎　前原福四郎　小林善次郎　山根　談平
福原　嘉之　小林小太郎　安黑　益治　田口　四郎　田口七太郎
坂手順一郎　山本理之吉　山本　九郎

西加茂村

原田政治郎　平井圓治郎　寺坂藤治郎　久永虎一郎
內田金五郎　仁木伊之七　柳　正義　仁木　藤逸　垂井好太郎　內田金五郎
小林小太郎　尾島　茂若　中塚蔦一郎　岡田榮三郎　內田助治郎
豊田　貢　福原　嘉之　尾島　茂若
上原　良助　鍋島　新作　田村孫太郎　鍋島　新作　前原孫四郎
上原　蘇平　田中森太郎　豊田　治作　田中森太郎　立石　兼吉　大杉正十五
多胡　嘉平　有元　順一

河田　博

上加茂村　石原　齋逸　内田　稻積　内田　龍平
　　年岡　兼吉　　北村理三郎　倉本幸治郎　年岡　兼吉

阿波村　茂上　喜作　赤木茂市郎　寺坂桂太郎　　水島　貢　　岡　勘十郎　智和竹之丞　小原豊太郎
　　小椋　平吉　石田九一郎　日下　行寛　　寺坂　源輔　赤木茂市郎　石田九一郎
　　寺坂高太郎　小椋一治郎　　藤原丈治郎　寺坂速太郎　寺坂高太郎
　　小椋一治郎　戸井　光雄

（八）町村吏員一覧表　（昭和二年二月十五日現在）

町村名	町村長	助役	收入役	書記	技師技手技術員
二宮村	小原謙吉	今井周藏	萩原儀太郎	谷口歸一	二木美義
院庄村	杉山八十一	大山甚太郎	高橋十治郎	森内俊治	高橋聰之　早瀬等
芳野村	椋代佐一郎	高橋勇	中塚勇平	椋代茂明	小川喜一　坂手勇
鄉村	西村哲平	杉山園治	井上盛市	日笠聖二	中西敏郎　田秀夫
大野村	池上登士雄	（欠員中）	佐藤利一	井上實	
小田村	山崎孝四郎	内田柳三郎	北山壽	齋藤正一	大志萬準逸
中谷村	宗本素男	牧野賴太郎	池田登	金島俊雄	吉岡人之影山茂夫
富村	（欠員中）	森啓一	井上茂樹	井上義久	鳥取義雄
久田村	岡田嘉名一	小林清市	山崎壽道	押阪義雅	岡田增夫　奥豊
泉村	馬場茂美	坂手敦次郎	船引健一	堀井義雅	
羽出村	伊丹磯治郎	成瀨千代一郎	福井保雄	福井朝榮	赤穗久治
奥津村	友保知	光永琢麿	森永靖志	小澤田久太郎	井田雄一
上齋原村	柳井保	三船明雄	藤木正之	小椋親明	難波保正　若原巍
					藤木武雄

湯淺譽志　内田慶志　木村純久　内田慶志　植月重一　大谷置幸留丈夫　玉島孕石　一三一夫　光井一夫　石原正朔　牧野正朔

津山町　小沼敬三郎　太田清三郎　苅田時四郎

西苫田村　和田義一（欠員中）　田口四郎　前原繁貫　林苅田恭三郎　太田隆重

一宮村　武川生　杉浦智雄　有木勝見　中尾庸盛　河野博　相田義太郎　片山猪四郎　織田静治郎　杉山林四郎　倉田熊一　竹内尾彌三郎　河野仲一　原律平　原昌操　佐々木良雄

田邑村　田口寄文治　高畑京三郎　鳥取壽夫　水島有伴　青井秀朝　妹尾一二　土屋計精　岡男　宗安景一　山覺登　光永松一郎　山形一郎　武田英雄　松尾源太郎　木原伊佐久　新免輝義　竹井寛一郎　産賀虎雄　大林實　道雄一　小坂藤田一雄　香々美南村　香々美北村　香山竹治　岸本雙一　松尾嵐一　岸本駒一　畑居英一　土居市平

津山東町　千田勇　井上義夫　竹内熊治郎　新免圓平　新免竹井寛一郎　産賀虎雄　大林實　道雄一　小坂藤田一雄　三木幹勇　香山竹治　岸本雙一　松尾嵐一　岸本駒一　畑居英一　土居市平

高野村　保田九一郎　香山竹治　岸本雙一　松尾嵐一　岸本駒一　畑居英一　土居市平

東苫田村　廣瀬壽治　北原力雄　永禮紋治郎　山下義正　河井兵太　中江登也　福田徹

東一宮村　岡田杢平　永禮甚内　松村宇一　井上繁男　長尾孫一　竹内定正　藤森利市　新田薫一　下山一　高山岡一　下山一　片岡英男　奥田登　眞木猶好　寺坂茎孟　牧

神庭村　竹内定省　菅田三二　田口淺次郎　早瀬進

高倉村　江川熊夫　影山盤

高田村　山根英四郎　高山正德　田口正一　片岡英男　奥田登　眞木猶好　寺坂茎孟　牧

加茂町　難波庄一　山田政夫　前田茂　兵藤定雄　佐藤逸隆　寺坂茎孟　牧

西加茂村　柳正義　垂井正平　三浦賤夫　仁木均　町田晉吉

東加茂村　木村壽平　大杉正十五　池内美則　佐々木亮逸　岡田亮

上加茂村　岡勸十郎　妹尾灘　小原嘉平治　木元穗平　石原宗治　能勢要太郎　日名義男

阿波村　戸井光雄　缺員中　岸本重作　南都軍太郎　藤本義雅　河野源左衛門

（三）津山警察署

（イ）沿革

舊津山藩時代に於ては警察事務は主として町奉行の所管に屬し、これが奉行屋敷は津山町大字田町三十一番地に在りしが、明治四年十一月津山縣を廢し北條縣を置き美作一圓を管轄するに至り、縣廳（縣廳舍は津山男子尋常高等小學校所在地に在りき）に聽訴課を置き、舊藩時代の町奉行屋敷に屯所を置き、以て警察の事を管掌せしめたり。これ實に津山警察署の濫觴なりと謂ふべし。これと同時に、勝山・久世・桑村・弓削・勝間田・倉敷・勝加茂・西上・綾部・竹田の十箇所に分屯所を設け、邏卒を置きて統轄せしめたり。

明治九年四月北條縣を廢して岡山縣に合併すると同時に屯所邏卒を廢し、警部・巡査等を設く。この時始めて中村忠順警部に任せられ、第四部津山出張所長となる。

明治十二年津山警察署と改稱し、西北條・東北條の二郡及び久米南條郡の內、現今の佐良山・福岡兩村を直轄し、勝間田・倉敷・古町・廣戸・綾部・竹田・弓削・桑村・勝山の九箇所に交番所を置き統轄す。

明治十六年四月、勝山・坪井・弓削・勝間田・英田の五箇所に分署を置き、西北條・東南條の二郡、久米南條郡の內佐良山・福岡兩村、勝南郡の內河邊村を管轄す。

明治十九年九月、各郡に警察署を設置す。佐良山・福岡兩村は久米南條郡警察署に歸屬し、同時に各分署を廢止す。津山警察署は西西條・西北條・東北條・東南條の四郡を管轄し、更に東南條郡林田・東北條郡桑原・西北條郡竹田の三箇所に分署を置く。

明治二十一年三月町村に在勤所を置く。即ち西一宮・香々美・大町・田邑・山北・津山の內安岡・坪井・細工町椿高下・堺・小性町に居住所を置く。明治二十二年四月、在勤所を巡査駐在所と改稱し、各村に設置す。

明治二十七年十一月、林田分署を廢して本屬署に移し、同時に桑原・竹田兩分署を警察となし、桑原警察署は東北條郡・竹田警察署は西西條郡一圓を管轄す。明治二十九年六月、竹田警察署を津山警察署に合併す。

明治三十三年四月、郡制施行の結果、西々・西北・東北・東南の四郡を合併して苫田郡と成る。依つて桑原警察署は津山警察署に移され、苫田郡一町三十箇村は津山警察署の管轄となる。同時に桑原署跡に巡査部長出張所を置き舊東北條郡一圓を監督せしむ。

明治三十四年十二月、署在地居住所を廢して、更に翁橋・大橋・東新町の三箇所に巡査派出所を設置し、大橋翁橋は四人詰、東新町は二人詰とす。明治三十五年一月、再び佐良山村・福岡村の兩村を津山警察署の所轄と爲す。

明治三十五年四月、林田村巡査駐在所を川崎巡査派出所と革め、同時に佐良山村大字一方・井口及び北の三部落を割き、中國鐵道津山驛を根據として、大字北に巡査派出所を新設す。同年八月久田上原巡査部長派出所を設く明

治三十六年二月、院庄村巡査駐在所を廢し二宮駐在所に合併す。
明治四十年六月三日、現時の廳舍新築落成式を擧行す。明治四
十四年四月一日、巡査部長出張所を派出所と改む。
大正十年六月四日、内務省告示第一〇六號を以て津山警察署を、警視を以て警察署長に充つべき警察署に指定
せらる。

（ロ）取扱事件數

明治三十九年度、以降十箇年を隔てたる、年度に於ける受發件數・火災度數並被害金額・止宿人數調を表示せ
ば左の如し。

□ 警察上取扱發受件數調

年度別	種類別	文書					口頭					警察電話				公衆電話			
		受件	發件	官公署吏員	願	届	雜	願	届	雜	文書口頭受發件數合計	受件	發件	官公署	受件	發件	官公署	願	届	雜
明治卅九年度		一・〇三一	一・三五三	七・九二七	一・六四一	一・八八三		八三五	一・〇五二	二・九三	四七四	一六・七五八	七・八三	五四〇	一・三二三					
大正五年度		一五・九八三	二・一四	二・〇九三	九・三一	九・三三	一・八六	八三五	一・〇五二	二・九三	四七四	一六・七五八	七・八三	五四〇	一・三二三					
仝十五年度		一五・九八三	二・一四	二・〇九三	九・三一	九・三三	一・八六	八三五	一・〇五二	二・九三	四七四	一六・七五八	七・八三	五四〇	一・三二三					
三七・一八四	二・五八七	二〇・四四一	五・一九一	五・四八六	五六二	四五五	五・七二	六・九三五	一・九四一	五・七二	四五五	一八・八九六	三・七一	二〇・八八三	二・七九五	一五・二八〇	二・九一	一九・一二五	五・五七	八・八九六

□ 火災度數並被害金額

年度別	火災種別及び類別	山林田野	建家										備考
		度數	反別	被害金額	失火度數	放火度數	雷火度數	不審火度數	延燒せし度數	延燒せざる度數	軒數	建物被害金額	
明治卅九年度		七	二八・四〇 町 反 畝 歩	一三一・六〇〇 円	二五	四	一	一四	三	四〇	四八	九一六・七〇五 坪	大正十五年度被害額の多きは奥津村大火災により異數的に上りたるを
大正五年度		七	一五・二六・〇〇	九六・八七〇	三	一		七	八	三	五〇	五五二・〇〇〇	
仝十五年度		一五	七五・〇〇・〇〇	一五〇四・〇〇〇	二			九	三	三	一二	三八・五六・一九〇	

□ 止宿人調

年度別	國縣別及び男女別	止宿人 本縣内 男	女	縣外 男	女	外國人 男	女	計	備考
明治三十九年度		—	—	—	—	—	—	六三・四三	逐年止宿人の減少せるは、交通の便拓け止宿するの要なきに至りたるものにして、縣外人の增加の傾向あるは交通機關の完備に伴ひ觀客商人等の多數止宿し、津山町を中心とする商取引の旺盛に向いつゝあるを裏書するものなり。
大正五年度		二〇・九七四	一・三六	七・七五二	一・六八	一九	—	三一・〇二九	
仝十五年度		三・九二	一・七一三	八・二三三	一・七五	一六六	四	二四・一六三	

官職	氏名	任命年月
警部	中村忠順	明治九年十月
同	安達清風	同　十年四月
同	柳致忠	同　十一年九月
同	岡磐田	同　十五年十月
同	西浦幾美	同　十五年（月日不詳）
同	齋藤曹輔	同　十八年七月
同	瀬上其恕	同　十八年（月日不詳）
同	上村行業	同　十八年十二月
同	加來軍治	同　十九年九月
同	金丸實	同　二十一年六月
同	西野浩三郎	同　二十五年九月
同	山内副忠	同　二十七年六月
同	松本照太郎	同　二十八年九月
同	加來惟藏	同　三十年八月

官職	氏名	任命年月
同	霍部威宣	同　二十年十月
同	大和昌一	同　三十三年四月
同	泉研介	同　三十六年五月
同	白仁賢捷	同　三十七年十二月
同	藤澤亮	同　四十一年五月
同	關谷由藏	同　四十二年六月
同	池田長吉	同　四十三年七月
同	杉原靖三	大正八年八月
同	横田軍次	同　九年五月
警視	常國茂孫	同　十年八月
同	服部廷逸	同　十一年三月
同	杉原靖三	同　十二年三月
同	片山長之助	同　十三年四月
地方警視	板倉太郎左衛門	同　十三年十二月（現任）

（署長氏名は前掲につきこれを省略す）